

『萬葉集』における訓仮名の基礎的研究

文学研究科博士後期課程国文学専攻

2015 年度 42153604

吉岡 真由美

目次

1	序論	1
1.1	研究の背景と目的	1
1.2	用語の整理	3
1.3	先行研究と本研究の位置	5
1.4	本研究の構成	8
2	近世の用字法研究における訓仮名の位置づけ	12
2.1	はじめに	12
2.2	用字分類の原理と訓仮名の定義	13
2.2.1	契沖『萬葉代匠記』	13
2.2.2	春登『萬葉用字格』	15
2.2.3	鹿持雅澄『萬葉集古義』	16
2.3	『古事記伝』の分類原理と訓仮名の定義	18
2.3.1	『古事記伝』と『用字格』『古義』	18
2.3.2	『古事記伝』における訓仮名	19
2.4	分類の援用による混乱	22
2.5	おわりに	24
3	多音節訓仮名	27
3.1	はじめに	27
3.2	表記の分類	27
3.2.1	調査資料・調査範囲	27
3.2.2	分類項目	28
3.3	助詞・助動詞	29
3.3.1	助詞	29
3.3.2	助動詞	32
3.3.3	付属語の連続	35
3.4	補助動詞・活用語尾	39
3.5	自立語	44

3.6	おわりに	52
4	訓仮名として使用される〈漢字〉	56
4.1	はじめに	56
4.2	〈漢字〉の用法の定義	56
4.3	訓仮名字母の異なりと各用法の内訳	58
4.4	おわりに	67
5	単音節訓仮名 —訓字との関係に注目して—	69
5.1	はじめに	69
5.2	用例数からみる関係性	70
5.2.1	専用と両用	70
5.2.2	専用	70
5.2.3	両用	73
5.3	おわりに	78
6	訓仮名群における用例数の差と出現位置の違い	81
6.1	はじめに	81
6.2	訓字主体表記歌巻に特有であるか	81
6.3	巻ごとの用例数	83
6.4	どのような語の表記を担うか	85
6.5	おわりに	88
7	訓仮名と訓字	91
7.1	はじめに	91
7.2	単音節訓仮名と訓字	92
7.2.1	考察の対象	92
7.2.2	3種類の型	93
7.3	用例数と表記	95
7.3.1	Aのばあい	95
7.3.2	Bのばあい	98
7.3.3	Cのばあい	100
7.4	共存の原理	102
7.5	多音節訓仮名と訓字	103

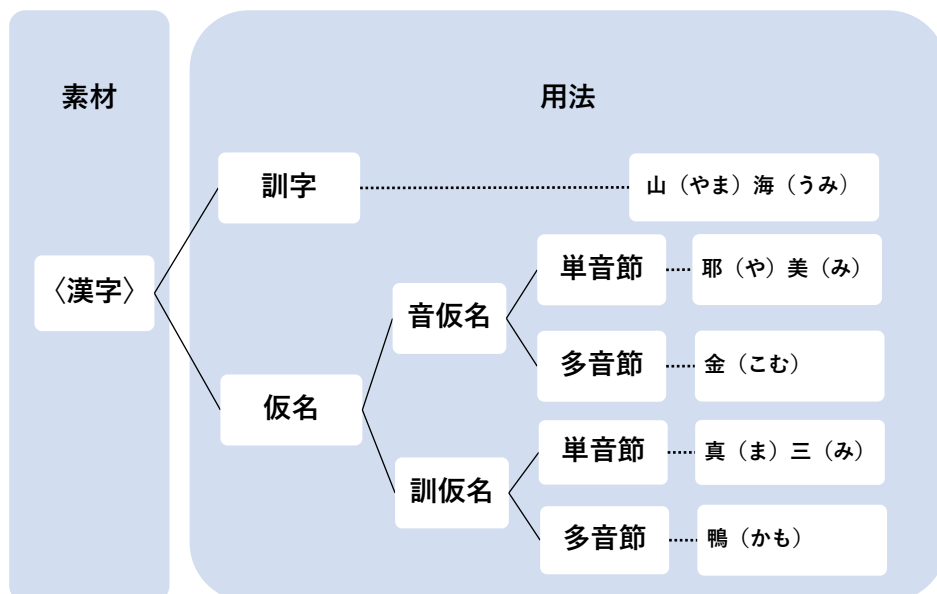
7.6	文字列の違い	104
7.7	おわりに	106
8	音仮名と訓仮名 —訓字との両用とその影響をめぐって—	109
8.1	はじめに	109
8.2	音仮名と訓仮名の関係	110
8.2.1	用例数	110
8.2.2	用例数と語の表記— (B)	111
8.2.3	用例数と語の表記— (A)	113
8.2.4	前後に接する〈漢字〉	114
8.3	訓字とのかかわり	116
8.4	おわりに	118
9	まとめと課題	121
9.1	本研究のまとめ	121
9.2	本研究の意義と今後の課題	123
	参考文献	128
	初出一覧	135

1 序論

1.1 研究の背景と目的

現代において、漢字と仮名とは素材（文字）の違いであるとともに用法（表語・表音）の違いでもある。しかし、日本語を書くための文字として漢字しかなかった上代において、漢字は素材としての側面と、種々の用法としての側面と、その両面を持ちあわせている（山田俊雄 1955a）。本研究では、文字の素材としての側面をいうとき〈 〉で囲んだ〈漢字〉とする。〈漢字〉の用法には、「山（やま）」「海（うみ）」のように語を表す表語用法——これを訓字とする——、「耶（や）」「真（ま）」のように音節を表す表音用法——これを仮名とする——とがある。仮名はさらに、〈漢字〉の音を利用する音仮名と訓を利用する訓仮名とにわけられ、音仮名・訓仮名には「美（み）」「三（み）」のように1字で1音節を表すものだけでなく、「神乃御代鴨（かみのみよかも）」（1・38）の「鴨（かも）」や「今還金（いまかへりこむ）」（13・3322）の「金（こむ）」のように1字で複数音節を表すものもある。このような〈漢字〉とその用法との関係は【図1】のように整理できる。

【図1】素材と用法の関係



『古事記』や『日本書紀』をはじめ、上代の多くの文献で使用される仮名は単音節の音仮名であり、単音節の訓仮名や多音節の訓仮名、多音節の音仮名（二合仮名）は、固有名詞の

表記を除いてほとんど使用されない。ところが、『萬葉集』訓字主体表記歌卷（巻1~4, 巻6~13, 巻16）^①では、単音節音仮名だけではなく、単音節・多音節の訓仮名や多音節音仮名も相対的に多く用いられる。

訓字主体表記歌卷でだけ多様な仮名が使用されることは、はやくから注目されてきた。ただ、従来の研究の関心は表記の背後に潜む書記者の意図の解明に向いており、さまざまな仮名が用いられることに対しても、それらが選択された事由を個別的に説明・解釈することに重点が置かれてきた。そのため、技巧的な仮名の使用や歌意と関連する仮名の使用については盛んに論及されてきたいっぽうで、訓字主体表記歌卷のどのような仕組みが訓仮名をはじめとする多様な仮名の使用を許容するのか、そうした表記の仕組みが日本語表記史上にどのように位置づけられるのかという問題は、長い『萬葉集』研究史のなかでも俎上に載せられることがなかった。これは、『萬葉集』仮名主体表記歌卷の表記やそこで使用される仮名が、常に平安時代以降の和歌や和文などのひらがな文およびひらがな字母との連続性を問われてきたことと対照的である。

訓字主体表記歌卷は、上代文献のなかで延べ・異なりともに仮名がもっとも多く、その表記は、当然、日本語表記史上での位置が問われるべきである。それにもかかわらず、そこでの仮名のありようが個別的な文字選択の問題に還元され、日本語の表記上の制約や規則との関連において議論されてこなかった背景には、日本語表記史はひらがなの成立とともに始まり、上代はその準備期間に過ぎないとの認識があったからだと思われる^②。つまり、これまでの上代の仮名の研究は、ひらがなの成立およびひらがな文の出現をひとつの到達点とみて、そこへ至るまでの過程の解明に主眼があった。それゆえに、ひらがな文へ発展しないと考えられる訓字主体表記歌卷は、日本語表記史上の主要な考察対象とみなされず、そこでの多様な仮名のありようも「イレギュラーなもの」として扱われてきたといえる。

しかし、日本語表記史の最大の特徴は、複数種類の文字の併用と複数の表記体の併存という、複雑さと多様性を許容してきた点である。上代はそうした複雑かつ多様な日本語の表記の基礎が築かれた時代であり、また日本語表記史の出発点であることに鑑みると、訓字主体表記歌卷における多様な仮名の使用が、どのような表記の仕組みに支えられて可能になっているのかが考究されるべきであろう。このような問題意識のもと、近年、尾山慎氏による一連の研究によって、訓字主体表記歌卷における多音節音仮名（二合仮名）の使用実態が明らかにされた^③。しかし、同巻の表記をもっとも特徴づける単音節・多音節の訓仮名につい

ては、どのような訓仮名が、どのような語の表記で、何回使用されるのか、といった基礎事項さえ整理されていない状況である。

以上のような研究の現状をふまえて、本研究では、『萬葉集』訓字主体表記歌巻における訓仮名の使用実態を調査・記述し、同巻においてどのように訓仮名が使用されているのか、その仕組みを明らかにする。

1.2 用語の整理

現在、文字論・表記論は音韻論や文法論などとならぶ日本語研究の一分野とあってよい。しかし、音韻や文法の諸分野ではやくから用語に関する議論がなされ、種々の理論の構築が試みられてきたのに対して、文字・表記は、それが音韻や文法を考究する際の手がかりであったことや、明治以降の日本語の研究が「文字は言語を記録する道具に過ぎない」という西欧言語学の文字観^④の影響を強くうけたことと関連して、用語や理論をめぐる議論が立ち遅れていた。そうした環境下で、いちやく文字研究の観点について言及したのが橋本進吉（1932）である。橋本（1932）は、文字・表記の研究には、字体・字形のような単字レベルの観点と、どのような文字がどのような言語と対応するかという綴りレベルの観点とがあることを説いている。ただし、橋本は西欧言語学的視座に立っていたこともあり、こうした文字・表記研究の観点を深く掘りさげることはしなかった。

文字・表記研究の用語や理論に対する関心を高める契機となったのは、『國語・國文』（15-3・4）「國語國字問題特輯」に掲載された池上禎造（1946）である。池上は、第二次世界大戦後の文字研究が、国語改革の一環として政治問題のように扱われていることへの苦言を呈するとともに、従来の文字研究が字体や字形の変遷に集中しすぎていることを問題視し、文字研究が日本語研究の一分野になるためには、文字・表記と語彙・意味との関連を探究する必要があると述べた。池上（1946）は文字・表記研究の方向性を明確にしたという点で評価されるいっぽうで、同論には「文字論の中心は文字を如何に用ゐて言語を寫すかといふ點にあるべく、漢字・假名を一つにして考へねばならない」のように、「文字論」といいながら、実際には文字そのものではなく、文字を用いて言語をどのように記すかという表記を指す記述があり、文字と表記とが用語のうえで截然と区別されていない点もみられる。

このような用語の混乱を整理し、文字論と表記論との区別を明確にしたのが山田（1955a）である。山田は、さきにふれた橋本（1932）を再評価し^⑤、次のように述べている。

すでに橋本博士は、用法上の文字現象を、いわゆる文字から特に取り出して論じて居る。筆者の自己流のことばを使うならば、

(一) 作品としての文字

(二) 体系的事実としての文字

とってよいかと思う。又、言語との関係を主にしていいかえると、

(一) '用法における文字 (具体的な言語と対応する価値)

(二) '素材としての文字 (潜在的に言語と対応しうる種々の可能性)

でもある。文字は、その性質としては、現実にかかれ (又は視られ読まれ) る痕跡と、人々の心の中に記憶される文字表象とがあると同時に、又、文字観念とでも名づくべき体系的な、属性の諸項の一定の結合という現象も存する筈である。

山田 (1955a) は、ある文字が実際の語の表記でどのように使用されているかということ ((一) (一)') と、ある文字に対する人間の心的把握に相当する ((二) (二)') とを、ひとまずは別の問題として扱うべきことを提唱した。そして、前者のように文字の運用の実態を問題とする分野を表記論とし、後者のように字体・字形の認識や、ひとつの〈漢字〉と複数の音・訓との対応関係の体系性の解明を問題とする分野を文字論とした。同年に発表された池上禎造 (1955) は、この山田 (1955a) の提案を全面的に肯定したうえで、再度、表記論の必要性に言及している。

1960年代以降は、樺島忠夫 (1960, 1961a, 1961b) による一連の研究をはじめ、数理面からの理論構築が試みられるようになった。また、西欧言語学における文字の扱いに対するアンチテーゼから、森岡健二 (1968) は表語文字を中心に据えた「文字形態素論」を提唱し、〈漢字〉を媒介としてその音・訓が交替することの理論化を試みている。しかし、「文字形態素論」に対しては、森岡のほかに柴田武・山田俊雄・樺島忠夫・野村雅昭の4人が出席したシンポジウム (のち森岡健二ほか (編) (1975)『日本語の文字』) や、宮島達夫 (1981) で本格的な批判が出され、この議論を経て、文字は言語という記号を再記号化するものであるとの考えかたが学界で定着した。

上述のような議論をふまえたうえで、1990年代以降は、小松英雄 (1998) が文字や表記の自律的な記号体系としての側面を探究するとともに、表記に代わって「書記」を使用することを提唱した。小松によれば、「書記」は「writing」の日本語訳であり、「社会的習慣に従って文字を組み合わせ、情報を記録して蓄蔵したもの」「文字を媒体とする情報の記録」を意味する。「書記」を使用することで、書かれたものが読まれることで情報が引き出され、

内容が伝達されることまでを言い表し得るといふ。小松(1998)の方法論や観点は、以後の研究に大きな影響を与え、上代に関連するところでは、乾善彦(2003)『漢字による日本語書記の史的 연구』や犬飼隆(2005a)『木簡による日本語書記史』など、近年の主要著書といふべきものがその影響をうけている^⑥。

いっぽうで、「書記」という用語やその使用に対しては、石井久雄(2002)、野村雅昭(2006)などの批判があり、また、矢田勉(2012)も「書記」という用語が必ずしも「表記」を包摂し、乗り越えるものではないと指摘している。こうした議論を経て、近年では、佐野宏(2006)が説くように、従来、表記論として一括されてきた分野を、一次資料を対象として「表記に現れた書記主体の意図を読み取りつつ、書記テキストの表現性を求める」書記論と、「表記に内在的なある種の文法性」や「〈ことば〉と文字との対応と運用における機構」の解明を目的とする表記論とにわけることが一般化しつつある^⑦。つまり、書記者がどのような人で、その人がどのような筆記具を使用し、そのテキストを作成したのかという生成論的側面まで視野に入れて考察するのが書記論であり、そうしたテキスト外の要素を捨象して、テキスト内部における文字の運用について体系的把握を試みるのが表記論であるといえる。

以上の議論を整理すると、現状としては、字体・字形の認識、文字の体系化、〈漢字〉と複数の音・訓との対応関係の理論化など、単字レベルでの考察を行うものが文字論であり^⑧、そうした文字論と関連しつつ、一次資料を対象として、その資料を作成した書記者の意図および資料の生成過程やその特質などの解明を主な目的とするものが書記論である。そして、書記論的研究で重要視されていた、字体・字形の問題や資料の生成過程などを捨象し、あるテキストにおいて文字がどのように運用され、語がどのように書かれているか、その仕組みの解明を主な目的とするものが表記論であるといえる。本研究もこうした基準に倣い、文字(論)・表記(論)・書記(論)の用語を使用する。

1.3 先行研究と本研究の位置

上代文献のうち、『萬葉集』訓字主体表記歌巻でだけ訓仮名が多く用いられることは、はやくから注目されてきた。そのことは、契沖『萬葉代匠記』初稿本の次の一節に記されている。

此集の仮名は、さのみむつかしきもしは用す、音訓あひましへてつかへり。音は多分呉音を用て、漢音はまれに用たり。和訓をかんなに用たるに、無窮のことあり。心をつくへし。

(契沖『萬葉代匠記』久松潜一(監修)(1973)『契沖全集』岩波書店 p.250)

契沖以後の研究でも、訓字主体表記歌巻における訓仮名の多用には注意が払われてきたが（2章で詳述）、近世の段階ではいずれも事実の指摘にとどまっていた。

近代に入ると、吉澤義則（1933）の「従來の用字研究は、主として語學的に試みられてるのであつて、これを文學的に考察したものはまだ發表されてみないやうに思ふ」という発言を契機として、訓字主体表記歌巻の表記が、〈漢字〉で歌を書くということの装飾性や技巧性といった文字表現の観点から検討されるようになった。吉澤（1933）の考察は、「最愛子」や「光儀」など、いわゆる義訓にあたるものが中心であったが、これをうけた^⑨武智雅一（1933）が、『萬葉集』における〈漢字〉の用法を下記のように5分類するなかで、訓仮名についても文字表現の観点から考察している。

一、殆ど無意識的な作用によつておのづから或る制限を受けた文字の使用

—上の字によつてその下に來る字の制限せられたもの—

例) 鶴鴨（つるかも）、申尾（ましを）

二、上の字の如何に拘らず下の字の一定してゐるもの

—動詞の連體形を表す場合に於いて—

例) 戀流（こふる）

三、上の字によつて下に來る字が制限せられ、然も内容にまで影響を及ぼすもの、及び相關的意義を有するもの

例) 孤悲（こひ）、辛苦（くるし）

四、作者による意識的聯想用字

(一) 只字面上に於いてのみの聯想的用字

例) 鳥屋（とや）、沼蛇（ぬべみ）

(二) 主意義擴充のもの

例) 霞立春日之霧流，妻尔戀樂苦

五、二句三句或は歌全体にわたつての聯想的用字

例) 秋風乃吹西日從，鳴奈流鷄之喚立而甚不鳴隱妻羽毛

武智（1933）の分類は、表記を媒介とする掛詞を指摘した井手至（1970）や、「表意性」を持つ仮名の関係性について整理した奥田俊博（1998）などによって発展的に繼承され、訓仮名のなかには歌の技法や歌意と密接にかかわるものがあることが明らかにされてきた。ただ、武智に端緒を成す一連の研究は、個々の訓仮名に対する説明を目的とするものであり、訓字主体表記歌巻でだけ訓仮名が多用されること、それ自体への説明を意図するものでは

ない。同巻には用例数が 100 例を越え、ばあいによっては同じ音節を表す音仮名よりも頻用される訓仮名がある。このように繰り返し使用される訓仮名があることに対しては、個別的な文字表現という観点からだけでは説明が難しいであろう。〈漢字〉が潜在的に持つ意味や、歌意への配慮によって訓仮名が選択されるのであれば、それらは常に類似した文脈や表現での使用に制限されるはずであるが、実際にはそのような傾向を見出し難いばあいがままあるからである。

また、『萬葉集』に限らず、上代の種々の資料を横断的に扱う研究でも訓仮名について論及されてきたが、それらの多くは、1.2 節で山田 (1955a) が指摘した、文字の素材面を扱う文字論と、文字を用いて言語をどのように記すかを扱う表記論とが区別されていない。たとえば、上代の種々の文献で使用される音仮名・訓仮名を整理した大野透 (1962) は、その第 7 章で次のように述べている。

漢字は一般に義字であるから、漢字を轉用した眞假名（以下單に假名と稱す）が、當該漢字の義字性に應じて、義字の要素を多少なりとも有する事があるのは、寧ろ當然であるが、義字の要素を有する假名を義字的假名と呼ぶ事にする。義字的假名は、一般には、特殊な假名用字に多い傾向が見られるが、義字としての漢字の和訓に基く訓假名が、音字としての漢字の日本的字音に基く音仮名よりも、義字的假名に用ゐられる傾向が強いのは自然である。

大野の「義字的假名」は、上代の假名が素材としては〈漢字〉であることから発想されている。つまり、〈漢字〉が潜在的に複数の訓と対応し、種々の語を表し得る可能性があるという文字論的な問題と、訓字主体表記歌巻において、その〈漢字〉が、ある語の表記で表音用法で使用されているという表記論的な問題とが、連続的に捉えられている。このような視座は、文字や表記を手がかりに、書記者の意図を明らかにしようとする書記論的研究では支持されるであろう。しかし、本研究は〈漢字〉の運用の仕組みの解明を目的とする表記論的研究であり、そのばあい、ある〈漢字〉がどのような意味を表し得るかということと、その〈漢字〉が実際にどのような語の表記で使用されているかということとは、ひとまずはわけべきだと考える。

上述のように、訓仮名については、個々の事例について、それらが選択された理由と書記者の意図とを関連づける考察が中心であったが、そうしたなかで橋本四郎 (1959, 1966) は訓仮名の総括的な研究を行っている。それによれば、ひとつの〈漢字〉は訓仮名として使

用されるいっぽうで、訓字としても使用される傾向が強いという。ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されるというのは、たとえば次のようなことをいう。

あはなくに ゆふけをとふと ぬきにおくに わがころもでは またぞつぐべき
不相尔 夕ト乎問常 幣尔置尔 吾衣手者 又曾可續 (11・2625)

かくしつ つ あがまつしるし あらぬかも よのひとみな の つねにあらなくに
如是為乍 吾待印 有鴨 世人皆乃 常不在國 (11・2585)

マークを施した〈常〉は、巻11の2625番歌では助詞「と」の表記を担う訓仮名であるが、2585番歌では副詞「つねに」の表記を担う訓字である。このような〈漢字〉の両用は、『古事記』や『日本書紀』では非常に少ないことが指摘されている(川端善明1975)。このことをふまえると、訓字主体表記歌卷には、ひとつの〈漢字〉を仮名と訓字に両用することを許容する仕組みが存在し、それが同巻において訓仮名が多用されることの根幹にかかわると推測される。橋本(1959)は概略的な論考であるため、これをうけて訓仮名と訓字の両用や共存のありようが追究されるべきであろう。しかし、これまでの研究は、この問題について十分に議論していないどころか、表記論的研究の基盤である訓仮名の用例数や語の表記との関係も十分に整理していない。

このような訓仮名研究の現状をふまえ、本研究では、『萬葉集』訓字主体表記歌卷における訓仮名の使用実態を調査・記述し、表記論的観点から訓仮名がどのように使用されているのかを分析する。表記論的観点に立つ理由は、ひとつは『萬葉集』に資料上の制約があるからである。『萬葉集』は今のところ原本が発見されておらず、受容史研究や写本研究を除くと、校訂本文を使用するのが一般的である。「書記テキストの表現性」について考究する書記論的研究が、原則として一次資料を対象とし、字体・字形の認識や筆記具などにも配慮することに鑑みると、現状、『萬葉集』の書記論的研究は難しいといわざるを得ない。もうひとつは、本研究が表記論的観点から訓仮名の全体的なありようを明らかにできれば、個別的な文字選択と関連づけられてきた訓仮名の各論を相対化する素地が整えられ、訓字主体表記歌卷の表記の実相をより立体的に捉えられるようになると考えるからである。

1.4 本研究の構成

訓字主体表記歌卷における訓仮名の使用実態を調査・記述し、表記論的観点から訓仮名のありようについて分析する本研究は、次のような構成である。

2章では、訓字主体表記歌卷における訓仮名の多用が表記論的観点から考究される必要性を明確にするために、近世の用字法研究における訓仮名の位置づけに注目する。従来、用字法研究は、契沖『萬葉代匠記』が最初に〈漢字〉の用法としての仮名と訓字を自覚的に捉え、

それを春登『萬葉用字格』や鹿持雅澄『萬葉集古義』が発展的に継承したと考えられてきたが、「訓仮名をどのように位置づけるか」という点からみると、三者の用字分類の方針や訓仮名の位置づけが連続しないこと、そこに本居宣長『古事記伝』の影響があることを明らかにする。さらに、『古事記伝』の『古事記』に基づいた用字分類を『萬葉集』に援用した『萬葉用字格』『萬葉集古義』では、訓仮名の位置づけに、一部無理や混乱が生じていることを足掛かりとして、統一的な方法で上代の〈漢字〉の運用のしかたを横断的に分類することが困難であることを述べ、訓字主体表記歌巻における訓仮名の多用が、その表記の体系的な仕組みのなかで論じられる必要があることを再確認する。

3章では、語の表記の側から多音節訓仮名の使用実態を押さえることを目的として、多音節訓仮名がどのような語の表記で何回使用されるのかについて、調査・記述する。さらに、その結果をふまえて、多音節訓仮名表記の分布の傾向や、多音節訓仮名表記の比率が高い語群について考察を加える。

4章以降は、〈漢字〉の側から訓仮名と訓字の関係について考察してゆく。その前提として、4章では、訓字主体表記歌巻で単音節・多音節の訓仮名として使用される〈漢字〉の全容を示すとともに、それらが訓字や音仮名など、ほかの用法としてどの程度使用されているのか、その内訳を一覧表で示す。

5章では、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されることに注目し、(1)単音節訓仮名としてのみ使用される専用〈漢字〉と、いっぽうで訓字としても使用される両用〈漢字〉とがどのような割合で存在するか、(2)専用〈漢字〉・両用〈漢字〉にはそれぞれどのようなものがあり、両者には用例数や出現位置に違いがあるかについて検証する。

6章では、5章で確認された、訓字主体表記歌巻における訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いを同巻内部の問題として位置づけることの妥当性を明らかにするために、(1)同じ音節を表す訓仮名群の用例数や出現位置の違いは訓字主体表記歌巻以外の上代の資料でも確認されるのか、(2)訓字主体表記歌巻における訓仮名群の用例数の差は同巻を構成する各巻の仮名の使用実態とどのような関係にあるか、(3)訓仮名群の用例数の差は対応する語の違いと相関するか、の3点について考察する。

7章では、訓字主体表記歌巻で訓仮名として使用される〈漢字〉が、訓字としてどの程度用いられるのかを確認したうえで、訓字のときにどのような語の表記を担うのか、その際どのような〈漢字〉を前後に取るのかに重点を置いて整理し、その結果と訓仮名としての用例数や出現位置との関係を考察する。

8章では、7章をうけて、訓字との関係という観点から同じ音節を表す単音節の音仮名と訓仮名の関係について考察する。近代以降、上代の資料を対象とした研究では、音仮名・訓仮名という属性による仮名の二分類が絶対視されてきたことを確認したうえで、用例数・語の表記における分布・同一語句の表記を担う際の綴りについて両者の関係を分類・検証し、訓字主体巻における仮名の分布には、その属性よりも、訓字として使用される際のありようが深くかわる可能性に言及する。

以上をうけて、9章では、訓字主体表記歌巻ではひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されるため、訓仮名は訓字のありように強く依存し、訓字で語をどのように書くかという表記法のほりあいのなかで存立し得るものであることを述べる。そのうえで、このような訓字主体表記歌巻の表記は仮名のみでの表記へと至る単線的な日本語表記史の展開のなかに位置づけられるべきものではなく、また、そこでの訓仮名の多用も書記者の個別的な工夫として理解されるべきものでもないことを述べ、同巻の表記とそこに特徴的な訓仮名の多用とは、上代の一表記法として特立し得る可能性を指摘する。

【注】

- ① 巻19は仮名主体表記歌巻のように単音節の音仮名だけで書かれた歌が少なからず含まれること、訓字主体表記歌巻としたほかの巻に比して仮名表記部分が多いことを考慮して、本研究ではさしあたって調査範囲から外した。
- ② たとえば、矢田勉(2012)『国語文字・表記史の研究』は、その冒頭で「複線的、多層的、多段階的という特徴を有する国語文字・表記史を、俯瞰的に把握する試み」としつつも、上代の文字・表記にはほとんどふれていない。また、乾善彦(2017)の「基層の仮名」にまつわる研究では、「漢文中の仮借の用法が、日本語の語形表記に利用されたそのときに、すでに『仮名』(〈漢字〉の表音用法いわゆる万葉仮名——筆者注)への展開がはじまっており、それは『かな』(ひらがな——筆者注)への第一歩でもあったのである」(p.109)、「『かな』の成立をまっぴらしてはじめて『仮名』が成立したということも、あながち、荒唐無稽ないい方ではないのかもしれない」(pp.109-110)のように、仮名はひらがなへの通過点として扱われている。同様の考えかたは乾善彦(2018)でも述べられている。
- ③ 尾山慎氏の一連の研究は、尾山慎(2019)『二合仮名の研究』にまとめられている。
- ④ 「文字表記から解放されなければ、言語という対象は定義されません。言語と文字表記は二つの異なる記号システムで、後者は、前者を表現するためだけにあります。」(フェルディナン・ド・ソシュール(著)影浦峽・田中久美子(訳)(2007)『ソシュール一般言語学講義 コンスタンタンのノート』p.55)

- ⑤ 山田（1955a）が論文内で実際に引用しているのは、橋本（1932）そのものではなく、その後刊行された著作集（橋本進吉 1946）である。
- ⑥ 乾（2003）は第1章「文字史の方法」で、「本書において『日本語書記』の用語（ターム）を用いるのは、小松英雄『日本語書記史原論』（一九九八、笠間書院）の提言を重く受け止めてのことである」と述べる。また、犬飼（2005a）は「前書き」で「『書記』は writing にあたる行動とその生産物を指す」と述べる。
- ⑦ 矢田（2012）『国語文字・表記史の研究』はその題名に「書記」ではなく「表記」を使用した理由について、「緒言」で次のように述べる。

「書かれたもの」を内容として（それはテキストなどと呼ばれる）ではなく、外形として総体的に捉えたものを「書記」と呼ぶ場合、「文字」や「表記」のような記号機能的側面ばかりではなく、平面構成的要素や審美的要素、社会慣習的要素などの非言語的要素を含むことになる。「書記」を「書かれたもの」の言語的側面のみを指すものと限定的に定義することも一応は可能であろうが、実際には視覚記号である以上、それに必然的に付随するものとして、平面構成的要素や審美的要素等をそこから完全に切り離すことは、正しい観察姿勢とは必ずしも言い難い。

- ⑧ 山田俊雄（1955b）は、文字論的研究が筆記具の変化や社会的な集団および位相などとも深く関連することにふれたうえで、次のように述べている。

漢字から假名を脱化せしめ考案した跡を史的に追求することは言語研究ではなくて、文化史的研究といふ廣汎な領域に位置を占めるものといつてよい。むろん言語史そのものを文化史の一領域と理會することが正しいかとも思ふのであるが、殊に假名發達史といふやうな觀點は言語史研究とは肌合ひも違ふ。

- ⑨ 武智（1933）の分類・考察は、厳密には吉澤（1933）だけではなく澤瀉久孝（1931）をもうけたものである。そのことは、武智自身が次のように明言している。

私がこれから述べようとするのは吉澤先生の所謂文學的用字——（但し此の小論に於いては便宜上義訓に屬するものはこれを省略する事とした）——澤瀉先生の述べられた無意識的聯想作用による用字、及び意識的に使用せられ、廣範圍に於いて戲書に屬する用字、これ等の中聯想作用によると思惟せられる用字に就いて聊か卑見を述べようと思ふ。

ただし、澤瀉の「聯想」用字は卷3・324番歌の解釈の際に言及されたもので、「聯想」用字それ自体のために論述されたものではない。

2 近世の用字法研究における訓仮名の位置づけ

2.1 はじめに

上代の〈漢字〉の用法を分類・整理する研究は用字法研究と呼ばれている。現在、用字分類としてもっともひろく知られているのは、次に示す武田祐吉（1921）の4分類である。

一、漢字の内容に一致して用み、字音を以つて讀ましむるもの。

例。塔^{たふ}、過所^{くわせ}、餓鬼^{がき}、力士^{りきし}、

二、漢字の内容に一致して用み、國訓を以つて讀ましむるもの。

例。日、月、松、山、戀、清、高、亦、

三、漢字の内容に一致せずして用み、字音を以つて讀ましむるもの。

例。多良志比賣^{たらしひめ}、許許呂^{こころ}（心）、伊弊^{いへ}（家）、

四、漢字の内容に一致せずして用み、國訓を以つて讀ましむるもの。

例。射等籠^{いらご}（地名）五十等兒^{いらご}（地名）白土^{しらに}（知らに）猿尾^{ましを}（助動詞及助辭）

武田氏の分類は、〈漢字〉の用法を表語用法（一、二）と表音用法（三、四）に大別し、両用法のなかを音・訓にわけ、〈漢字〉の用法を「一＝漢語」「二＝訓字」「三＝音仮名」「四＝訓仮名」の4つに分類する。従来、この4分類は、次に挙げる仙覚の4分類から始まると考えられてきた。

下僕見萬葉集歌、有四種書様。一者眞名假名、二者正字、三者假字、四者義讀也。

（「仙覺律師奏覽狀」佐佐木信綱（編）（1972）『仙覺全集』萬葉集叢書8複製版 p.370）

そのことに最初に言及したのは森本治吉（1931）である。森本は、仙覚の「四種書様」と武田氏の4分類とを対応させ、「眞名假名＝音仮名」「正字＝訓字」「假字＝訓仮名」「義讀＝戲書」という対応関係が成り立つことを指摘した。

森本（1931）の指摘は、山田俊雄（1955b）をはじめ先学の研究で肯定されてきた。しかし、乾善彦（1990, 1998）が、仙覚の分類は語や歌をどのように書くかという「表記」の分類であり、〈漢字〉をどのように用いるかという武田の「用字」分類とは厳密には対応しないこと、武田の用字分類はもとをたどれば契沖の用字分類に行き着くことを指摘した。これ以降、仙覚ではなく、契沖が〈漢字〉の用法として訓字と仮名とがあることをはじめて自覚的に捉え、春登や雅澄がそれを発展的に継承した、という流れが学界で共有されていると思

われる。

以上のような研究史を整理すると、これまでの研究の目的は武田（1921）の4分類を到達点とみて、そこに至るまでの用字法研究に連続性を見出し、研究史の大局を描くことにあると考えられる。そして、これまでの研究によって、武田の4分類に至るまでの過程やその後の展開などの大枠は明らかにされたといえる。このような先学の議論をふまえつつ、本章では、「訓仮名をどのように位置づけるか」という観点に立つと、契沖・春登・雅澄の分類が必ずしも連続しないことを明らかにし、そこに『古事記伝』が深くかかわることを指摘する。さらに、『古事記伝』の影響を受けたと考えられる、春登『萬葉用字格』や鹿持雅澄『萬葉集古義』では訓仮名の扱いに無理が生じていることに注目し、従来、個人の文字選択の問題と理解されてきた訓字主体表記歌巻における訓仮名の多用が、表記法のような体制的な表記の規則の問題として検証される必要があることを述べる。

なお、契沖『萬葉代匠記』、春登『萬葉用字格』、鹿持雅澄『萬葉集古義』（以下、それぞれ『代匠記』『用字格』『古義』とする）の引用は次のテキストによった。『用字格』は影印本であるため、私に翻刻し、適宜句読点を補った。本章における引用部の傍線は、すべて筆者が付したものである。引用にあたっては、引用箇所最後に各資料の略称と下記テキストの頁数を記す。

- ・契 沖『萬葉代匠記』…… 久松潜一（監修）（1973-1976）『契沖全集』岩波書店
- ・春 登『萬葉用字格』…… 鈴置浩一（編）（1984）『萬葉用字格』和泉書院
- ・鹿持雅澄『萬葉集古義』…… 北村宇之松（発行）（1932）『萬葉集古義』精文館
- ・本居宣長『古事記伝』…… 大野晋・大久保正（編集校訂）（1968-1993）『本居宣長全集』筑摩書房

2.2 用字分類の原理と訓仮名の定義

2.2.1 契沖『萬葉代匠記』

以下では、『代匠記』『用字格』『古義』において、訓仮名がどこに位置づけられ、どのように説明されているのかを確認する。ここではまず、『代匠記』について確認する。

次に示すのは、『代匠記』初稿本「惣釈」の一節である。

- 一 此集に文字を用るに、正訓義訓あり。梵語を翻訳するに、翻義翻あるかことし。正訓は花をはな、月をつきとよむかことし。義訓は春草をわか草とよみ、金山をあき山とよみ、冬風をあらしとよみ、向南とかきて、きたとよむたくひなり。（後略）
- 一（前略）此集の假名は、さのみむつかしきもしは用す、音訓あひましへてつかへり。

音は多分呉音を用て、漢音はまれに用たり。和訓をかんに用たるに、無窮のことあり。心をつくへし。八十一、十六、左右、二二、二五、喚雞、少熱、馬聲、蜂音、青頭雞、留鳥、此たくひかすしらす。(『代匠記』p.205)

『代匠記』初稿本の用字分類についての説明は、箇条書きで提示されている。箇条書き1点目は、「此集に文字を用るに正訓義訓あり」で始まっており、〈漢字〉の表語用法の説明であるとわかる。これに対して、2点目は仮名についての説明である。傍線部の「音訓あひましへてつかへり」の後、「音は多分呉音を用て、漢音はまれに用たり」という音仮名の説明と、「和訓をかんに用たるに、無窮のことあり」という訓仮名の説明がそれぞれあることから、仮名がさらに音仮名と訓仮名にわけられていると知られる。訓仮名の説明で使用される「無窮のことあり」とは、「数も種類も多く数えるにきりが無い」の意味であろう。つまり、『代匠記』初稿本では、〈漢字〉の用法をまず表語用法と表音用法にわけ、表音用法の仮名をさらに音仮名と訓仮名にわけている。

上に引用した一節では、訓仮名の例として「八十一」「馬聲」など多音節訓仮名や熟合仮名が挙げられるばかりで、単音節訓仮名は挙がっていない。しかし、次に挙げる契沖『和字正韻』から、それらも含むだろうと推測される。

ね_欄

年寧泥祢念涅【直音同用】

根寐【和音】

な_奈

奈那儼難南娜乃若【直音同用若拗音字】

名菜【和音】

(契沖『和字正韻』久松潜一(監修)『契沖全集』10 岩波書店 p.27)

築島裕(1973)によれば、『和字正韻』は「上代から中古に亘っての古文献に使用された万葉仮名を集め、それを分類しているは順に配列したもの」であるという。つまり、上代・中古の文献にみられる万葉仮名を音韻論的に整理したものだと考えられる。その『和字正韻』では、まず「ね」「な」など該当音節をひらがなで掲げ、そのすぐ下にやや小さい万葉仮名を挙げた後、該当音節の仮名として【直音同用】【直音同用若拗音字】のような割注を持つ単音節音仮名と、【和音】という割注を持つ単音節訓仮名とを挙げる。このように、ある音節を表す仮名として、単音節音仮名と単音節訓仮名とが対置されていることから、契沖は仮名の下位分類として音仮名と訓仮名とを対置しており、さきの『代匠記』の「和訓をかんな

に用たるに」のなかに単音節訓仮名も含むと考えられる。

以上にみてきたことを整理すると、『代匠記』初稿本については、〈漢字〉の用法を表語用法と表音用法に大別し、表音用法である仮名の下位分類として音仮名と訓仮名とを対置していること、『萬葉集』では訓仮名が多用されると認めたいうで、訓仮名について「和訓をかんに用たるに、無窮のことあり」と簡略な説明をしていること、の2点を指摘できる①。これらをふまえて、次に『用字格』をみてゆく。

2.2.2 春登『萬葉用字格』

『用字格』の用字分類に対する考えかたを確認するにあたって、まずは『用字格』の文字・表記に対する考えかたを押さえない。次に挙げるのは、『用字格』「例言」の一部である。

大御國にもとより文字はなかりしかば、上ツ代の歌は直に人の口に言^タ傳へ、耳に聽^キ傳はり来ぬるを、後に外國の文字言物渡^{トツクニ}り来て、其^{チフ}ノ文音^{モジヨ}をかりて書傳へしより、古事記、日本紀に載たる歌それしかり。此^{トナ}ノ万葉集にもこれかれ多し。此^{トナ}は字音のみに書て唱へ^{アゲ}拳、打うたふにも聞感^{キ、メツ}べく古語を一語も違はじとつとめれば、まどふふしもなくて、有^ルか中にも正しきなり。 (『用字格』p.13)

うえの一節では、日本にはもともと文字がなく、記紀にあるような歌があるのみであったが、後に外国から来た〈漢字〉によってそれらが記録された。その際、「字音のみに書て唱へ拳、打うたふ」こと、すなわち単音節音仮名で書くことは、ことばを正しく伝えられるのもっとも正統な方法だと述べている。これをふまえたうで、次に『用字格』の用字分類の方針が具体的に述べられている一節をみたい。

此^{オホムネ}ノ集に記紀の格ならで書るさた大抵三種^{ミクサ}あれ。一ツには訓語。此は種々の心得有か中に大畧正義略の三ツあり。(中略)二に借訓。(中略)三に戲書。 (『用字格』pp.13-15)

上記の一節から知られるように、『用字格』の用字分類は「記紀の格」すなわち単音節音仮名とそれ以外という分類である。この分類方針が『用字格』の最大の特徴であることは、山田俊雄(1955b)や乾善彦(1998)がすでに指摘するところである。

ところで、「記紀の格ならで書るさた」にあたる「訓語」「借訓」「戲書」は、いずれも訓を利用するものである。「訓語」は次の一節から知られるように、「正訓」や「義訓」など、表語用法に分類されるものである。

先ツ天を阿米、地を都知と訓るは、言の意と字の義と相^ヒ當れば、またくの正訓なり。

(中略)。次に義訓。此は打見たるまゝにては言と義と物遠きさたなから、言^イひ以て行^キば其ノ事と知らるゝをいふ。小驟を阿曾夫と訓み、隠蔵を伊波布と訓る類なり。(中略)。

また次に略訓。此は足^コを阿^{アシ}とも又志^{オホス}とも訓み、起^{オホス}を古須^{タテリ}、立^{タテリ}を天留^{タテリ}といふ類なり。又一種、約訓あり。此は荒磯^{アライソ}を安利曾^{サシアゲ}、指拳^{サシアゲ}を佐^サゝ氣^キの類。又、上の字の韻によりて省るも多し。朝明^{アサケ}、磐余^{イハレ}の類。此は連約なれば、共に畧訓の類とすへし（『用字格』pp.13-14）

いっぽう、次の説明から知られるように「借訓」は表音用法の訓仮名にあたるものである。此は字の義を取らずたゞ其訓を異意^{アダシコ、ロ}に借て書るをいふ。其ノ用格^{モチヒザマ}またく字音の假字^{カナ}にひとし。吾田^{アタ}多良^ラの吾田^{アタ}、射狭庭^{イサニハ}の射狭^{イサ}、又蟻^{モチヒザマ}を在^イとし、稻^カを寐^ナとするか如きこれなり。古書にも平城^{ナラ}の頃までは此ノ借訓に書る常の事にて、いさゝかも字には心せで訓の^{マニ}随意^ハいかさまにも書るなり。此も言^コひもて行^イば假字^{カナ}と同じ義なるべし。

（『用字格』 pp.14-15）

つまり、『用字格』の分類は、まず音・訓によって二分したのち、訓のなかを「訓語」「借訓」「戲書」の3類にわけるので、表語用法である「訓語」と表音用法である「借訓」とが同じグループにまとめられている。このような用字分類の原理は、まず表語用法と表音用法で二分していた契沖の分類原理とは異なるといえるであろう。さらに、うゑに引用した『用字格』「借訓」の説明では、「其訓を異意に借て書る」のように、訓仮名の原理や性格が詳細に説かれているのに対して、『代匠記』初稿本の訓仮名の説明では「和訓をかんに用たるに、無窮のことあり」と、その量的な問題が簡略に説かれており、両者の訓仮名の解説は内容はもちろん、重点の置きかたも大きく異なることを指摘できる。これらの指摘をふまえたうゑで、最後に『古義』をみる。

2.2.3 鹿持雅澄『萬葉集古義』

『古義』の分類は次のようである。

假字^{カナ} 借字^{カリモジ} 正字^{マサモジ}

義訓 戲書 具書 略書 省畫 異訓異字

縮言 伸言 音通 韻通 轉言 略言 古言

「仮名」から「古言」まで16項目が列挙されている。これら16項目の関係について『古義』は詳細に言及していないが、傍線を付した「假字」「借字」「正字」が大分類であり、ほかの項目はこれらの下位分類に相当するものと思われる^②。このように『古義』の分類は明確な階層構造を成さないが、しかし、次に挙げる一節から、『古義』も『用字格』と同様に、単音節音仮名を正統な仮名とみていることがわかる。

そも／＼皇朝には、もとより文字なかりしかば、上ツ代の歌は直に人の口に言傳へ、耳に聽傳へ來ぬるを、後に異國より文字わたり來しによりて、其字音を假て書傳へしもの

にて、古事記書記に載たる歌みなしかり、此集にも其さまに書る、これかれ多し、(中略)此は字音のみに書て、誦へ擧打うたふにも、古語を一語も違へじとつとめたれば、まどふふしもなくて、有が中にも正しき
(『古義』 p.69)

古事記にも、書紀にも、歌詞又訓注などに、字訓を用たること一もなし、其は正しき假字の例に非ざるが故なり
(『古義』 p.73)

「そも／＼皇朝には」で始まる一節は、2.2.2項でみた『用字格』「例言」(『用字格』 p.13)の文言とよく似ており、古語を正しく復元できる点で、単音節音仮名で書くことこそが正統だと述べている。さらに、「古事記にも、書紀にも」で始まる一節は、訓仮名は正しい仮名ではないから記紀の歌や訓注で使用されないのだとし、それをもって単音節音仮名が正統な仮名であると説いている。

このように、『古義』は単音節音仮名こそが正統な仮名であるとしているが、実際分類では、仮名にあたる「假字」に音仮名だけではなく、単音節訓仮名も分類されている。

さてその假字に大抵三種あり、一には字音假字にて、天を安米、地を都知と書る類なり、二には字訓の假字にて、得田直、千羽日など書る類なり、三には字音二合假字にて、還金、知三など書る金三の類なり
(『古義』 pp.68-69)

上の一節では、「假字に大抵三種あり」として、「字音假字」「字訓の假字」「字音二合假字」を挙げ、単音節訓仮名も仮名とみていることが知られる。この点については後で詳述するので、今は『用字格』と『古義』とは単音節音仮名を正統な仮名とみる価値観やその根拠に通じる点があることを重視したい。

つづいて引用するのは、『古義』の「借字」の説明である。

言-借白-鳴など、みながら借字をも用ひ、また鶴、鴨などやうに、はなちてもかけること多く、又管-士、鞍-四などやうに假字まじりにも書キ、なほくさ／＼に用ること、これかれ多くあれど、(中略)、その用ひたるすべての心ばえは、假字と同じく文字には拘はらず、たゞその訓を借用たるのみなり
(『古義』 p.77)

「言-借」「白-鳴」などの用例から、『古義』の「借字」が多音節訓仮名を指すことがわかる。さらに、次に挙げる一節も『古義』の「借字」の説明である。

借字と云ものも、云もてゆくときは、假字と云に差別はなきがごとくなれども、細にいふ時は、右に云る假字とは異なり、さるは文字の音を用ひず義をとらず、其訓を異意に借て書るを云
(『古義』 p.77)

傍線部は、2.2.2 項でみた『用字格』「借訓」(『用字格』p.14-15) の傍線部と非常によく似ていることを指摘できる。つまり、『古義』は単音節音仮名を正統な仮名とみる価値観やその根拠に加えて、訓仮名の説明も『用字格』と非常によく似ている。

2.3 『古事記伝』の分類原理と訓仮名の定義

2.3.1 『古事記伝』と『用字格』『古義』

さて、前節では『代匠記』、『用字格』、『古義』において、訓仮名がどのように位置づけられ、どのように説明されているのかを確認してきた。その結果は次のように整理できる。

- ・『代匠記』はまず〈漢字〉を表語用法と表音用法に大別したうえで、表音用法である仮名のなかを音仮名と訓仮名にわける。これに対して、『用字格』はまず音・訓で二分する。また、『古義』は明確な分類基準を見出し難い。このように用字分類の原理が異なることと関連して、三者の訓仮名の位置づけも異なっている。
- ・『用字格』と『古義』とは単音節音仮名を正統な仮名とみる点が共通する。
- ・『用字格』「借訓」と『古義』「借字」の説明とはよく似ており、その説明は『代匠記』の「和訓の仮名」の説明を継承したものではない。

以上にまとめたように、『代匠記』初稿本と『用字格』『古義』とは用字分類の方針や訓仮名の説明において相違点が多いのに対して、『用字格』と『古義』とはそれらに類似点が多い。こうした類似点・相違点を三者の出版・刊行年代とともに整理すると次の【図1】のようになる。

【図1】用字分類の方針と訓仮名の説明

書名	成立・刊行	分類の第一基準	訓仮名の説明
『代匠記』初	1688年頃	表語／表音	簡略
『用字格』	1818年	音／訓	詳細
『古義』	1827年頃	? 音／訓	詳細

「分類の第一基準」においても、「訓仮名の説明」においても、『代匠記』と『用字格』のあいだには溝がある。『代匠記』初稿本が成立した1688年頃から『用字格』が刊行された1818年までは約130年と時間的な隔りがあることから、このあいだに用字分類の方針や訓仮名の説明を変える事情があったと推察される。そして、この130年と本居宣長の生没年(1730～1801)とが重なることをふまえると、『用字格』『古義』の用字分類の方針や訓仮名の説明は宣長と関連を持つのではないかと考えられる。

宣長の学問が後代に与えた影響の大きさはよく知られている^③ところである。さらに、宣長の代表作のひとつである『古事記伝』は学術的に優れているだけではなく、継続的かつ組織的に出版が行われ、ひろく流布した点で、出版史的にも非常に影響の大きい著作であった(矢田勉 1996)。このような事情に鑑みると、『用字格』『古義』の用字分類と『古事記伝』とがなんらかの関係を持つのではないかと考えられる。

2.3.2 『古事記伝』における訓仮名

以下では、『古事記伝』における仮名の記述をみてゆくが、その前にひとつ押さえておきたいことがある。それは、宣長の言語と文字に対する理解が特殊だということである。

次に引用するのは、宣長の初期歌論とされる『排蘆小船』の一節である。

文字ヲ改メ正ス事、サノミイラヌ事也、文字ハ異國ノ文字ニテ、假り用ルマテノ事也、
音・聲ニ付テハ、随分ギンミスヘシ

(大久保正(担当編集)(1968)『本居宣長全集』2筑摩書房 p.12)

「文字ヲ改メ正ス事、サノミイラヌ事也」から知られるように、宣長は、文字について追究することはあまり意味のないことだとみている。この一節に対する子安宣邦(2003)の注釈は、『古事記伝』ではっきりとする宣長の漢字・文字に対する否定的立場、あるいは漢字仮り(借り)物観をすでに先取りしている」と指摘する。『排蘆小船』と同趣旨の発言は、宣長の後期歌論である『石上私淑言』でもみられる^④。

言^{コトハ}を主とし。文字を僕従として見るべき事也。よく／＼事の本と末とをわきまふべきこと也。(中略)文字はまつたく假^{カリ}の物にて。其義をふかくいふにもをよぶまじき事也。

(大久保正(担当編集)(1968)『本居宣長全集』2筑摩書房 p.114)

このように、宣長は音声に復元できる言語こそが真の追究の対象であり、〈漢字〉はそれを知るための手段にすぎず、〈漢字〉がどのような用法で使用されるか、あるいは語を書く際に〈漢字〉をどのように使用するかは深く研究するに値しないと考えている。このような考えかたは宣長のほかの著作でも散見され、当然、『古事記伝』でもみられる。

殊に字には拘^{カカ}はるまじく、たゞ其意を得て、其事のさまに随ひて、かなふべき古言を思ひ求めて訓べし

(『古事記伝』一之卷「訓法の事」p.36)

こうした宣長の言語と文字に対する理解を念頭に置いたうえで、『古事記伝』の記述をみてゆく。次に引用したのは、『古事記伝』「文體の事」の一節である。

先ヅ大御國にもと文字はなかりしかば、【割注略】上ツ代の古記どもも何も、直に人の口に言ヒ傳へ、耳に聽傳^{キキ}はり來ぬるを、やゝ後に、外國より書籍と云フ物渡^{トツクニ}參來て、(中

略)、其^{モジ}文字を用ひ、その書籍の語^{フミ}を借て、此間の事をも書記^{カキシル}すことにはなりぬる、
(中略)唱^{トナ}へ擧^{アゲ}て、神にも人にも聞感^{キキメデ}しめ、歌は詠^{ナガ}めもする物にて、一字も違^{ヒトモジ}ひては悪^{アシ}
かる故に、漢文には書^カがたければぞかし、故^レ歌は、此記と書紀とに載^ノれる如くに、字
の音のみを假^{カリ}てかける、これを假字^{カナ}といへり (『古事記伝』一之卷「文體の事」pp.17-18)

内容を要約すると、日本にはもともと文字がなく、上代のことばはすべて口伝であったが、後に外国から来た〈漢字〉でそれらが記録されるようになった。そうしたなかで、歌は「唱へ擧て、神にも人にも聞感しめ、歌は詠めもする物」であり、漢文では書き難かったので、記紀の歌がそうであるように単音節音仮名(假字)だけで書いたのだ、となる。記紀の歌が単音節音仮名で書かれることに対するこのような理解、および「直に人の口に言^レ傳へ、耳に聽傳はり來ぬる」、「外國より書籍と云^フ物渡參來て」、「唱へ擧て、神にも人にも聞感しめ」といった文言は、2.2.2項でみた『用字格』「例言」の一節(『用字格』p.13)や、2.2.3項でみた『古義』(『古義』p.69)とよく似ていることを指摘できる。

『古事記伝』と『用字格』『古義』の類似点はこれに留まらない。つづいて引用するのは、『古事記伝』「文體の事」の一節である。

さて又古言^{シル}を記すに、四種^{ヨクサ}の書^カきざまあり、一ツには假字書^{カナガキ}、こは其言をいさゝかも違^{タガ}へざる物なれば、あるが中にも正しきなり、二ツには正字^{マサモジ}、こは阿米を天、都知を地と書^ツク類にて、字^{ココロ}の義、言^{アヒアタリ}の意に相當て、正しきなり、(中略)、三ツには借字^{カリモジ}、こは字^{ココロ}の義を取らず、たゞ其^{ヨミ}訓を、異^{アダシココロ}心に借^カりて書^カクを云^フ、序^シに、因^レテ訓^ニ述^ベブレ者、詞不^バ速^ハレ心^ニとある是^レなり、(中略)平城のころまでは、凡て此^{ナラ}借^リ字^ニに書^クる、常の事にて、云^ヒもてゆけば、假字^{カナ}と同じことなるを、後^ノ世になりては、たゞ文字にのみ心をつくる故に、これをいふかしむめれど、古へは言^{ムネ}を主として、字にはさしも拘^{カカハ}らざりしかば、いかさまにも借^リてかけるなり、四ツには、右^{ミクサ}の三種の内を、此^{マジ}彼^レ交^ヘへて書^クるものあり、

(『古事記伝』一之卷「文體の事」p.20)

一重傍線を付しているように、『古事記伝』は、語の書きかたを「假字書」「正字」「借字」およびこれら3種類の混淆と、4類に分類している。さきほど確認したように、「假字」とは単音節音仮名のことである。「正字」は「こは阿米を天、都知を地と書^ク類」という用例から知られるように、訓字を指す。3つめの「借字」は訓仮名のことである。その説明は、「字^{ココロ}の義を取らず、たゞ其^{ヨミ}訓を、異^{アダシココロ}心に借^カりて書^カクを云^フ」とあり、また、数行あけて、「云^ヒもてゆけば、假字^{カナ}と同じことなる」と続く。このような説明は、2.2.2項でみた『用字格』「借訓」の説明(『用字格』pp.14-15)、2.2.3項でみた『古義』「借字」の説明(『古義』p.77)と非常

によく似ている。そして、『古事記伝』のほうが刊行年代が古いことをふまえると、現代でいうところの「訓仮名」にあたる『用字格』『借訓』および『古義』『借字』の説明は、『古事記伝』『借字』の説明を引き継いだものではないかと考えられる。

ただ、さきに述べたとおり、宣長の言語と文字に対する認識は特殊であり、「借字」も例外ではない。そのことは、さきに引用した『古事記伝』『文體の事』の波線部からもうかがい知ることができる。該当の波線部「序に、因^レ訓^ニ述^{ブレ}者、詞不^レ速^{ブレ}心^ニとある是^レなり」は、これだけでは意味が取りづらいが、次に挙げる序についての『古事記伝』の注釈を読むことで理解できる。

因^レ訓^ニ述^{ブレ}とは、字の訓を取用ひて古語を記せるをいふ、いはゆる眞^マ字^ナなり、詞は、その因^レ訓^ニ述^{ブレ}たる文なり、心は古語の意なり【割注略】、然^シ言^フこゝろは、世^ヨ間^ノにある舊記どもの例を見るに、悉く字の訓を以て記せるには、中にはいはゆる借字なるが多くて、其は其ノ字の義異なるがゆゑに、語の意までは得及び至らずとなり

（『古事記伝』二之巻「古事記上巻并序」p.76）

宣長は、『古事記』の序文に訓だけで述べると内容が正しく伝わらないとあることについて、その理由は訓のなかに「正字」だけではなく「借字」も含まれるからだと理解している。また、次に引用する『古事記伝』『假字の事』の一節では、「正字」と「借字」とは明確にはわけ難いと述べている。

但し此ノ字どもを書るは、皆借字なりといふにはあらず、正字なる處も多く、又正字とも借字とも、さだかに辨へがたきところも多かり（中略）或人、借字も即^チ假字なれば、別に借字といふことは、有^ルべくもあらず、又古書の假字に、訓を用ひたることなしとも云べからず、といふは精^{クハ}しからず、假字借字、いひもてゆけば同じことなれども、此記にも書紀にも、歌又訓注などに、訓を用ひたること一ツもなし、其^ソは正^マしき假字の例に非るが故なり、此^レをもて、借字は別に一種^{ヒトクサ}なることを知^ルべし、別に一種なるが故に、其^ノ目^ヲを立て、借字とは云り

（『古事記伝』一之巻 p.30）

つまり、宣長のいう音・訓は、あくまで音声言語における中国語読みに由来する音と、日本語読みに由来する訓という対立である。音声に復元できる言語のみを追究し、〈漢字〉の用法に興味を持たない宣長にとっては、〈漢字〉が音・訓のどちらを利用して言語を表しているかということがわかればよく、その〈漢字〉が表語用法であるか、表音用法であるかということは重要ではない。その結果、表語用法である「正字」と表音用法である「借字」とが、「訓」という括りで同じグループとして扱われることになる。『古事記伝』が「借字」の

説明を「字の義ココロを取らず、たゞ其ノ訓ヨミを、異心アダシココロに借りて書ク」とするのは、その「正字」の説明が「字の義ココロ、言の意アヒアタリに相當て、正しきなり」に对照させてのことであろう^⑤。

なお、契沖も上代の資料の仮名が一樣ではないことを知っていた。そのことは、『和字正濫通妨抄』の次の一節から知ることができる。

古き物には、日本紀、古事記、先代舊事本紀、萬葉集、これらを見て知るへし、其中に、古事記は假名にはひたすら音を用て、以上幾字以スレ音など注せらる、皆やすらかなる音なり、日本紀には、むつかしき字など用て、音も吳漢相半なり、(朱書入れ略)、其中に、ト苦、ト跡、ツ津、此三字は、和訓を假名に用たまへり、萬葉の假名は和漢半交ふるのみならず、義訓等無窮の事有

(契沖『和字正濫通妨抄』— 久松潜一(監修)『契沖全集』10 岩波書店 p.325)

しかし、契沖には記紀を規範とみる意識がないため、上代の文献は資料ごとに仮名が異なるのだと指摘するにとどめている。このような契沖の態度とさきに述べた宣長の態度とを考えあわせると、『用字格』が音・訓を分類の第一基準に置いていること、『用字格』や『古義』が記紀の歌や訓注で単音節音仮名が使用されるので単音節音仮名を正統な仮名だとみていること、また、訓仮名の説明を「字の義を取らず、たゞ其ノ訓を、異心に借りて書ク」とすることは、『古事記伝』の影響を受けた結果とみることができるであろう。

2.4 分類の援用による混乱

ここまで述べてきたように、『用字格』と『古義』とは、『古事記伝』の『古事記』を基盤に置いた用字分類の方法を『萬葉集』に援用したと考えられるが、その結果として、『用字格』『古義』の分類では一部に矛盾や混乱が生じている。

たとえば、『用字格』は「記紀の格」である単音節音仮名とそれ以外という、音・訓に基づく二分類を行っていた。したがって、「記紀の格ならで書る沙汰」のひとつであり、かつ表音用法にあたる「借訓」には、当然、訓仮名が分類されなければならない。ところが、次に示す『用字格』「久部・借訓」から知られるように、『用字格』の「借訓」には音仮名の一類である二合仮名も分類されている。

来【ク天アメノ之香カ、山ヤマ、⊕隱コモリ、乃ノ】

郡【クニ、トヘド問跡。國也】

君【クニ、コト事等不有、ミレドアカナ、⊕雖見不飽、。辞也。已上二字、音を借りたり】

雲【クモ、シルトイハナ知日男、アラ、シルシ有、知之。辞也】

(『用字格』 p.41)

『古事記』では地名を除き、二合仮名はほとんど使用されないため、規範である単音節音仮名とそれ以外という分類でも問題がない。しかし、『萬葉集』では二合仮名が多用されるので、それらを分類することができなくなり、「借訓」に押し込まれたものと思われる。

同様の問題は『古義』でも生じている。

假字と借字とを分て、^ナ目を立るときは、いかじなりと難むる人もあるべし、まことに然いはい、これらを假字と云むは、理にたがひたることなり、されば古事記にも、書紀にも、歌詞又訓注などに、字訓を用たること一もなし、其は正しき假字の例に非ざるが故なり、されば彼二典などにては、字音なるを假字、字訓なるを借字と、其目を定^メ別て讀わたりゆくに、きはやかにわかれて宜しけれども、はやく此集には、於保伎見、また
四寶三都良武香などやうに、字訓をも、字音の假字とひとつのものにして用ひ、其後靈
異記延喜式新撰字鏡和名抄等の類にいたりては、江木千止丹三女井など、字訓を訓注等
の假字に用ひたることめづらしからず、又平假字にも（中略）片假字にも（中略）字訓
の假字のなべて行はるゝことに定りたる、其は右に云如く、寧樂人よりはじまれること
なれば、今は音訓をいはず、一音の言に用たる字をば此集にては姑假字と決めつるなり

（『古義』 p.73）

上記引用の前半部分では、訓仮名は記紀の歌で使用されないのが正統な仮名とはいえないと述べている。ところが、ふたつめの傍線部から、『萬葉集』には訓仮名が多いことや後世の資料に訓仮名や訓仮名由来のひらがな・カタカナの字母があることに言及し、波線部「今は音訓をいはず、一音の言に用たる字をば此集にては姑假字と決めつるなり」として、『萬葉集』では単音節訓仮名も仮名とみるという特例措置を行う。

『古義』が、波線部「此集にては姑假字と決めつるなり」とわざわざ断るのは、上記引用のひとつめの傍線部に「これらを假字と云むは、理にたがひたることなり」とあるように、当時、訓仮名を「假字」とみることが一般的ではなかったからだと考えられる。その理由は、宣長以来、「假字」の規範が記紀に、すなわち単音節音仮名にあったからであろう。しかし、記紀を規範として『萬葉集』を捉えようとする、訓仮名が多用されるのでうまく処理できない事例が多々生じる。その矛盾を解消するために、単音節訓仮名も「假字」と認めるといふ処置を行ったものと思われる。後世の資料も視野に入れて仮名を定義することは、単音節音仮名を基準とする本来の理由や思想とは相いれないが、そのような処置をしてまで「假字」のなかに単音節訓仮名を含めたのは、『萬葉集』において訓仮名を仮名とみないことに無理があったからであろう。

このように、『古事記伝』の『古事記』を基盤とした用字分類を『萬葉集』に援用した『用字格』や『古義』は、訓仮名の位置づけに苦心している。つまり、『古事記伝』の用字分類によって『萬葉集』の用字を説明しようとする、矛盾や混乱が生じてしまうということである。

2.5 おわりに

本節では、「訓仮名をどのように位置づけるか」という観点から、近世の代表的な用字法研究である『代匠記』、『用字格』、『古義』を比較・対照してきた。

従来、『代匠記』で〈漢字〉の用法としての訓字や仮名が自覚的に捉えられ、『用字格』や『古義』はその指摘を発展的に継承してきたと考えられてきたが、実際には、『代匠記』と『用字格』『古義』とで分類原理や訓仮名の位置づけが大きく異なる。すなわち、『代匠記』はまず〈漢字〉の用法を表語用法と表音用法に二分し、表音用法である仮名の下位分類として音仮名と訓仮名とを対置しているのに対して、『用字格』は音・訓によって二分している。そのため、『用字格』では、〈漢字〉の表語用法である「訓語」（訓字相当）と表音用法である「借訓」（訓仮名相当）とが、訓を利用する点で同じグループにまとめられている。『古義』に至っては、〈漢字〉の用法によってまず二分するのか、あるいは音・訓によって二分するのか、その分類基準が判然としない。

ただ、『用字格』と『古義』とは分類が完全に一致するわけではないものの、記紀の歌の表記で単音節音仮名が使用されていることを理由に単音節音仮名を正統な仮名とみる点や、訓仮名の説明に「字の義を取らず、たゞ其ノ訓を、異心に借りて書ク」とする点が共通している。こうした仮名に対する考えかたや訓仮名の説明は、『代匠記』のそれではなく、『古事記伝』のそれを継承していると考えられる。とくに、訓仮名に対する説明の「^{アダシココロ}異心」という観点は、訓という括りで表語用法と一緒にあってこそ生じるものであろう。

『古事記伝』の用字分類は『古事記』を基盤に置いたものであり、『古義』や『用字格』はその用字分類を『萬葉集』の用字・表記を考える際に援用したといえる。その結果として、『用字格』や『古義』では訓仮名や二合仮名の扱いに苦戦し、一部に無理や混乱が生じた。このように、『萬葉集』の用字あるいは表記の説明が難航することは、従来、それらが工夫をこらしたものであり、多様であるからだと考えられてきた。しかし、別のみかたをするならば、統一的な方法によって上代の資料の用字や表記を説明しようとする無理が生じるともいえよう。

はやく井手(1969)が言及し、近年、佐野宏(2015)が「体制的に一字一音式の仮名表記を選択した場合、個別的な文字の選択可能性(用字法)が制限される」と指摘するように、〈漢字〉をどのような用法で使用するかという用字法は、語をどのように書くかという表記法に包摂される側面がある。一般的には、ひとつひとつの用字の選択が蓄積された、その結果が表記であると考えられているが、実際は、ある語を書くとき、可能な限りすべての用字の選択肢のなかから一々を選択し、それが蓄積されるのではなく、表記法の決定が〈漢字〉をどのように使用するかという用字法の選択に制限をかけることがあるということである。

このような用字法と表記法の包摂関係と、本節でみてきた上代の文献の用字を統一的な方法で説明しようとするとう無理が生じることとを考えあわせると、上代には日本語を書くための文字として〈漢字〉しかないが、その〈漢字〉の運用のしかたである表記法にはすでにいくつかのスタイルがあったのではないかと推測される。そして、従来、文字表現や工夫といった、個人の文字選択の問題に還元されてきた『萬葉集』訓字主体表記歌巻における訓仮名の多用も、表記法の違いに関連して生じる用字選択の規制や制約といった問題として検証される必要があると考える。

【注】

① 契沖『萬葉代匠記』精選本の「惣釋雜說」には次のような記述がある。

(是ニニツアリ。一ツニハ一字)丹(ニ)穂(ホ)等ノ〈類〉(字)ナリ。(ニツニハ二字ヲ以テ一字トス。五十ヲ伊トシ羊蹄を之トスルカ如シ)〈正字ト和漢ノ假名ハ迷フ事少ナシ。〉

(『代匠記』精選本 p.177)

※ () は墨・朱・楮で消した部分 / 〈 〉 は朱で補った部分

『代匠記』精選本の仮名に関する言及部分は加筆・修正が多く、また上述の引用部分の直前に落丁があるため、精選本における仮名の位置づけには判然としない面がある。ただ、上記引用に〈丹〉〈穂〉のような単音節の訓仮名が挙げられている点や、「正字ト和漢ノ假名」という記述がある点を考慮すると、〈漢字〉の表音用法の下位に音仮名と訓仮名とを対置するという『代匠記』初稿本の方針は、『代匠記』精選本にも継承されていると考えられる。なお、乾(2003)も「仮名に『漢ノ假名(音の仮名)』と『和ノ假名(訓の仮名)』との区別を付けたことは、初稿本の解説を受けたもの」(p.86)と評価している。

② 『古義』の用字分類が明確な階層構造を成さないことについては、すでに乾(2003)が「羅列的」との評価を与えている。

- ③ 矢田勉(2005)は近世の国語研究について「富士谷成章学派と本居宣長学派の二大潮流と、富士谷学派の事実上の断絶による本居学派の研究への単線化と、その展開の大枠は比較的単純な形で捉えることが可能である」と指摘している。
- ④ 子安(2003)の注釈は「言葉を主としそれを表記する文字(漢字)を僕従として見るというのは、漢字を日本語表記のための借り(仮)物と見る立場である。それは宣長による『古事記』注解の基本的な立場でもある」(p.327)と指摘している。
- ⑤ 宣長の「因_レ訓_ニ述_ブ」の解釈に対しては、神野志隆光(2010)がその理解に対する疑義を呈したうえで、「宣長は、『古言』という問題にひきつけすぎているようです」(p.210)と指摘し、宣長が音・訓を重視し、単音節の音仮名を正統な仮名と位置づけるのは、『古事記』は失われた古言を記しているに違いない、という宣長の学問的立場と深くかかわっていることを指摘する。

3 多音節訓仮名

3.1 はじめに

訓仮名には単音節のものと多音節のものがあり、単音節訓仮名については、それらが異なりでおおよそいくつあるのかを『時代別国語大辞典 上代編』の「主要万葉仮名一覧表」から知ることができる。また、どのような語の表記を何回担うのかということも、橋本四郎（1959）、井手至（1969）などによって検証されてきた。いっぽう、多音節訓仮名についてはその概要を論じた橋本四郎（1966）があるのみで、それらが異なりでいくつあり、どのような語の表記を何回担うのかがいまだ明らかでない。訓字主体表記歌巻で訓仮名がどのように使用されているのかを解明する、という本研究の目標を達成するためには、まずは多音節訓仮名表記の実態を押さえる必要がある。

本章では、多音節訓仮名はどのような語の表記を何回担うのか、ある語の表記において多音節訓仮名表記がどの程度の割合を占めるのかについて整理する。その際、多音節訓仮名の分布や機能が従来どのように理解されてきたのかを確認し、それらについて批判的に論じてゆく。なお、多音節訓仮名が異なりでいくつあるのかについては、4章で単音節訓仮名の異なりとともに示す。

3.2 表記の分類

3.2.1 調査資料・調査範囲

多音節訓仮名表記の実態を押さえるにあたって、まずは調査の概要を述べる。調査資料には、木下正俊（校訂）（2001）『萬葉集 CD-ROM 版』を用い^①、その訓字主体表記歌巻の歌を調査範囲とする。ただし、歌であっても異本歌や異伝は調査範囲に含まず、歌に挿入された割注部分も同様に含まない^②。また、『萬葉集 CD-ROM 版』には、「湯〃敷有跡（ゆゆしくあらむト）」（6・948）の「〃」のように踊り字がある。本研究では、「〃」はそのまま処理し、該当する〈漢字〉に置き換えることはしていない。なお、以下に歌の用例を引用する際は、甲類はひらがなで、乙類はカタカナで記す。「へ」の乙類は「㊦」とし、あ行とや行の「え」はあ行をひらがな「え」、や行をカタカナ「エ」とすることで区別する。

3.2.2 分類項目

多音節訓仮名表記の実態を調査・記述するにあたって、本研究では語の表記を次の6種類に分類する。

【訓字表記】

訓字表記は、語あるいはそれに準ずるものが、〈漢字〉あるいは〈漢字〉列の本来的な意味を活かして書かれているものである。「雖見不飽（みれドもあかず）」（8・1633）の「ドも（雖）」や「人之應知（ひとノしる㊦く）」（12・3133）の「しる（知）」のような正訓にあたるものはもちろん、「真好去有欲得（まさきくありコソ）」（9・1790）の「コソ（欲得）」など、いわゆる義訓にあたるものも含む。

【仮名表記】

仮名表記は、語あるいはそれに準ずるものが、〈漢字〉の本来的な意味からはいったん切り離され、その〈漢字〉が表す語形（いわゆる音読み・訓読み）を利用して書かれているものであり、なおかつ1字が1音節に対応するものである。「風不吹登毛（かぜふかずトも）」（9・1764）の「トも（登毛）」、「情多由多比（ココロたゆたひ）」（4・713）の「たゆたひ（多由多比）」などがここに分類される。本章で明らかにしたいのは、多音節訓仮名表記の実態であるため、単音節の音仮名・訓仮名はさしあたり一括する。単音節の仮名であるか否かは、『時代別国語大辞典 上代編』の「主要万葉仮名一覧表」を参考にしつつ、読添えの有無などに基づいて判断した。

【多音節訓仮名表記】

多音節訓仮名表記は、語あるいはそれに準ずるものが、〈漢字〉の本来的な意味からいったん切り離され、その〈漢字〉が表す語形（いわゆる訓読み）を利用して書かれているものであり、なおかつ1字が複数音節に対応するものである。「奥従酒嘗（おきゆさケなむ）」（7・1402）の「なむ（嘗）」、「今谷毛（いまだにも）」（10・2257）の「だに（谷）」などがここに分類される。なお、本章は多音節訓仮名表記の実態を押さえることが目的であるので、多音節音仮名（二合仮名）による表記は【その他の表記】に分類する。分類項目として【多音節音仮名表記】を立てることもできるが、同じ語の表記を多音節訓仮名と多音節音仮名とがわけあうことは非常に少ないため（尾山慎2019）、本研究では【多音節音仮名表記】を項目として立てていない。

【読添え】

読添えは、「正一人(ただひとりノミ)」(11・2382)の「ノミ」のように、語あるいはそれに準ずるものの全体がまったく書かれていないものである。

【混合表記】

混合表記は、語あるいはそれに準ずるものの表記において、さきに述べた訓字表記・仮名表記・多音節訓仮名表記・読添えの4種類のうち、2種類以上が併用されているものである。たとえば、多音節訓仮名表記と仮名表記とをあわせた「雲西裳在哉(くもにしもあれや)」(7・1368)の「しも(西裳)」, 訓字表記と多音節訓仮名表記をあわせた「雖塞々友(せきにせくとも)」(4・687)の「とも(雖-友)」などがここに分類される。

【その他の表記】

その他の表記は、上述のいずれの表記にも該当しないものである。いわゆる熟合仮名による表記の「妻常言長柄(つまといひながら)」(9・1679)の「ながら(長柄)」や、多音節音仮名(二合仮名)による表記の「不散在南(ちらずもあらなむ)」(7・1212)の「なむ(南)」などである。また、意味がわからない語や難読の部分など、〈漢字〉の用法が判断できないものもここに含む。

3.3 助詞・助動詞

3.3.1 助詞

まずは助詞についてみる。助詞が多音節訓仮名で書かれるとき、その対応関係は大きく3つにわけられる。ひとつは「夢尔谷(いめにだに)」(2・175)の〈谷〉が助詞「だに」と対応するように、助詞の全体と多音節訓仮名とが対応するばあいであり、ひとつは「待西将待(まちにしまたむ)」(6・1041)の〈西〉が助詞「に+し」と対応するように、助詞の連続の全体ないしは部分と、多音節訓仮名とが対応するばあいである。そして、いまひとつは、「行事庭不有(わざにはあらず)」(4・498)の〈庭〉が助動詞「に(なり・連用形)」+助詞「は」と対応するように、助動詞・助詞の連続の全体ないしは部分と多音節訓仮名とが対応するばあいである。ここでは、ひとつめの助詞の全体が多音節訓仮名で書かれるばあいについて考察し、残るふたつについては3.3.3項で検討する。

『時代別国語大辞典 上代編』に立項されている助詞のなかには、「は」「や」などの1音節の助詞、「まで」「ヨリ」など多音節訓仮名での表記がみられない助詞、「が〇」「ゆり」など仮名主体表記歌巻でしか使用されない東語の助詞も含まれている。いま、訓字主体

表記歌巻で使用され、かつ、多音節訓仮名での表記がみられる助詞とその代表的な用例を挙げると次のようである。なお、「かも」「コソ」は文中用法と文末用法とにわけ、文中用法には(中)を、文末用法には(末)をつけている^③。

- がに …… 白露之 消蟹本名 (ケぬがにもトな) 所念鴨 (4・594)
- がね …… 霍公鳥 常尔冬及 住度金 (すみわたるがね) (10・1958)
- かも (中) …… 人乎熟見者 猿二鴨似 (さるにかもにむ) (3・344)
- かも (末) …… 花耳尔 咲而盖 實尔不成鴨 (ミにならじかも) (8・1463)
- コソ (中) 大汝 小彦名能 神社者 (かミコソは) 名著始鷄目 …… (6・963)
- コソ (末) …… 霍公鳥 吾如此戀常 往而告社 (ゆきてつゲコソ) (8・1498)
- さ⊙ …… 朝旦 将見時禁屋 (みむトきさ⊙や) 戀之将繁 (11・2633)
- しか 久堅之 天飛雲尔 在而然 (ありてしか) …… (11・2676)
- しも …… 置露 市白霜 (いちしろくしも) 吾戀目八面 (10・2255)
- だに 風乎谷 (かぜをだに) 戀者乏 風乎谷 (かぜをだに) …… (8・1607)
- つつ 遺居而 戀管不有者 (こヒつつあらずは) 追及武 …… (2・115)
- トも …… 名乗藻乃 吉名者告世 父母者知友 (おやはしるトも) (3・363)
- ドも …… 服欲香 嶋針原 時二不有軛 (トきにあらねドも) (7・1260)
- な⊙ 柔田津尔 舟乗将為跡 聞之苗 (ききしな⊙) …… (12・3202)
- なむ …… 率和出将見 琴酒者 國丹放管 (くのにさケなむ) …… (13・3346)
- ノミ …… 生友 各鑿社吾 (かくノミコソあが) 戀度七目 (13・3298)

これら 16 語について、どの表記で何回書かれるのかを整理すると次の【表 1】のようになる。配列は多音節訓仮名の比率が高い順である。

助詞 16 語をひとつのまとまりとみたばあいの総括的な傾向を示すのが「全体」行である。「全体」をみると、もっとも比率が高いのは多音節訓仮名表記の 0.405 であり、以下、訓字表記 0.321、仮名表記 0.222、その他の表記 0.029、読添え 0.013、混合表記 0.006 の順で続いている。個別の助詞をみると、「だに」をはじめ多音節訓仮名表記の比率が非常に高いことから、「ノミ」のようにその比率が低いものまであり、助詞によって表記のありようは一様でないものの、上代の多くの資料でほとんど使用されない多音節訓仮名が、訓字主体表記歌巻の助詞の表記ではよく使用されていることを確認できる。

多音節訓仮名での表記が多い助詞とそうでないものがあることはこれまでの研究でも指摘されてきたところであり、なおかつ、この違いは文節を明示するはたらきと関連づけて

【表1】助詞の表記

助詞	訓仮名	合計 用例数	多音節訓仮名		訓字		仮名		読添		混合		その他	
			用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率
全体	-	1720	698	0.405	553	0.321	383	0.222	24	0.013	12	0.006	50	0.029
だに	谷	74	65	0.878	-	-	7	0.094	1	0.013	-	-	1	0.013
がね	金	9	7	0.777	-	-	2	0.222	-	-	-	-	-	-
がに	蟹	17	11	0.647	-	-	6	0.352	-	-	-	-	-	-
しも	霜・下	28	17	0.607	-	-	7	0.250	2	0.071	-	-	2	0.071
かも(末)	鴨・鳧・鶺	449	265	0.590	4	0.008	178	0.396	-	-	1	0.002	1	0.002
コソ(中)	社	125	73	0.584	-	-	46	0.368	5	0.040	1	0.008	-	-
かも(中)	鴨・鳧・鶺・鶺	106	52	0.490	7	0.066	36	0.339	4	0.037	7	0.066	-	-
な㊦	苗	23	10	0.434	4	0.173	9	0.391	-	-	-	-	-	-
とも	友・鞆・侶	191	58	0.303	71	0.371	28	0.146	2	0.010	2	0.010	30	0.157
つつ	管・筒	289	81	0.280	194	0.671	7	0.024	5	0.017	-	-	2	0.006
コソ(末)	社	47	12	0.255	25	0.531	7	0.148	2	0.042	-	-	1	0.021
ども	友	154	38	0.246	101	0.655	11	0.071	-	-	-	-	4	0.025
なむ	菅	17	3	0.176	4	0.235	4	0.235	1	0.058	-	-	5	0.294
さ㊦	禁・障・塞	48	4	0.083	17	0.354	27	0.562	-	-	-	-	-	-
しか	然	13	1	0.076	-	-	7	0.538	-	-	1	0.076	4	0.307
ノミ	鑿	130	1	0.007	126	0.969	1	0.007	2	0.015	-	-	-	-

捉えられてきた。すなわち、付属語の多音節訓仮名表記は「語的まとまりをもって視覚を刺戟する効果を持っていた。その上に文節のまとまりを示す効果が加わる」(橋本1966)と考えられてきた。この指摘をふまえるならば、文節末にくる助詞は多音節訓仮名表記の比率が高く、反対に、それ以外の位置にくる助詞は多音節訓仮名の比率がそれほど高くないことが期待される。しかし、実際は、文節末に位置していても多音節訓仮名での表記が多いものと少ないものがある。たとえば、多音節訓仮名の比率がもっとも高い「だに」は、多音節訓仮名表記の用例数が65例ある。そのうち22例は次のように助詞「も」を下接しており、文節末に位置していない。

三輪山乎 然毛隠賀 雲谷裳 (くもだにも) 情有南畝 可苦佐布倍思哉 (1・18)

露霜尔 衣袖所沾而 今谷毛 (いまだにも) 妹許行名 夜者雖深 (10・2257)

したがって、多音節訓仮名で書かれる「だに」のうち、文節末にくるものは43例ということになる。その比率は約6.5割 (0.661=43例/65例) である。

いっぽう、「しか」も全13例のうち8例が文節末に現れる。その比率は約6割 (0.615=8例/13例) である。ところが、【表1】から知られるように、「しか」の多音節訓仮名表記の比率は低く、多音節訓仮名で書かれるものは次の1首のみである。

久堅之 天飛雲尔 在而然 (ありてしか) 君相見 落日莫死 (11・2676)

つまり、文節末の「しか」は多音節訓仮名表記が積極的になされてもよいはずであるが、実際はほとんどみられない。

このように、「だに」が文節末にくる比率と「しか」が文節末にくる比率とは、ほとんど変わらない。それにもかかわらず、「だに」は積極的に多音節訓仮名での表記がなされ、「しか」はわずか1首しか多音節訓仮名による表記がみられない。このことから、ある助詞が積極的に多音節訓仮名で書かれるかどうかは、その助詞が文節のどの位置に出現するかということとは別の事情が関係すると見通されよう。

3.3.2 助動詞

つづいて助動詞についてみる。助動詞と多音節訓仮名との対応関係も、助動詞の全体ないしは部分と多音節訓仮名とが対応するばあい、助動詞の連続の全体ないしは部分と多音節訓仮名とが対応するばあい、助動詞・助詞の連続の全体ないしは部分と多音節訓仮名とが対応するばあいがある。ここでは、ひとつめの助動詞の全体ないしは部分が多音節訓仮名で書かれるばあいについて考察し、残るふたつについては3.3.3項で検討する。

多音節訓仮名で書かれることがある単独の助動詞は下記のとおりである。挙例に際しては、未然形・連用形・終止形・連体形・已然形・命令形を、それぞれ未・用・終・体・已・命と省略する（以下同）。「しか（き・已）」ならば、助動詞「き」の已然形である「しか」は多音節訓仮名で書かれることがあることを意味する。「ましじ」は語の全体ではなく、一部分が多音節訓仮名で書かれるので、該当箇所¹に二重下線を付している。なお、下線を付した「なら（なり・未）」は断定の助動詞、「なり（なり・終）」「なる（なり・体）」は伝聞・推定の助動詞である。

しか（き・已）	焼津邊 吾去鹿齒（わがゆき <u>しか</u> ば）駿河奈流 ……（3・284）
しメ（しむ・命）	…… 妹乎目不離 相見 <u>染跡衣</u> （あひみ <u>しメ</u> トソ）（3・300）
たる（たり・体）	…… 奥津藻毛 靡 <u>足波</u> 尔（なみ <u>たる</u> なみに） ……（2・162）
たれ（たり・已）	玉手次 不懸者辛苦 懸 <u>垂</u> 者（かケ <u>た</u> れば） ……（12・2992）
つる（つ・体）	…… 将死与妹常 夢所見鶴（いメにみエ <u>つ</u> る）（4・581）
<u>なら</u> （なり・未）	…… 越懈乃 子難懈乃 嶋檀名君（しま <u>なら</u> なくに）（12・3166）
なり（なり・終）	…… 乳鳥鳴 <u>成</u> （ちどりなく <u>なり</u> ）孀待不得而（3・268）
なる（なり・体）	暮不去 河蝦鳴 <u>成</u> （かはづなく <u>なる</u> ） ……（10・2222）
ぬる（ぬ・体）	…… 日月之 數多成 <u>塗</u> （まねくなり <u>ぬ</u> る） ……（2・167）
ませ（まし・未）	…… 四我良美渡之 塞 <u>益</u> 者（せか <u>ませ</u> ば） ……（2・197）

まし (まし・終) …… 此間毛有益 (ココにもあらまし) 柘之枝羽裳 (3・387)
 まし (まし・体) …… 消蠹死爰 (ケかもしなまし) 戀乍不有者 (10・2258)
ましじ (ましじ・終) …… 戀乃増者 在勝申自 (ありかつましじ) (11・2702)

上記の助動詞について、表記の実態を整理すると【表2】のようである。

【表2】助動詞の表記

助動詞	訓仮名	合計 用例数	多音節訓仮名		仮名		訓字		読添		混合		その他	
			用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率
全体	-	401	150	0.374	102	0.254	92	0.229	31	0.077	18	0.044	8	0.019
しメ (しむ・命)	染	1	1	1.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
つる (つ・体)	鶴・釣	70	55	0.785	13	0.185	-	-	1	0.014	1	0.014	-	-
まし (まし・体)	益・申・猿	90	58	0.644	20	0.222	3	0.033	9	0.100	-	-	-	-
なる (なり・体)	成・鳴	24	10	0.416	13	0.541	-	-	1	0.041	-	-	-	-
<u>ましじ</u> (ましじ・終)	益・申	9	3	0.333	1	0.111	4	0.444	-	-	1	0.111	-	-
なり (なり・終)	成	22	7	0.318	14	0.636	-	-	1	0.045	-	-	-	-
まし (まし・終)	益・増	12	3	0.250	7	0.583	-	-	1	0.083	-	-	1	0.083
しか (き・已)	鹿・然・敷	23	3	0.130	12	0.521	-	-	2	0.086	6	0.260	-	-
ませ (まし・未)	益	9	1	0.111	4	0.444	-	-	4	0.444	-	-	-	-
ぬる (ぬ・体)	塗・染	23	2	0.086	1	0.043	-	-	4	0.173	10	0.434	6	0.260
たれ (たり・已)	垂	12	1	0.083	1	0.083	7	0.583	3	0.250	-	-	-	-
たる (たり・体)	足・垂	87	5	0.057	1	0.011	77	0.885	3	0.034	-	-	1	0.011
<u>なら</u> (なり・未)	檜	19	1	0.052	15	0.789	1	0.052	2	0.105	-	-	-	-

「全体」をみると、多音節訓仮名表記 0.374、仮名表記 0.254、訓字表記 0.229、読添え 0.077、混合表記 0.044、その他の表記 0.019 である。3.3.1 項でみた助詞と同様に、「全体」では多音節訓仮名表記の比率がもっとも高いが、個別にみると、多音節訓仮名表記の比率が高い「つる (つ・体)」「まし (まし・体)」から、その比率が低い「なら (なり・未)」「たる (たり・体)」まであり、多様である。

先行研究では、全体的な傾向として、助詞に比べて助動詞の多音節訓仮名表記が少ないことが指摘されており、その理由として助動詞に活用があることが挙げられている (橋本 1966)。しかし、実例に即してみても、助動詞に活用があることそれ自体が多音節訓仮名の使用を妨げているとは考えにくい点がある。その1点目の理由として、同じ助動詞でも活用形によって多音節訓仮名表記の割合が異なることが挙げられる。たとえば、【表2】の「まし」は終止形と連体形が同じ形を取るが、多音節訓仮名表記の比率は、「まし (まし・終)」0.250と「まし (まし・体)」0.644であり、大きな開きがある。助動詞1語と多音節訓仮名1字とが対応関係を構築するのであれば、終止形「まし」も多音節訓仮名表記が多くてもよさそうなものであるが、そうはなっていない。

2点目の理由として、ひとつの助動詞の表記で複数種類の多音節訓仮名が使用されるケースがある点が挙げられる。たとえば、「しか(き・已)」の多音節訓仮名表記では、次に挙げる〈敷〉〈鹿〉〈然〉の3字が使用されている。

天數 凡津子之 相日 於保尔見敷者(おほにみしかば) 今叙悔(2・219)

焼津邊 吾去鹿齒(わがゆきしかば) 駿河奈流 阿倍乃市道尔 相之兒等羽裳(3・284)

昨日社 公者在然(きみはありしか) 不思尔 濱松之於 雲棚引(3・444)

これらの多音節訓仮名のうち、〈然〉は3.3.1項でみた助詞「しか」の表記や、次の3.3.3項でみる助詞「し+か」の表記などでも使用されており、〈敷〉は3.4節でみる形容詞活用語尾の表記でも使用されている。そして、次の3.3.3項で再び言及するように、ひとつの多音節訓仮名が異なる複数の語の表記を担うことはひろく確認できる。

以上のように、ひとつの助動詞は活用形によって多音節訓仮名表記の割合が違ったり、反対に、ひとつの助動詞が異なる複数の多音節訓仮名で書かれたりしている。これらをふまえると、助動詞1語と多音節訓仮名1字とは必ずしも1対1の関係を成しておらず、助動詞は活用形ごとに多音節訓仮名と対応関係を築くことができたと考えられる。したがって、助動詞が活用することが多音節訓仮名表記の比率をさげる直接的な要因とはいえないであろう。

では、どのような事情が助動詞の多音節訓仮名表記の多寡と関連するのであろうか。この問題を考えるにあたって、本節では、多音節訓仮名表記の比率が高い助動詞は典型的な表現で使用されている、という点に注目したい。

【表2】のうち、多音節訓仮名表記の比率が突出して高いのは、「つる(つ・体)」0.785、「まし(まし・体)」0.644である。これらの助動詞の出現のしかたをみると、たとえば、「つる(つ・体)」は全70例のうち35例が、次のように終助詞「かも」をともなった詠嘆用法として文末に現れる。

不手折而 落者惜常 我念之 秋黄葉乎 挿頭鶴鴨(かざしつるかも)」(8・1581)

左夜深而 妹乎念出 布妙之 枕毛衣世二 嘆鶴鴨(なげきつるかも)」(12・2885)

さらに、25例は次に示すような係助詞をうける連体形終止法である。

…… 獨谷 似之不去者 為便乎無見 妹之名喚而 袖曾振鶴(そでゾふりつる)」(2・207)

孫星 嘆須嬬 事谷毛 告尔叙来鶴(つげにゾきつる) 見者苦弥(10・2006)

これらふたつの用法の合計は、「つる(つ・体)」の約8.5割(0.857=(35例+25例)/70例)を越えている点で、訓字主体表記歌巻における「つる(つ・体)」の出現のしかたはかなり典型的であるといえるであろう。

類型的な表現で使用されるということは、「まし(まし・体)」においても指摘できる。連体形「まし」は、全90例のうち53例が「巻手宿益乎(まきてねましを)」(6・1036)、「下著益乎(したにきましを)」(10・2260)のような「ましを」の形である。さらに、28例は「聞益物乎(きかましもノを)」(10・2148)、「有益物乎(あらましもノを)」(12・2867)など「ましものを」およびそれに類する形^④である。両用法の合計は9割(0.900=(53例+28例)/90例)にのぼり、「まし(まし・体)」の大部分は「ましを」あるいは「ましものを」という類型的な表現で使用されているといえる。いっぽう、「まし(まし・終)」も多音節訓仮名表記がみられるが、その比率は0.250と低い。これは、終止形「まし」に連体形「まし」のような類型的な表現がみられないことによるものと思われる。

このように、訓字主体表記歌巻において、「つる(つ・体)」や「まし(まし・体)」は「つるかも」「つる(連体終止)」、「ましを」「ましものを」といった類型的な表現で繰り返し使用されているために、多音節訓仮名表記の比率が高くなっているといえる。この点を考慮すると、助動詞の多音節訓仮名表記の多寡には、活用の有無ではなく、同巻において類型的な表現で使用されるか否かという点が深くかかわると推察される。

3.3.3 付属語の連続

ここでは、「助詞+助詞」「助動詞+助動詞」「助動詞+助詞」「助動詞+接辞」「接辞+助詞」など、付属語の連続の全体あるいは部分が多音節訓仮名で書かれるばあいについてみてゆく。対象とする付属語の連続は以下のとおりである。部分的な対応については該当箇所^⑤に二重下線を付している^⑤。

【助詞+助詞】

し+か	何時 <u>然</u> 跡(いつしか <u>ト</u>) 待牟妹尔 玉梓乃 事太尔不告 徃公鴨(3・445)
<u>し+も</u> が	…… 萬代尔 如是霜願跡(かく <u>し</u> もがもト) …… (6・920)
ト+し	…… 開去歲(あけぬ <u>ト</u> し) 立動良之 率兒等 …… (3・388)
ト+ノ	皆人乎 宿与殿金者(ねヨ <u>ト</u> ノかねは) 打礼杼 …… (4・607)
に+し	…… 零雪乃 行者不去 待西将待(ま <u>ち</u> に <u>し</u> またむ) (6・1041)
に+は	…… 其日左右庭(ソノひま <u>で</u> には) 山下之 …… (9・1751)
<u>は+し</u> も	…… 日尔異尔益 何時橋物(いつ <u>は</u> しも) …… (13・3329)
ば+か	吾背子尔 復者不相香常 思墓(おも <u>ト</u> ばか) …… (4・540)
も <u>が</u> +も	…… 白玉 人不知 見依鴨(みむヨ <u>し</u> も <u>が</u> も) (7・1300)
を+し	…… 哀我 手鴛取而者(て <u>を</u> しとりてば) 花散鞞(7・1259)

【助動詞+助動詞】

- さ(す・未)+む(む・終) …… 神祇毛知寒(かミもしらさむ) 邑礼左變(4・655)
 な(ぬ・未)+む(む・終) …… 吾波乞嘗(あれはコひなむ) 君尔不相鴨(3・380)
 な(ぬ・未)+む(む・体) …… 不視歟成嘗(みずかなりなむ) 戀布真國(9・1722)
 に(ぬ・用)+し(き・体) …… 忘西(わすれにし) 其黄葉乃 所思君(10・2184)
に(ぬ・用)+しか(き・已) …… 入日成 隱西加婆(かくりにしかば) …… (2・213)

【助動詞+助詞】

- けらし(けらし・終)+も …… 大宮處 定異等霜(さだメけらしも) (6・1051)
 に(なり・用)+し …… 貴物者 酒西有良之(さけにしあるらし) (3・342)
 に(なり・用)+は …… 今耳之 行事庭不有(わぎにはあらず) …… (4・498)
 ぬ(ず・体)+か …… 妹之手本 伊行觸梗(いゆきふれぬか) (10・2320)
らし(らし・終)+も …… 馬曾爪突 家戀良霜(いへこふらしも) (3・365)

【助動詞+接辞】

- ㊦(㊦し・語幹)+み 秋芽子乎 落過沼蛇(ちりすぎぬ㊦み) …… (10・2290)
 し(き・体)+く …… 打経而 思煎敷者(おもへりしくは) …… (6・1047)
 な(ず・未)+く …… 酌尔雖行 道之白鳴(みちノしらなく) (2・158)
 ま(む・未)+く …… 人之荊卷(ひとノからまく) 惜菅原(7・1341)

【接辞+助詞】

- く+に …… 雲居尔也 戀管将居 月毛不経國(つきも㊦なくに) (4・640)
 く+も 天河 渡湍每 思乍 来之雲知師(コしくもしるし) 逢有久念者(10・2074)

以上にみた、調査対象の表記の実態を整理すると次の【表3】のようになる。助詞や助動詞と同様に、付属語の連続においても多音節訓仮名表記の比率は一様ではなく、高いものから低いものまでさまざまある。付属語の連続が多音節訓仮名で書かれることが少なくないことは、橋本(1966)でも指摘されており、次のような説明がなされている。

付属語相互の連続は実質的意義を含まないために、その間の切れ目を際立たせる必要がなかったものであろう。複合による複雑な形式的意義は、単なる単位付属語の算術的な和ではない。個々の単位を基盤としながら、それを抜け出て全体として独自の表現性を獲得する。従って、この位置では視覚的に分析されていないで一字に綜合されていた方がよいとさえ言えるのである。

【表3】 付属語の連続の表記

付属語の連続	訓仮名	合計		多音節訓仮名		訓字		仮名		読添		混合		その他	
		用例数	比率	用例数	比率	用例数	比率	用例数	比率	用例数	比率	用例数	比率	用例数	比率
助詞+助詞	-	306		80	0.261	6	0.019	97	0.316	25	0.081	96	0.313	2	0.006
し+もが	霜	4		2	0.500	-	-	-	-	1	0.250	1	0.250	-	-
に+し	西	41		15	0.365	-	-	18	0.439	5	0.121	3	0.073	-	-
ト+し	年・歳	11		4	0.363	-	-	4	0.363	-	-	3	0.272	-	-
ト+ノ	殿	3		1	0.333	-	-	-	-	-	-	2	0.666	-	-
もが+も	鴨	47		13	0.276	6	0.127	6	0.127	-	-	22	0.468	-	-
に+は	庭	149		38	0.255	-	-	45	0.302	10	0.067	56	0.375	-	-
し+か	鹿・然	8		2	0.250	-	-	-	-	4	0.500	2	0.250	-	-
ば+か	墓	4		1	0.250	-	-	1	0.250	-	-	2	0.500	-	-
は+しも	橋	8		1	0.125	-	-	1	0.125	1	0.125	5	0.625	-	-
を+し	鶯・食	31		3	0.096	-	-	22	0.709	4	0.129	-	-	2	0.064
助動詞+助動詞	-	167		34	0.203	-	-	27	0.161	18	0.107	64	0.383	24	0.143
に(ぬ・用)+しか(き・已)	西	7		3	0.428	-	-	-	-	2	0.285	2	0.285	-	-
に(ぬ・用)+し(き・体)	西	75		27	0.360	-	-	16	0.213	11	0.146	21	0.280	-	-
な(ぬ・未)+む(む・終)	嘗	27		2	0.074	-	-	3	0.111	1	0.037	16	0.592	5	0.185
さ(す・未)+む(む・終)	寒	8		1	0.125	-	-	1	0.125	1	0.125	3	0.375	2	0.250
な(ぬ・未)+む(む・体)	嘗	50		1	0.020	-	-	7	0.140	3	0.060	22	0.440	17	0.340
助動詞+助詞	-	118		48	0.406	-	-	48	0.406	6	0.050	16	0.135	-	-
らし(らし・終)+も	下・霜	20		15	0.750	-	-	5	0.250	-	-	-	-	-	-
けらし(けらし・終)+も	下・霜	15		8	0.533	-	-	7	0.466	-	-	-	-	-	-
ぬ(ず・未)+か	梗・額	22		8	0.363	-	-	10	0.454	-	-	4	0.181	-	-
に(なり・用)+し	西	41		14	0.341	-	-	22	0.536	4	0.097	1	0.024	-	-
に(なり・用)+は	庭	20		3	0.150	-	-	4	0.200	2	0.100	11	0.550	-	-
助動詞+接辞	-	272		63	0.231	-	-	13	0.047	32	0.117	159	0.584	5	0.018
ま(む・未)+く	巻・纏	106		60	0.566	-	-	4	0.037	31	0.292	6	0.056	5	0.047
し(き・体)+く	敷	9		1	0.111	-	-	6	0.666	-	-	2	0.222	-	-
へ(へし・語幹)+み	蛇	10		1	0.100	-	-	-	-	-	-	9	0.900	-	-
な(ず・未)+く	鳴	147		1	0.006	-	-	3	0.020	1	0.006	142	0.965	-	-
接辞+助詞	-	189		76	0.402	-	-	26	0.137	15	0.079	62	0.328	10	0.052
く+に	國	144		60	0.416	-	-	23	0.159	11	0.076	40	0.277	10	0.069
く+も	雲	45		16	0.355	-	-	3	0.066	4	0.088	22	0.488	-	-

たしかに、付属語の連続が表す意味は「算術的な和」ではなく、それゆえに多音節訓仮名でまとめられたとの想定は可能であろう。ただ、さきに示したとおり、多音節訓仮名は常に付属語の連続の全体を覆うわけではなく、連続の一部の表記を担うことも少なくない。このように、語と語の境界を部分的にまたぐような形で多音節訓仮名が使用されているという事実は、多音節訓仮名の根本的機能として指摘されてきた「語的なまとまり」や「文節のまとまり」を示すといった効果について、再検討の必要性を示すものであろう。

さて、【表3】において多音節訓仮名表記の比率が高いものに注目すると、もっとも高いのは「らし(らし・終)+も」0.750であり、「ま(む・未)+く」0.566、「けらし(けらし・終)+も」0.533、「く+に」0.406の順で続いている。『萬葉集』において、「らしも」

は必ず最終句末に位置し、「けらしも」は最終句末あるいは句切れに位置しており、ともに詠嘆の気持ちを表す表現としてよく使用される。

草枕 客之紐解 家之妹志 吾乎待不得而 歎良霜(なゲかすらしも) (12・3147)

山守之 里邊通 山道曾 茂成来 忘来下(わすれけらしも) (7・1261)

白雪之 常敷冬者 過去家良霜(すぎにけらしも) 春霞 田菜引野邊之 鶯鳴焉(10・1888)

また、「まく」や「くに」などは上代に特有のク語法を含むものであり、そのなかでも「家母不有國(いへもあらなくに)」(8・1636)などの「なくに」については、『萬葉集』に特徴的な表現であることが指摘されている(橋本四郎 1978)。

このように、付属語の連続において多音節訓仮名表記の比率が高いものも、3.3.2 項の助動詞の表記でみた連体形「まし」や「つる」のように、類型的な表現として繰り返し使用されているものである。このことから、付属語の表記における多音節訓仮名の使用も、類型的な表現の使用と深くかかわるといえるであろう。

さらに、【表 3】から指摘できることとして、ひとつの多音節訓仮名は異なる複数の語の表記を担うということがある。これについては、3.3.2 項でもふれたが、【表 3】を例に再度説明すると、たとえば、〈下〉は「家思良下(いへおもふらしも)」(7・1191)、「置尔来下(おきにけらしも)」(10・2175)のような「らしも」「けらしも」の表記だけではなく、「言下有如(コトしもあるゴト)」(4・649)のように、3.3.1 項で扱った助詞「しも」の表記や、本論では扱っていない「見佐府下(みればさぶしも)」(9・1798)のような「形容詞活用語尾+も」の表記も担う。〈霜〉も同様で、「らしも」や「けらしも」だけではなく、「其乎霜(ソコをしも)」(2・204)のような助詞「しも」の表記や、本節で扱った「如是霜願跡(かくしもがもト)」(6・920)の「し+もが」の表記を担う。また、〈西〉も、本節で扱った「に(ぬ・用)+しか(き・已)」の「餘西鹿齒(あまりにししかば)」(12・2947)、「に(なり・用)+し」の「酒西有良師(さけにしあるらし)」(3・340)をはじめ、種々の語あるいはその連続部分の表記を担っている。

このように、ひとつの多音節訓仮名が複数の語やその連続部分の表記で使用されていることに鑑みると、やはり、語と多音節訓仮名とは必ずしも 1 対 1 の対応関係を構築するとは限らないといえる。ただ、すべての多音節訓仮名がこのように異なる複数の語の表記で使用されるわけではない点や、たとえば「ま+く」の多音節訓仮名表記 60 例のうち 59 例は〈巻〉であり、〈纏〉は「挂纏毛(かケまくも)」(13・3324)の 1 例しかない点を考慮すると、多音節訓仮名として使用されやすい〈漢字〉とそうでないものがあつたと考えられ

る。この問題については5章以降で詳しく検証することとし、次節では、補助動詞・活用語尾の多音節訓仮名表記について概観する。

3.4 補助動詞・活用語尾

まず、補助動詞についてみる。本研究では、『萬葉集索引』を参考にし、「います(四段)」「います(下二段)」「たまふ」「たぶ」「ます」「まうす」「まつる」の7語を補助動詞とみた。これらの補助動詞の大半は、「取撫賜(とりなでたまひ)」(1・3)のような訓字か、あるいは「勤多扶倍思(つとメたぶ㊦し)」(1・128)のような仮名で書かれており、基本的に多音節訓仮名による表記はみられない。しかし、上記の7語のうち、「ます」だけは多音節訓仮名で書かれることがある。以下に、補助動詞「ます」の多音節訓仮名表記を挙げる。

- まさ(未) 事繁 君者不來益(きみはきまさず) 霍公鳥……(8・1499)
 まし(用) ……昔見從 變若益尔家利(をちましにけり)(4・650)
 ます(終) ……吾戀之 君來益奈利(きみきますなり) 紐解設奈(8・1518)
 ます(体) 春山 友鷲 鳴別 眷益間(かへりますまも) 思御吾(10・1890)
 ませ(命) ……裳不令湿 不息來益常(やまずきませト) ……(9・1764)

補助動詞「ます」の表記の実態を整理すると次の【表4】のようになる。配列は活用形の順である。

【表4】補助動詞「ます」の表記

補助動詞 「ます」	訓仮名	合計 用例数	多音節訓仮名		訓字		仮名		読添		混合		その他	
			用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率
全体	-	110	24	0.218	67	0.609	5	0.045	13	0.118	1	0.009	-	-
未	益	48	13	0.270	23	0.479	1	0.020	11	0.229	-	-	-	-
用	益	16	2	0.125	14	0.875	-	-	-	-	-	-	-	-
終	益	7	2	0.285	3	0.428	1	0.142	1	0.142	-	-	-	-
体	益	9	1	0.111	8	0.888	-	-	-	-	-	-	-	-
已	-	1	-	-	-	-	1	1.000	-	-	-	-	-	-
命	益	29	6	0.206	19	0.655	2	0.068	1	0.034	1	0.034	-	-

【表4】では、「國尔出座(くににいでます)」(6・1020)、「早還座(はやかへりませ)」(12・3217)のような訓字表記の比率0.609がもっとも高く、そこから大きく隔たって、多音節訓仮名表記0.218、読添え0.118、仮名表記0.045、混合表記0.009と続いている。訓字表記の比率が突出して高いのは、さきにも述べたとおり、補助動詞の表記は原則として実質動詞に由来する訓字表記であり、その訓字表記が固定的であることと関係する^⑥。

そうすると、【表4】において注目すべきことは、「ます」の訓字表記の比率が突出して高いことではなく、固定的な訓字表記があるにもかかわらず、多音節訓仮名で書かれることがあるということである。

3.3.2 項の助動詞、3.3.3 項の付属語の連続でみたように、多音節訓仮名表記は典型的な表現でよく使用される傾向がある。これを念頭に置くと、補助動詞「ます」の多音節訓仮名表記も典型的な表現で使用されているのではないかと推察される。事実、文法的なレベルの問題として、補助動詞「ます」に前接する動詞には「く[来]」が多いことが吉田金彦(1973)によって指摘されており、「きます」という典型的な表現があったと考えられる。そこで、「く[来]+ます」と多音節訓仮名表記との関係を検証するために、補助動詞「ます」の前接動詞⁷⁾と「ます」の表記との関係性を整理すると【表5】のようになる。

補助動詞「ます」に前接する動詞は異なりで26語あるが、「ます」110例のうち、66例は「く[来]」を前接している。この

ことから、「く[来]+ます」は『萬葉集』においてかなり典型的な表現であるといえるであろう⁸⁾。この点を押さえたうえで、次に「ます」の表記をみると、「全体」の多音節訓仮名表記が24例あるうち、20例は前接動詞が「く[来]」のときにみられることがわかる。これ以外に「ます」の多音節訓仮名表記がみられるのは、「隠益去礼(かくりましぬれ)」(3・460)、「眷益間(かへりますまも)」(10・1890)、「直越来益(ただこエきませ)」(12・3195)、「變若益尔家利(をちましにけり)」(4・650)の4例であり、「こエきませ」も動詞「く[来]」を前接するとみるならば、3例のみといえる。つまり、訓字主体表記歌巻において「く[来]+ます」は

【表5】前接動詞と補助動詞「ます」の表記との関係

前接動詞	合計	補助動詞「ます」の表記				
		訓字	多音節 訓仮名	仮名	読添	混合
全体	110	67	24	5	13	1
あもる [天降]	1	1	-	-	-	-
ある [生]	2	2	-	-	-	-
いづ [出]	4	3	-	1	-	-
いはがくる [岩隠]	1	1	-	-	-	-
いる [入]	1	1	-	-	-	-
おもふ [思]	1	1	-	-	-	-
かくる [隠]	1	-	1	-	-	-
かへる [帰]	3	1	1	1	-	-
かる [刈]	1	-	-	1	-	-
く [来]	66	33	20	-	13	-
くもがくる [雲隠]	1	1	-	-	-	-
こエく [越来]	1	-	1	-	-	-
こゆ [越]	1	1	-	-	-	-
こゆ [肥]	1	1	-	-	-	-
しく [敷]	7	7	-	-	-	-
したひく [慕来]	1	1	-	-	-	-
しづまる [鎮・静]	1	1	-	-	-	-
たかしる [高知]	2	2	-	-	-	-
たつ [立]	1	-	-	-	-	1
ふとしく [太敷]	3	3	-	-	-	-
まく [枕]	2	2	-	-	-	-
みる [見]	4	2	-	2	-	-
わたりく [渡来]	1	1	-	-	-	-
をつ [変若]	1	-	1	-	-	-
しる [知] +す (助動)	1	1	-	-	-	-
たる [足] +す (助動)	1	1	-	-	-	-

類型的な表現であり、補助動詞「ます」の多音節訓仮名表記の大半は、この類型的な表現で集中的に使用されている。この点をふまえると、前節までにも繰り返し指摘したように、類型的な表現と多音節訓仮名表記とは密接にかかわっているといえる。別のみかたをすれば、ある多音節訓仮名がよく使用されるかどうかは、特定の表現の使用回数に左右されるということであり、このことは、多音節訓仮名の使用が必ずしも個別的・臨時的なものではなく、語あるいはそれに準ずるものをどのように書くかということと密接に関連することを示している。

つづいて形容詞の活用語尾についてみる。シク活用形容詞活用語尾の多音節訓仮名表記は次のようである。

- しけ（未） …… 鏡山 不見久有者 戀敷牟鴨（こしけむかも）（3・311）
 しく（用） 味凍 綾丹乏敷（あやにともしく）鳴神乃 音耳聞師 ……（6・913）
 しき（体） 磐金之 凝敷山乎（コごしきやまを）超不勝而 ……（3・301）

シク活用形容詞語尾の表記の実態は【表6】のようである。多音節訓仮名での表記が不可能な終止形、活用が確認できない命令形は表から外した。また、合計用例数からは補助活用を除いている。

【表6】シク活用形容詞活用語尾の表記

形容詞 活用語尾	訓仮名	合計 用例数	多音節訓仮名		訓字		仮名		読添		混合		その他	
			用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率	用例	比率
全体	-	258	35	0.135	-	-	27	0.104	153	0.593	42	0.162	1	0.003
未	敷・布	31	2	0.064	-	-	8	0.258	14	0.451	7	0.225	-	-
用	敷・布	81	7	0.086	-	-	8	0.098	57	0.703	9	0.111	-	-
体	敷・布・炊	139	26	0.187	-	-	11	0.079	75	0.539	26	0.187	1	0.007
已	-	7	-	-	-	-	-	-	7	1.000	-	-	-	-

「全体」の比率をみると、読添え 0.593 がもっとも高く、以下、混合表記 0.162、多音節訓仮名表記 0.135、仮名表記 0.104、その他の表記 0.003 の順で続いている。読添えの比率が突出して高いのは、用言の語尾は表記しないという傾向（蜂矢宣朗 1960）が、シク活用形容詞においても貫かれているからであろう。また、読添えに次いで比率が高い混合表記とは、「見者悲寸（みればかなしき）」（1・32）、「幾許乏寸（ココだともしき）」（4・689）など、「し（じ）」を無表記（あるいは訓字の側に含まれる）とするものである。読添えと混合表記とは、シク活用形容詞の「し」を仮名で表記しないという点で連続的に捉えることができ、これらふたつの表記がおおよそ 7.5 割（ $0.755 = (153 \text{ 例} + 42 \text{ 例}) / 258 \text{ 例}$ ）を占めることから、訓字主体表記歌巻において、シク活用形容詞の「し（じ）」は表記しないこ

とが一般的だといえる。そうした傾向に反して、少数ながらも活用語尾「し(じ)け」「し(じ)く」「し(じ)き」を書くことがある。その原因については蜂矢宣朗(1961)による考察があり、その内容は次の3点にまとめられる。

- (A) 語幹の一部(あるいは全部)が単音節仮名表記・多音節訓仮名表記である
- (B) 形容詞語幹の訓字表記が動詞語幹の訓字表記でもあることから誤読を避けるためである
- (C) 語幹の独立用法が発達している

上記の指摘のうち、(A)(B)は直接に表記上の問題として捉えられるものであり、(C)は語の成立や語構成上の問題と関連するものであるが、実際は(A)(B)だけではなく、(C)も活用語尾の多音節訓仮名表記と深くかかわると思われる。【表6】にまとめたシク活用形容詞は異なりで44語あり、それらのうち活用語尾が多音節訓仮名で書かれるものは下記の12語である。下線を付したのは、語幹も単音節の仮名・多音節訓仮名で書かれることがあるものである。なお、意味の理解を助けるために、一部の形容詞には[]内に『万葉集巻別対照分類語彙表』に示されている「漢字」を記した。

おもほし／くやし／こひし／こほし／ときじ [時] / うつし [現] / コゴし [険] / もし [乏・羨] / なつかし / はし [愛] / メづらし / ゆゆし

語幹が常に訓字で書かれるのは、「おもほし」「くやし」「こひし」「こほし」「ときじ」の5語である。ただし、『万葉集 CD-ROM 版』で「こほし」と訓まれたものの多くが『万葉集索引』では「こひし」に改訓されているように、「こほし」は「こひし」に統合してよく、実質的には4語であろう。これらには、蜂矢(1961)の指摘(C)とかかわるものが、すなわち、形容詞の語構成意識とかかわるものが少なくないと考えられる。たとえば、「こひし」は動詞「こふ」連用形からの派生形容詞ともみられるが、名詞「こひ」からの派生形容詞ともみられる。「ときじ」はいわゆるジ型形容詞である。ジ型形容詞は、山田孝雄(1954)、蜂矢真郷(2014)などですでにいられているとおり、基本的に「名詞(代名詞)+じ」という構成である。つまり、「こひし」「ときじ」はともに、語として独立性の高い名詞を構成要素に持っている。山口佳紀(1985)は、名詞からの派生形容詞が上代に少なく、平安時代以降に増加することから、こうした形容詞の出自が比較的新しいものであらうと指摘している^⑨。

また、動詞からの派生形容詞である「おもほし」については、蜂矢(2014)が比較的新しい時期に派生した可能性があることを指摘しており^⑩、「おもほし」は、「こひし」「ときじ」と同様に、出自の新しさという特徴を備えている。つまり、「こひし」「ときじ」「おもほし」

は語幹の構成要素の独立性の高さや出自の新しさのために、語幹を構成する要素と「し(じ)」との結合が強固ではなかった。それが原因で、活用語尾が語幹とは異なるまとまりとして捉えられ、多音節訓仮名が使用されたと考えることができる。

なお、「くやし」については、その出自の新しさや「くや」の独立性が認められない。動詞「くゆ」は『萬葉集』において複合動詞も含めて3例しかなく、「くやし」が活用語尾の表記によって積極的に「くゆ」との差別化を図らなければならなかったとも考えにくい。稲岡耕二(1967)は、語や時代、表記者によって「し(じ)」を語幹とみなすか否かには多少の揺れがあった可能性を述べており、「くやし」の多音節訓仮名表記についても現時点ではそのように考えておきたい。

いっぽう、下線を付した7語についてみると、これらのうち確実に語幹が訓字で書かれているものは「綾丹^乏敷(あやに^トもしく)」(6・913)の1例のみで、義訓かと思われる「凝敷^山乎(コゴ^しきやまを)」(3・301)、「凝敷^山尔(コゴ^しきやまに)」(7・1332)を加えても3例しかない。これら以外はすべて、「打布^裳(うつ^しくも)」(4・771)、「音名束^敷(コゑなつ^かしき)」(6・1059)、「目頬^布(メづら^しき)」(8・1601)など、単音節の仮名・多音節訓仮名で語幹が書かれている。つまり、下線を付した7語の活用語尾が多音節訓仮名で書かれる原因は、蜂矢(1961)の指摘(A)に拠るものと思われる。これらのなかには、「音奈都^炊(コゑなつ^かしき)」(8・1447)のように、多音節訓仮名と語幹・活用語尾の切れ目とが対応していないものがある。橋本(1966)は、多音節訓仮名は自立語と付属語の連続部分や自立語の語幹と活用語尾をまたぐ部分の表記には使用されにくいと指摘しているが、語幹も仮名で書かれるばあいには、語幹と活用語尾とをまたぐように多音節訓仮名が使用されることがあるということである。なお、これら7語の語幹の表記には、さきに示した用例からも知られるように単音節の訓仮名が多用されるという特徴があり、注意される。このような訓仮名の連続が持つ機能については、5章以降で詳細に論じることとしたい。

以上、本節では補助動詞と活用語尾の多音節訓仮名表記について考察してきた。補助動詞については、その大部分が実質動詞に由来する訓字表記であるなかで、「く[来]+ます」という類型的な表現のばあいにのみ多音節訓仮名が使用されていることを明らかにした。シク活用形容詞の活用語尾については、「し」の無表記が優勢であり、そのなかで「し」も含む活用語尾全体を多音節訓仮名で書く際の要因として、語幹の独立性が高いことと、語幹を含めた語全体が仮名で書かれることがある点を確認した。前者における多音節訓仮名の使用は、先行研究が指摘するように形容詞の語構成に対する認識が関連すると考えられる

のに対して、後者におけるそれは語幹・活用語尾の切れ目を覆うことがある点で、語構成に対する認識と必ずしも関連するとはいえない。また、本節では深く立ち入らなかったが、シク活用形容詞の活用語尾が多音節訓仮名で書かれるばあい、その形容詞の語幹の表記にはしばしば訓仮名が用いられている。つまり、ほかの上代の資料であれば音仮名が使用される部分に訓字主体表記歌巻では訓仮名が使用されており、その際、訓仮名は訓仮名同士で連続しやすい傾向がある。このような訓仮名の出現傾向は、多音節訓仮名の使用実態をより正確かつ立体的に把握するためには、ある単独の字母についてその使用実態を検証するだけでなく、ほかの文字との親和性や配列といった観点からも検証する必要があることを示すものとして捉えられるであろう。

3.5 自立語

どのような自立語が多音節訓仮名で書かれることがあるのかという問題は、これまでほとんど研究されてこなかった。その最大の原因は、訓字表記であるか、あるいは多音節訓仮名表記であるか、その判断が難しいばあいが少なくないという点にある。そのことは、多音節訓仮名について最初に論じた橋本(1966)が「正訓字との限界はすこぶる不分明である」と述べ、認定の難しさを問題としていることから知られるであろう。

多音節訓仮名表記か訓字表記かの判断が難しいものには、語源俗解が反映されていると考えられるものと、同一語源が想定される複数語間での表記の通用とがある。語源俗解の反映と考えられる表記には次のようなものがある。

- (1) 氏河乎 船令渡呼跡 雖喚(よば[○]ども) 不所聞有之 櫛音毛不為(7・1138)
- (2) …… 須酒師競 相結婚(あひよ[○]ばひ) 為家類時者 焼大刀乃 ……(9・1809)
- (3) 隠口乃 長谷小國 夜延為(よば[○]ひせず) 吾天皇寸与 奥床仁 ……(13・3312)

動詞「よばふ」は動詞「よぶ」の未然形に継続を意味する「ふ」をともなうものであり、元来の意味は(1)のように呼び続けることである。しかし、そこから転じて(2)のように妻問う、あるいは求婚するという意味で用いられるようになる。妻問婚という当時の婚姻形態に鑑みれば、(3)の「夜延(よばふ)」は「よばふ」の原義と連続的に捉えられる。このようなものについては訓字表記とみておくほうがよいであろう。

また、同一語源が想定される複数語間での表記の通用とは次のようなものである。

- (4) …… 磐床等 川之氷凝 冷夜乎 息言無久(やすむ[○]コトなく) 通乍 ……(1・79)
- (5) 三芳野之 秋津乃川之 万世尔 断事無(たゆる[○]コトなく) 又還将見(6・911)

『時代別国語大辞典 上代編』では、「コト [言]」と「コト [事]」とを「語源的に一つのものであろう」としている。(4) (5) の「コト」はともに [事] であるが、(4) では「言」で書かれている。このようなものとしては、ほかに、動詞「しく [頻]」に「敷」が対応する「敷浪乃 (しきなみノ)」(13・3339) や、副詞「ヨし [縦]」に「吉」が対応する「吉咲八師 (ヨしゑやし)」(2・138) などがある。橋本 (1966) ではこれらの一部を多音節訓仮名表記とみなしているが、多音節訓仮名表記か訓字表記かを明確にわかる判断基準を設け難いため、本章では上記のような表記は一律に訓字表記として扱う。

なお、本節での調査対象は、『萬葉集』の歌に用いられる語句のうち、その全体ないしは部分が多音節訓仮名で書かれることがあるものであるが、多音節訓仮名が対応している部分のはたらきが付属語的である、(6)「神左振 (かむさぶる)」(7・1130) (7)「日本思櫃 (やまトしのひつ)」(3・367) のようなものは調査対象から外している。(6) の「かむさぶ」は、名詞「かみ [神]」と接尾辞「さぶ」から成り、「さぶ」の連体形「さぶる」の一部と多音節訓仮名〈振〉が対応している。「さぶ」は名詞に付して動詞化する接辞であり、接辞はそれ単独で文節の成分となることができない点で付属語に準ずるものであろう。また、(7) は「しのふ」の連用形活用語尾「ひ」とそれに下接する助動詞「つ」を覆うように多音節訓仮名〈櫃〉が対応している。本節では、実質的な意味を持つ自立語の表記において多音節訓仮名がどのように使用されているのか、その考察に重心を置くため、上記の (6) (7) のようなものは扱わないこととした^①。

さて、以下では自立語における多音節訓仮名表記の実態をみてゆく。最初に、どのような語句がどの程度多音節訓仮名で書かれることがあるかについて整理した【表7】を示す^②。

「語句」列には多音節訓仮名表記されることがある自立語や句を挙げ、多音節訓仮名表記される部分に下線を施した。語句の認定には『万葉集巻別対照分類語彙表』を使用し、意味の理解を助けるために同書の「漢字」を「巻別対照漢字」列に示した^③。「訓仮名」列には語句の下線部と対応する多音節訓仮名を記す。配列は多音節訓仮名表記の比率の高い順であり、比率が等しいばあいは語句の50音順である。「たゆたふ [揺蕩]」を例にするならば、その合計用例数7例のうち、多音節訓仮名表記は5例で「絶多比奴良思 (たゆたひぬらし)」(4・542) のように「たゆ」と〈絶〉が対応しており、残りの2例は、訓字表記「猶預不定見者 (たゆたふみれば)」(2・196) と、単音節仮名表記「情多由多比 (ココロたゆたひ)」(4・713) とが1例ずつあるということである。

【表7】「全体」の比率をみると、訓字表記0.830がもっとも高く、以下、多音節訓仮名表記0.093、仮名表記0.047、その他の表記0.010、混合表記0.010、読添え0.007の順である。自立語の表記で訓字表記の比率がもっとも高いことは、訓字主体表記歌巻という呼称の由来に鑑みて当然の結果であろう。いっぽうで、異なり167語それぞれについてみてゆくと、多音節訓仮名表記の比率が1.000であるものが68語におよび、異なり語の4割（ $0.407 = 68語 / 167語$ ）を占めていることがわかる。つまり、約4割の語は多音節訓仮名でしか書かれないにもかかわらず、自立語の総括的な傾向を示す「全体」では多音節訓仮名表記の比率が1割を下回っているということである。

この結果は、多音節訓仮名表記の比率の高い語句がのきなみ低頻度であり、高頻度語の大半が訓字表記であることによる。下記の【表8】は、【表7】に挙げた167語について、その合計頻度と多音節訓仮名表記の用例数との関係を整理したものである^⑭。

【表8】合計用例数と多音節訓仮名表記の比率の関係

合計 用例数	語句 異なり	多音節訓仮名表記が占める割合										
		1.000	0.999	0.899	0.799	0.699	0.599	0.499	0.399	0.299	0.199	0.099
		-0.900	-0.800	-0.700	-0.600	-0.500	-0.400	-0.300	-0.200	-0.100	-0.001	
全体	167	68	1	2	3	12	17	2	10	14	10	28
1	51	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2-4	52	15	-	-	1	11	12	-	8	5	-	-
5-9	21	2	-	2	2	1	3	-	1	4	6	-
10-19	23	-	1	-	-	-	2	2	1	4	3	10
20-29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	5
30-49	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
50-99	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
100-199	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
200-299	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
300-399	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
400-499	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
600-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1

多音節訓仮名表記の比率が1.000である語はいずれも合計用例数が9以下である。合計用例数が10以上になると、多音節訓仮名表記の比率が9割以上のものは1語しかなく、大半は0.600未満となり、0.099を下回るものも現れる。さらに、合計用例数30以上になると、いずれの語も多音節訓仮名表記の比率が0.099を下回る。多音節訓仮名表記される語句には、低頻度のものから高頻度のものまでであるが、それらのうち、よく多音節訓仮名で書かれるものや、積極的に多音節訓仮名が使用されているのは低頻度語に限ったことであるといえる。

井手(1969)が指摘するように、低頻度語には訓字表記が困難であったものや訓字表記が十分に定着していなかったものが多かったと推測され、低頻度語に多音節訓仮名表記が集中するのもそのためであろうと考えられる。ただ、訓字表記という選択肢がないとき、ほかの上代の資料では単音節の音仮名がもっとも有力な選択肢となり得るはずであるが、訓字主体表記歌巻においては、有力な選択肢のひとつとして多音節訓仮名が入ってくる点は注目に値する。さらに、低頻度語が多音節訓仮名で書かれる際の、その文字列をみると、「飽田志付勿 (あくたしつくも)」(7・1277)の「あくた(飽田)」、「木尚味狭藍 (キすらあぢさゐ)」(4・773)の「あぢさゐ(味狭藍)」、「名具鮫兼天 (なぐさめかねて)」(2・194)の「なぐさめかぬ(名具鮫兼)」など、単音節の音仮名だけではなく、単音節の訓仮名もかなり使用されていることを指摘できる。多音節訓仮名とほかの訓仮名とが連続しやすいという傾向が、シク活用形容詞の表記でもみられた(3.4節)ことをふまえると、訓仮名の使用実態を明らかにするためには、それが使用される際の文字列について詳しく検証することが重要になってくるといえよう(7章で詳述)。

いっぽう、一般に、高頻度語には基本的なものが多いとされ、そうした語が特定の訓字表記と結びつくのははやかったと予測される。実際、【表7】の167語のうち、合計用例数100以上の8語について、その表記を整理すると【表9】のようになる。

「く」「しる」「す」「ひと」「まつ」「もノ」はそれぞれにかなり固定的な訓字表記があり、「あり」「なし」も複数の訓字表記があるものの、特定のものに偏っていることがわかる。つまり、訓字主体表記歌巻において高頻度語は特定の訓字で書かれている。そうすると、ここで問題になるのは、固定的な訓字表記を持つ語においても、少数ではあるものの、多音節訓仮名表記がみられるという点であろう。この問題について、従来の研究では修辭的な観点から説明がなされてきた。たとえば、多音節訓仮名表記には、動詞「まつ」に対して多音節訓仮名〈松〉が対応する「松事遠 (まつコトトほみ)」(13・3258)や、動詞「く[来]」の連体形に多音節訓仮名〈繆〉が対応する「繆路者 (くるみち)」

【表9】訓字の用例数とその表記

自立語	品詞	訓字	
		用例数	表記
あり	動ラ	628	
		526	有
		102	在
く	動カ	228	
		227	来
		1	所来
しる	動四	202	
		201	知
		1	所知
す	動サ	361	
		361	為
なし	形ク	331	
		314	無
		8	莫
		3	无
		2	乏
		2	不有
		1	窮
		1	羞
ひと	名	354	
		352	人
		1	者
		1	他
まつ	動四	161	
		161	待
もノ	名	178	
		176	物
		2	者

は)」(11・2421)などは、多音節訓仮名が本来の文脈から読み取られる動詞の意味とは異なる意味を含蓄しており、その点で掛詞的とみることができる(井手1970)。また、従来、掛詞と捉えられない多音節訓仮名についても、縁字をはじめとして種々の修辭的な観点から説明が試みられてきた。ただ、多音節訓仮名のなかには掛詞とも縁字ともいえないものも少なくない。実際に修辭的な機能が指摘できるのは極一部の限られた多音節訓仮名であると思われる。そうした機能が自立語の多音節訓仮名表記を要求する唯一の要因ではないと思われる。つまり、修辭的な観点からの考究は用例数の少ない多音節訓仮名に対する説明・解釈において有効性を持ついっぽうで、訓字表記という選択肢があるにもかかわらず多音節表記がなされること、それ自体に対する説明としては充分とはいえないであろう。

そこで本節では、多音節訓仮名表記を要求する新たな要因として、語の意味の抽象化に注目したい。たとえば、実質動詞として機能する「あり」はすべて、「村山有等(むらやまあれド)」(1・2)、「暇有者(いとまあらば)」(6・964)など訓字表記であるが、補助動詞的な「あり」では、「奥裳何如荒海藻(おくもいかにあらメ)」(4・659)、「戀乍裳荒鹿(こひとつもあるか)」(4・666)、「不晩毛荒梗(くれずもあらぬか)」(10・1882)、「馬聲蜂音石花蜘蛛荒鹿(いぶせくもあるか)」(12・2991)のように、多音節訓仮名表記がみられる。また、動詞の連続の「あり」に対しては「須臾羽蟻待(しましはありまて)」(4・667)、「蟻通(ありがよふ)」(12・3104)のように多音節訓仮名〈蟻〉が対応することがある。理論上、多音節訓仮名〈蟻〉は「あり」という音節を表す部分であれば、どこで使用されてもよいはずである。ところが、実際には動詞の連続の前項にくる接頭辭的な「あり」の表記でしか使用されない。

また、名詞「モノ」に対しては、「欲為物者(ほりせしもノは)」(3・340)、「物乎曾念(モノをゾおもふ)」(12・3158)のような訓字表記があるが、そうしたなかで多音節訓仮名〈鬼〉は、「戀敷鬼呼(こしきものを)」(7・1350)、「不相鬼故(あはぬモノゆゑ)」(11・2717)など、形式名詞的な「モノ」のばあいを使用されている。つまり、「あり」や「モノ」など、特定の訓字との対応関係があると思われる語においては、実質的な意味の薄いばあいに多音節訓仮名が使用されている。

さらに、動詞「かぬ[難]」は訓字主体表記歌巻において単独で述語になることがなく、その出現は常に動詞の連続の後項である。つまり補助動詞に近い^⑤。そのため、本節の調査でも「かぬ」は単独の動詞とせず、「ありかぬ」「まちかぬ」など動詞の連続として扱ったが、いま「かぬ」だけを取り出してみると全63例ある。【表8】において、合計用例数50以上

の語はいずれも多音節訓仮名表記の比率が 0.099 を下回っていた。ところが、「かぬ」は全 63 例のおおよそ半数 (0.492=31 例/63 例) が「有金手(ありかねて)」(3・383)、「船麻知兼津(ふねまちかねつ)」(1・30) などの多音節訓仮名表記である^⑥。つまり、補助動詞に近い「かぬ」はほかの自立語よりも多音節訓仮名表記の比率が非常に高い。

このように、固定的な訓字表記を持つ語が多音節訓仮名で書かれるばあい、それらは接頭辞的であったり、形式名詞的であったり、補助動詞的であったりと、語としての実質的意味が薄いという共通点を持っている。この点をふまえると、本来、訓字で書かれることが期待される訓字主体表記歌巻の自立語の表記で、多音節訓仮名が使用される背景には、従来指摘されてきたような用字上の工夫といった修辭的な要因だけではなく、語が本来持つ実質的な意味が薄れることによる要請もひとつの要因としてあると考えられよう。

3.6 おわりに

本章では、『萬葉集』訓字主体表記歌巻における多音節訓仮名表記の実態を押さえることを目的として、多音節訓仮名はどのような語の表記を何回担うのか、ある語の表記において多音節訓仮名表記がどの程度の割合を占めるのかについて整理し、その結果に対して考察を加えてきた。

従来、付属語表記の多音節訓仮名は「語的なまとまりをもって視覚を刺戟する効果を持っていた。その上に文節のまとまりを示す効果が加わる」(橋本 1966)と指摘されてきた。しかし、「まし」の終止形と連体形とは同じ形を取るにもかかわらず、類型的な表現で 사용되는連体形「まし」のほうが多音節訓仮名表記の比率はるかに高いこと(3.3.2 項)、「らしも」「けらしも」や「きます」のような類型的表現で多音節訓仮名表記の比率が高いこと(3.3.3 項, 3.4 節)などをふまえると、付属語表記の多音節訓仮名それ自体に、従来いわれているような「語的なまとまりをもって視覚を刺戟する効果」があるのではないと考えられる。このような多音節訓仮名表記の実態と、多音節訓仮名が使用される際には訓仮名同士で連続しやすいこと(3.4 節, 3.5 節)とを考えあわせると、多音節訓仮名は、語的なまとまりや文節を明示することを狙って選択されたというよりも、類型的な表現の表記として繰り返し使用されたことで、結果的にそのような効果あるいは機能がもたらされているとみたほうが穏当であると思われる。また、付属語の類型的表現で多音節訓仮名が繰り返し使用されることと、固定的な訓字表記を持つ自立語において、実質的な意味が薄いばあいに多音節訓仮名が使用されていること(3.5 節)とは、おそらく連続的であろう。

多音節訓仮名は、従来、訓字主体表記歌巻で使用される特殊な仮名の問題として議論され、その機能や効果についても、多音節訓仮名それ自体が本来的に持っているものであるかのように捉えられてきた。しかし、本節で繰り返し述べてきたように、多音節訓仮名の使用は語あるいはそれに準ずるものの表記と密接に関連しており、その際、訓仮名と連続しやすいという傾向もある。こうした使用実態を整理すると、多音節訓仮名の分布や使用傾向は、それ単独の問題としてではなく、前後の〈漢字〉を含む文字列という観点からも検証される必要がある。そして、この観点は、橋本四郎（1959）が指摘した、訓字主体表記歌巻ではひとつの〈漢字〉は訓仮名と訓字との両用を辞さないという傾向を考慮したとき、同巻においてなにか訓仮名であることを担保し、またそれがどのような仕組みによって許容されているのかを考えるうえで重要になってくるであろう。

【注】

- ① 『萬葉集 CD-ROM 版』の本文は、「西本願寺本萬葉集」を底本とする佐竹昭広ほか(編)(1998)『萬葉集 本文篇』補訂版に基づき、適宜、改訂を加えたものである。
- ② 歌に挿入された割注とは、たとえば下記の【 】で括った部分のようなものを指す。
可流羽須波 田廬乃毛等尔 吾兄子者 二布夫尔咲而 立麻為所見【田廬者多夫世反】
(16・3817)
- ③ 「かも(中)」「かも(末)」は、それらを1語とするかあるいは「か」(助) + 「も」(助) から成る2語とするか、その明確な基準を設け難いため、本章では一括して1語の助詞とみた。なお、本研究では助詞の認定に『時代別国語大辞典 上代編』と『萬葉集索引』を使用した。これらでは助詞として立項されていないが、助詞に準ずるものとして、「がてり」の「てり」が〈光〉で書かれる「君待香光(きみまちがてり)」(3・370)、「片待香光(かたまちがてり)」(7・1200)、「月待香光(つきまちがてり)」(12・3169)がある。
- ④ 類する形としては「相益物歟(あはましもノか)」(4・620)の「ましもノか」がある。
- ⑤ 用例が少ないので本論では言及していないが、次に示すように接辞それ自体が多音節訓仮名で書かれることがある。
「戀為便名廬(こひすべながり)」(12・3034)、「垣廬鳴(かきほなす)」(11・2405)
また、助動詞の連続の縮約形も多音節訓仮名で書かれることがある。
「聞跡平(きかむとならし)」(11・2811)
なお、グループ化することが難しいこともあり本論では言及していないが、次に示すように、用言の活用語尾とそれに続く付属語とを覆うように多音節訓仮名が使用されることも少なくない。
「日本思櫃(やまとしのひつ)」(3・367)、「於毛保寒毳(おもほさむかも)」(4・654)

「家之小篠生（いへししのはゆ）」(6・940), 「見乍僂食（みつつしのはむ）」(7・1106)
 「山名付染（やまなつかしみ）」(7・1332), 「見佐府下（みればさぶしも）」(9・1798),
 「鷲名雲（うぐひすなくも）」(10・1825), 「久雲在（ひさしくもあらむ）」(10・1901),
 「得干蚊将去（うかれかゆかむ）」(11・2646), 「無恙行核（さきくいまさね）」(12・3204),
 「中波余騰益（なかはヨドませ）」(11・2712), 「吾社湯龜（われコソゆかメ）」(12・2931)
 さらに、自立語とそれに続く付属語の全体を多音節訓仮名が覆うこともある。

「妹乎奈何責（いもをいかにせむ）」(4・632), 「名積米八方（なづみコメやも）」(10・1813)
 このように、多音節訓仮名と語との対応関係が非常に多様かつ柔軟である点に鑑みても、多音節訓仮名が語のまとまりや文節を示す機能を持つという点は再検討されるべきであろう。

- ⑥ 補助動詞「ます」の訓字表記 67 例のうち 64 例は「御食而肥座（めしてこエませ）」(8・1460), 「見座吾背子（みませわがせこ）」(12・2978) のように〈座〉である。
- ⑦ 前接動詞の認定は『万葉集巻別対照分類語彙表』による。以下、自立語の認定は基本的に同書に基づく。
- ⑧ 「く[来]+ます」が類型的な表現であることは、春日和男(1960)が平安時代以降の「ます」には熟合用法が多くなると指摘し、その例として「きます」が挙げられていることから肯定されるであろう。
- ⑨ 「平安時代になると、(中略)明らかに名詞から派生したと思われる形容詞がかなり出て来るが、上代には、他に例が見当たらない。形容詞形成のタイプとしては、比較的新しいものであろう」(p.254)
- ⑩ 蜂矢(2014)第2章第8節。
- ⑪ このようなものとしては、ほかに、「荒振公乎（あらぶるきみを）」(4・556), 「思足椅（おもひたらはし）」(13・3258), 「念足橋（おもひたらはし）」(13・3276) などがある。また、注⑤でも言及した、自立語と助動詞とを覆うように多音節訓仮名が対応する「妹乎奈何責（いもをいかにせむ）」(4・632), 「名積米八方（なづみコメやも）」(10・1813) のようなものも外している。
- ⑫ 多音節訓仮名表記される語句のなかには「玉坂（たまさかに）」(11・2396) のように、1語のなかで多音節訓仮名との対応が複数個所にわたるものがある。【表7】ではこれらを別々に挙げている。
- ⑬ 一部、『萬葉集索引』の「漢字表記」を記したものもある。
- ⑭ 多音節訓仮名の対応箇所が複数みられる語句で、対応箇所によって多音節訓仮名表記の比率が異なるものは、もっとも高い比率を採用した。たとえば、「なつかし」は「なつ」に〈夏〉が対応する比率が0.300, 「つか」に〈束〉〈著〉〈付〉が対応する比率が0.400, 「かし」に〈炊〉が対応する比率が0.200である。これらのなかでは「つか」に多音節訓仮名〈束〉〈著〉〈付〉が対応する比率0.400がもっとも高いので、これを「なつかし」の多音節訓仮名表記の比率としている。

- ⑮ 3.4 節で補助動詞の認定に使用した『萬葉集索引』が「かぬ」を補助動詞とみていないので、本研究では動詞の後項としたが、『時代別国語大辞典 上代編』は「かぬ」について「補助動詞として用いられる」と断言している。また、使用される際の形について「カネ・カネツ・カネテキ・カネテのように連用形と、カネメヤの形で未然形が用いられているにすぎない」と述べ、その類型性を指摘している。
- ⑯ 「かぬ」の訓字表記 30 例の内訳は、「孀待不得而（つままちかねて）」(3・268) のような「不得」18 例、「荒競不勝而（あらしひかねて）」(9・1804) のような「不勝」11 例であり、残る 1 例は「不忍都毛（しノピかねつも）」(3・472) である。なお、「かぬ」には仮名表記もあるが、「忘可祢津藻（わすれかねつも）」(1・72), 「忘可祢津藻（わすれかねつも）」(16・3857) の 2 例のみである。

4 訓仮名として使用される〈漢字〉

4.1 はじめに

3章では語の表記の側から多音節訓仮名の実態を把握するべく、調査・考察を行ってきた。その結果を念頭に置きつつ、本章以降は、〈漢字〉の側から訓仮名の使用実態を把握することを目的として調査・考察を行う。その前提として、本章では、『萬葉集』訓字主体表記歌巻で訓仮名として使用される〈漢字〉にはどのようなものがあり、それらほどの程度、訓字や音仮名など、訓仮名以外の用法で使用されることがあるのかについて検証する。

4.2 〈漢字〉の用法の定義

〈漢字〉の用法の内訳を示すにさき立ち、本節では〈漢字〉の用法を分類する際の定義を述べる。1章の冒頭でもふれたように、理論上、〈漢字〉の用法は表語用法である訓字と表音用法である仮名に大別できるが、実例に即してみると用法の判別が難しいものもあり、その傾向はとくに固有地名・固有人名や枕詞の表記でみられる。そこで本研究では、〈漢字〉の用法を分類するにあたって、仮名と訓字のほかに、枕詞、固有地名・固有人名、その他を加えた、延べ5つの項目をたてる。以下では、どの項目にどのような例が分類されるのかについて、実例を挙げつつ説明する。なお、仮名と訓字の定義については3章でも言及したが、表記——語をどのように書くか——と、用字——〈漢字〉をどのように使用するか——とは厳密には異なるところもあるため、以下に改めて本研究における仮名・訓字の定義を述べる。

【仮名】

本研究における仮名は、〈漢字〉がその意味から切り離されて、表音的に用いられているものである。仮名は、その下位分類として音仮名と訓仮名とがあり、それらはさらに単音節・多音節にわけることができる(1章【図1】)。本研究が注目するのは、単音節・多音節の訓仮名であるが、これらのなかには同じ字母で多音節訓仮名や単音節音仮名としても使用されるものがある。たとえば、〈八〉は「忘目八(わすれメや)」(4・595)のような単音節訓仮名の用例のほかに、「織義之八多乎(おりてしはたを)」(10・2064)のような単音節

音仮名の用例もある。そのため、仮名の用例数はひとつにまとめず、「単音節訓仮名」「多音節訓仮名」「単音節音仮名」「多音節音仮名」の4つにわけて示す。

【訓字】

本研究における訓字の定義は、〈漢字〉がその意味を活かして表語的に用いられているものである。ここに分類されるのは、たとえば、〈八〉が「年乃八歳叫（トシノヤトセを）」（13・3307）のように数詞として用いられているものや、〈鳥〉が「霍公鳥（ほととぎす）」（8・1472）の表記を担ういわゆる義訓にあたるものである。また、「御念従者（おもほすよりは）」（2・92）、「我者将御在（われはいまさむ）」（6・973）などの〈御〉も、いわゆる義訓に準ずるものとみて、訓字とする。さらに、用例は少ないが「五六三（ごろくさむ）」（16・3827）の〈三〉のような漢語も表語用法のひとつとみて訓字に分類した。漢語を訓字に分類するのは、訓仮名の整理・検証のさきに〈漢字〉の表語用法と表音用法とがひとつのテキスト内でどのように共存しているのか、その仕組みの解明を見据えているからである。

【枕詞】

枕詞に分類されるのは、訓仮名字母が、古典索引刊行会（編）（2003）『萬葉集索引』が枕詞とするものの表記に現れるばあいである。枕詞には本来意味していたことが不明なものがあるため、本研究では仮名とも訓字ともせず、枕詞として処理する。

【固有】

固有に分類されるのは、訓仮名字母が、宮島達夫（編）（2015）『万葉集巻別対照分類語彙表』の意味分類で固有地名あるいは固有人名とされている語の表記に現れるものである。枕詞と同様に、仮名として用いられているかどうかの判断が難しいものが少なくないことから、仮名か訓字かの判断を下さず、固有名詞として一括に処理する。

【その他】

その他に分類されるのは、（イ）現行では訓みが施されていないもの、（ロ）語義未詳の語の表記を担うもの、（ハ）語源との関係が不明で用例数がそれなりにあるもの、（ニ）掛詞であるもの、のいずれかに該当するものである。

たとえば、（イ）には「葉非左思所念（葉非左しおもほゆ）」（16・3889）の〈葉〉などがあり、（ロ）には「思狭名盤（おもふさなはに）」（11・2522）の〈狭〉〈名〉などがある。訓みがわからないものや語義未詳のものは用法の判断ができないため、その他とした。（ハ）にはたとえば「けり」がある。「けり」は「尚不如来（なほしかずけり）」（3・350）のよう

に〈来〉で書かれることがあり、その用例数は99例にのぼる。「けり」の語源説には諸説あり、動詞「く[来]」が語源と断定するには問題がある。このようなものはいずれの解釈に従うかで仮名・訓字の用例数を大きく左右させる可能性があるので、本研究ではその他として処理する。(二)にあたるものには「名乗藻乃(なノリソノ)」(3・362)の〈藻〉などがある。「なのりそ」には(A)海藻の名前と(B)「な告りそ」の意味とが掛けてある。このようなものを訓字・仮名のいずれかに分類すると用例数の客観性を損なう可能性があるため、その他とした。

4.3 訓仮名字母の異なりと各用法の内訳

訓字主体表記歌巻で訓仮名として使用される〈漢字〉の異なりと、それらがほかにどの用法で何回使用されるのかを【表1】に示す。単音節訓仮名の認定は、『時代別国語大辞典上代編』の「主要万葉仮名一覧表」を参考にした^①。多音節訓仮名の抽出は本研究の3章に基づいている^②。

【表1】の「訓」列には単音節・多音節の訓仮名として使用される際の訓(よみかた)を記す。「合計」列には、その〈漢字〉が訓字主体表記歌巻で何回使用されているのかを示し、それより右の各列にはそれぞれの用法で何回使用されているのかを示している。たとえば、〈足〉という〈漢字〉は単音節訓仮名として「あ」という訓で使用され、多音節訓仮名のときは「たる」という訓で使用されている。訓字主体表記歌巻における〈足〉の全用例は135例あり、そのうち、単音節訓仮名では2例、多音節訓仮名では4例、訓字では39例、使用されているということである。

【表1】訓仮名として使用される〈漢字〉と用法の内訳

〈漢字〉	訓		合計	訓仮名		訓字	音仮名		枕詞	固有	その他
	単音節	多音節		単音節	多音節		単音節	多音節			
足	あ	たる	135	2	4	39	-	-	79	9	2
射	い	-	41	18	-	7	4	-	4	8	-
卯	う	-	3	1	-	-	-	-	-	2	-
菟	う	-	6	2	-	-	-	-	-	4	-
得	う	-	92	6	-	78	7	-	-	1	-
榎	え	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-
鹿	か	しか	123	33	2	57	-	-	2	22	7
蚊	か・が	-	24	23	-	1	-	-	-	-	-
杵	き	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-
寸	き・ぎ	-	138	123	-	-	1	-	5	7	2
来	き・く	-	648	4	-	523	-	-	4	10	107
城	キ	-	44	2	-	11	-	-	15	16	-
木	キ・ギ・コ	-	240	7	-	142	1	-	54	35	1
異	け	-	42	17	-	24	1	-	-	-	-
飼	ケ	-	9	1	-	6	-	-	-	2	-
消	ケ	-	63	1	-	62	-	-	-	-	-
食	ケ	はみ・はむ・をし	47	4	4	34	-	-	4	-	1
毛	ケ・ゲ	-	920	5	-	5	904	-	3	3	-
粉	こ	-	7	1	-	-	-	1	-	2	3
籠	こ	-	7	1	-	2	-	-	-	4	-
子	こ	-	389	2	-	369	4	-	7	3	4
兒	こ・ご	-	154	4	-	129	-	-	3	17	1
羅	さ	-	15	1	-	-	7	-	2	5	-
狭	さ	-	37	20	-	-	-	-	6	8	3
磯	し	-	7	1	-	2	-	-	4	-	-
為	し・す	-	571	27	-	526	3	-	6	3	6
栖	す	-	3	1	-	1	-	-	-	1	-
簀	す	-	4	2	-	2	-	-	-	-	-
渚	す	-	10	2	-	7	-	-	-	1	-
酢	す・ず	-	19	16	-	1	-	-	1	1	-
脊	せ	-	5	1	-	-	-	-	-	4	-
瀬	せ	-	119	5	-	81	-	-	1	32	-
背	せ・ソ	-	98	79	-	11	-	-	-	8	-
十	そ・ト	トを	133	5	7	41	-	-	16	9	55
苑	ソ	-	7	1	-	6	-	-	-	-	-
衣	ソ・ゾ	-	176	21	-	138	1	-	16	-	-
田	た・だ	-	156	39	-	67	3	-	5	42	-
手	た・て	-	334	84	-	200	-	-	27	13	10
乳	ち	-	18	3	-	3	-	-	11	1	-
千	ち	-	103	4	-	62	-	-	18	3	16
津	つ・づ	-	193	110	-	10	-	-	14	59	-
價	て	-	3	1	-	1	1	-	-	-	-
〈漢字〉	単音節	多音節	合計	単音節	多音節	訓字	単音節	多音節	枕詞	固有	その他
	訓			訓仮名			音仮名				

〈漢字〉	訓		合計	訓仮名		訓字	音仮名		枕詞	固有	その他
	単音節	多音節		単音節	多音節		単音節	多音節			
直	て	-	66	1	-	64	-	-	1	-	-
代	て・で・ヨ	-	89	12	-	62	-	-	-	15	-
砺	と	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
利	ど	-	54	2	-	4	47	-	-	1	-
鳥	ト	-	218	4	-	166	-	-	40	8	-
迹	ト・ド	-	20	16	-	4	-	-	-	-	-
跡	ト・ド	-	441	406	-	14	-	-	1	20	-
常	ト・ド	トコ	180	96	1	78	-	-	2	3	-
菜	な	-	22	14	-	8	-	-	-	-	-
魚	な	-	24	4	-	5	-	-	10	5	-
七	な	-	25	6	-	19	-	-	-	-	-
莫	な	-	129	1	-	117	-	2	-	2	7
名	な	-	326	173	-	86	-	-	5	51	11
衰	に	-	5	2	-	3	-	-	-	-	-
似	に	-	18	5	-	13	-	-	-	-	-
丹	に	-	198	161	-	13	-	-	18	3	3
荷	に・ノ	-	30	24	-	4	-	-	-	2	-
沼	ぬ	-	29	14	-	4	-	-	5	6	-
寐	ぬ	-	68	2	-	66	-	-	-	-	-
宿	ぬ	ぬれ	137	4	1	129	-	-	1	1	1
根	ね	-	112	19	-	53	-	-	32	8	-
野	の	-	306	1	-	144	-	-	12	146	3
笑	ノ	-	15	8	-	2	-	-	5	-	-
齒	は・ば	-	21	18	-	2	-	-	-	1	-
羽	は・ば	-	59	34	-	12	1	-	1	11	-
葉	は・ば	-	138	9	-	114	-	-	7	7	1
氷	ひ	-	13	7	-	2	-	-	4	-	-
日	ひ・び	-	517	15	-	355	1	-	34	108	4
干	ヒ	かれ	77	1	2	49	-	2	23	-	-
乾	ビ	-	14	1	-	13	-	-	-	-	-
火	ヒ・ビ	-	48	4	-	26	-	-	2	14	2
歴	ふ	-	22	7	-	14	-	-	1	-	-
経	ふ・㊦	ふれ	96	27	2	58	-	-	7	1	1
重	へ	-	69	3	-	63	-	-	1	1	1
邊	へ	-	176	3	-	162	-	-	-	11	-
部	へ・べ	-	78	46	-	21	-	-	8	1	2
甕	㊦	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
戸	㊦・㊧・と	-	85	15	-	66	-	-	-	3	1
穂	ほ	-	64	18	-	35	-	-	2	9	-
真	ま	-	155	16	-	87	-	-	28	22	2
間	ま	-	180	8	-	155	-	-	3	14	-
鬼	ま	モノ	19	1	11	7	-	-	-	-	-
視	み	-	15	1	-	14	-	-	-	-	-
〈漢字〉	単音節	多音節	合計	単音節	多音節	訓字	単音節	多音節	枕詞	固有	その他
	訓			訓仮名			音仮名				

〈漢字〉	訓		合計	訓仮名		訓字	音仮名		枕詞	固有	その他
	単音節	多音節		単音節	多音節		単音節	多音節			
御	み	-	145	1	-	126	-	-	6	12	-
見	み	-	1076	108	-	921	-	-	10	35	2
三	み	みつ	227	111	2	12	-	3	5	91	3
水	み	みづ	172	4	7	138	-	-	15	7	1
箕	ミ	-	5	3	-	-	-	-	-	2	-
六	む	-	54	41	-	5	-	-	2	3	3
女	め	-	74	1	-	61	-	-	1	10	1
眼	メ	-	11	2	-	9	-	-	-	-	-
目	メ	-	221	130	-	80	-	-	5	2	4
喪	も	-	6	5	-	1	-	-	-	-	-
藻	も	-	105	22	-	64	-	-	6	-	13
裳	も	-	172	146	-	20	-	-	4	1	1
哭	も	なく	50	5	2	41	-	-	1	1	-
矢	や	-	9	2	-	5	-	-	-	2	-
屋	や	-	128	14	-	109	-	-	-	4	1
八	や	やつ	274	163	1	63	5	-	25	13	4
湯	ゆ	-	29	21	-	3	-	-	1	4	-
兄	エ	-	11	1	-	9	-	-	1	-	-
枝	エ	-	51	1	-	50	-	-	-	-	-
夜	よ	-	396	4	-	344	27	-	17	4	-
世	ヨ	-	128	6	-	67	52	-	-	3	-
四	ヨ	-	146	4	-	5	126	-	5	6	-
猪	ゐ	-	7	1	-	2	-	-	1	3	-
座	ゐ	-	142	1	-	138	-	-	2	1	-
晝	ゑ	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
咲	ゑ	-	91	7	-	81	-	-	-	3	-
綬	を	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
少	を	-	16	3	-	9	-	-	-	1	3
男	を	-	22	2	-	16	-	-	-	-	4
叫	を	-	24	20	-	3	-	-	1	-	-
雄	を	-	27	8	-	12	-	-	-	7	-
尾	を	-	61	36	-	21	-	-	-	2	2
緒	を	-	79	10	-	52	-	-	17	-	-
麻	を	-	124	6	-	22	75	-	7	13	1
小	を	-	164	1	-	123	-	-	2	17	21
飽	-	あく	57	-	1	52	-	-	-	4	-
味	-	あぢ	31	-	5	6	3	-	13	3	1
穴	-	あな	3	-	1	1	-	-	-	1	-
荒	-	あら・ある	121	-	5	85	-	-	18	13	-
有	-	あり	1006	-	2	997	2	-	1	4	-
蟻	-	あり	6	-	5	-	-	-	1	-	-
慍	-	いかり	2	-	1	1	-	-	-	-	-
市	-	いち	15	-	6	4	-	-	-	4	1
〈漢字〉	単音節	多音節	合計	単音節	多音節	訓字	単音節	多音節	枕詞	固有	その他
	訓			訓仮名			音仮名				

〈漢字〉	訓		合計	訓仮名		訓字	音仮名		枕詞	固有	その他
	単音節	多音節		単音節	多音節		単音節	多音節			
五	-	いつ	67	-	3	40	-	-	2	3	19
稲	-	いね	14	-	1	5	-	-	1	6	1
牛	-	うし	20	-	2	11	-	-	1	4	2
内	-	うち	36	-	1	19	-	-	5	11	-
打	-	うつ	107	-	7	67	-	-	19	8	6
息	-	おき	24	-	2	20	-	-	-	2	-
垣	-	かき	42	-	4	29	-	-	8	1	-
関	-	かく	4	-	1	2	-	-	-	-	1
攄	-	かし	1	-	1	-	-	-	-	-	-
借	-	かし・かり	30	-	3	22	-	-	1	3	1
炊	-	かしき	1	-	1	-	-	-	-	-	-
肩	-	かた	3	-	1	2	-	-	-	-	-
堅	-	かた	33	-	1	3	-	-	28	-	1
鈍	-	かな	2	-	1	-	-	-	1	-	-
蟹	-	がに	11	-	11	-	-	-	-	-	-
兼	-	かね	41	-	3	8	-	30	-	-	-
金	-	かね・がね	50	-	36	11	-	1	-	2	-
杲	-	がほ	4	-	2	-	-	-	-	-	2
良	-	がほ	7	-	1	1	-	-	-	-	5
容	-	がほ	15	-	1	10	-	-	-	-	4
龜	-	かめ	3	-	1	2	-	-	-	-	-
氈	-	かも	1	-	1	-	-	-	-	-	-
鳧	-	かも	5	-	5	-	-	-	-	-	-
雉	-	かも	12	-	12	-	-	-	-	-	-
鴨	-	かも・がも	344	-	318	21	-	-	1	4	-
柄	-	がら	35	-	1	26	-	-	-	3	5
辛	-	から・がら	30	-	6	18	-	-	-	5	1
苜	-	かり	95	-	2	83	-	-	10	-	-
鷹	-	がり	54	-	1	52	-	-	-	1	-
輕	-	がる	15	-	3	7	-	-	-	5	-
枯	-	がれ	5	-	1	3	1	-	-	-	-
種	-	ぐさ	11	-	3	8	-	-	-	-	-
草	-	ぐさ	180	-	14	108	-	-	55	3	-
串	-	ぐし	3	-	1	1	-	-	1	-	-
國	-	くに	194	-	60	115	-	-	1	18	-
雲	-	くも	192	-	27	146	-	-	14	4	1
鞍	-	くら	1	-	1	-	-	-	-	-	-
椽	-	くら	3	-	1	1	-	-	-	1	-
倉	-	ぐら	13	-	3	3	-	-	-	7	-
栗	-	くり・くる	5	-	2	-	-	-	2	1	-
縵	-	くる	1	-	1	-	-	-	-	-	-
暮	-	ぐれ	63	-	1	62	-	-	-	-	-
社	-	コソ	107	-	85	22	-	-	-	-	-
〈漢字〉	単音節	多音節	合計	単音節	多音節	訓字	単音節	多音節	枕詞	固有	その他
	訓			訓仮名			音仮名				

〈漢字〉	訓		合計	訓仮名		訓字	音仮名		枕詞	固有	その他
	単音節	多音節		単音節	多音節		単音節	多音節			
琴	-	コト	6	-	1	4	-	-	1	-	-
米	-	コメ	42	-	1	-	39	-	-	2	-
坂	-	さか	25	-	3	7	-	-	1	14	-
酒	-	さけ	32	-	3	21	1	-	7	-	-
核	-	さね	6	-	3	1	-	-	1	-	1
障	-	さふ・さ◎	18	-	3	10	-	-	5	-	-
禁	-	さ◎	10	-	2	8	-	-	-	-	-
塞	-	さ◎	10	-	1	9	-	-	-	-	-
寒	-	さむ	52	-	3	49	-	-	-	-	-
鮫	-	さめ	2	-	1	1	-	-	-	-	-
去	-	ざり	367	-	4	360	1	-	1	1	-
竿	-	さを	4	-	2	2	-	-	-	-	-
棹	-	さを	8	-	6	2	-	-	-	-	-
然	-	しか	64	-	6	56	-	-	-	2	-
敷	-	しか・しき・しく・しけ	114	-	33	55	-	-	24	2	-
布	-	しき・しく・しけ	105	-	9	27	37	-	22	9	1
舌	-	した	3	-	1	2	-	-	-	-	-
下	-	した・しも	135	-	19	115	-	-	-	1	-
染	-	しみ・しめ・ソメ	34	-	8	26	-	-	-	-	-
霜	-	しも	77	-	29	39	-	-	9	-	-
白	-	しら・しろ	268	-	6	202	-	-	53	4	3
鈴	-	すず	4	-	2	1	-	-	-	1	-
住	-	ずめ	59	-	1	31	-	-	-	27	-
摺	-	する	4	-	1	3	-	-	-	-	-
責	-	せむ・せメ	6	-	4	2	-	-	-	-	-
竹	-	だけ	42	-	1	24	-	-	9	4	4
龍	-	たつ	9	-	1	1	-	-	-	7	-
鶴	-	たづ・つる	78	-	55	22	-	-	1	-	-
楯	-	たて	4	-	1	1	-	-	2	-	-
谷	-	たに・だに	78	-	67	4	-	-	-	7	-
玉	-	たま	339	-	1	150	-	-	178	10	-
絶	-	たゆ	71	-	8	61	-	-	1	1	-
垂	-	たる・だれ	37	-	3	25	-	-	8	1	-
束	-	つか	16	-	1	11	-	-	-	-	4
付	-	つか・つき・づき・づく	62	-	13	42	-	-	5	2	-
附	-	つか・づき・づく	22	-	4	16	-	-	1	-	1
著	-	つか	60	-	1	54	-	-	2	-	3
築	-	づき	3	-	1	-	-	-	-	2	-
春	-	づき	3	-	1	2	-	-	-	-	-
筒	-	つつ	5	-	5	-	-	-	-	-	-
管	-	つつ	85	-	84	-	-	-	-	1	-
乍	-	つつ	198	-	4	194	-	-	-	-	-
積	-	づみ	25	-	12	10	-	-	-	3	-
〈漢字〉	単音節	多音節	合計	単音節	多音節	訓字	単音節	多音節	枕詞	固有	その他
	訓			訓仮名			音仮名				

〈漢字〉	訓		合計	訓仮名		訓字	音仮名		枕詞	固有	その他
	単音節	多音節		単音節	多音節		単音節	多音節			
列	-	づら	6	-	1	2	3	-	-	-	-
類	-	づら	16	-	8	2	-	-	6	-	-
釣	-	つる	22	-	1	18	-	-	1	2	-
光	-	てり	40	-	3	29	-	-	7	-	1
時	-	とき・ドキ	261	-	7	248	5	-	1	-	-
歳	-	トシ	24	-	1	23	-	-	-	-	-
年	-	トシ	124	-	3	109	8	-	1	3	-
殿	-	トノ	13	-	3	10	-	-	-	-	-
伴	-	ドモ	17	-	1	7	-	-	1	8	-
侶	-	トモ・ドモ	8	-	2	-	4	-	-	2	-
鞆	-	トモ・ドモ	22	-	17	1	-	-	-	4	-
友	-	トモ・ドモ	96	-	82	14	-	-	-	-	-
鳴	-	なく・なす・なる	272	-	5	255	-	-	10	1	1
梨	-	なし	12	-	8	2	-	-	-	2	-
成	-	なし・なり・なる	174	-	16	142	-	-	16	-	-
夏	-	なつ	35	-	3	21	-	-	6	5	-
搓	-	なひ	7	-	1	6	-	-	-	-	-
苗	-	な <small>ひ</small>	13	-	10	3	-	-	-	-	-
嘗	-	なむ	7	-	6	-	-	-	-	1	-
檜	-	なら	7	-	1	-	-	-	-	6	-
平	-	ならし	25	-	1	9	-	-	-	15	-
西	-	にし	66	-	59	3	4	-	-	-	-
庭	-	には	65	-	41	20	-	-	2	2	-
稊	-	ぬか	6	-	6	-	-	-	-	-	-
額	-	ぬか	6	-	2	3	-	-	-	1	-
柒	-	ぬる	5	-	1	4	-	-	-	-	-
塗	-	ぬる	6	-	1	5	-	-	-	-	-
鑿	-	ノミ	1	-	1	-	-	-	-	-	-
墓	-	ばか	4	-	1	3	-	-	-	-	-
斤	-	ばかり	1	-	1	-	-	-	-	-	-
計	-	ばかり	27	-	1	4	22	-	-	-	-
吐	-	はき	1	-	1	-	-	-	-	-	-
掃	-	はく	5	-	1	4	-	-	-	-	-
級	-	はし	2	-	1	-	-	-	1	-	-
椅	-	はし	5	-	1	-	-	-	-	3	1
端	-	はし	8	-	2	6	-	-	-	-	-
走	-	はし	21	-	4	11	-	-	6	-	-
橋	-	はし	29	-	2	21	-	-	3	3	-
廿	-	はた	1	-	1	-	-	-	-	-	-
幡	-	はた	10	-	3	5	-	-	1	1	-
旗	-	はた	12	-	1	5	-	-	4	2	-
秦	-	はだ	1	-	1	-	-	-	-	-	-
翼	-	はね	5	-	1	3	-	-	1	-	-
〈漢字〉	単音節	多音節	合計	単音節	多音節	訓字	単音節	多音節	枕詞	固有	その他
	訓			訓仮名			音仮名				

〈漢字〉	訓		合計	訓仮名		訓字	音仮名		枕詞	固有	その他
	単音節	多音節		単音節	多音節		単音節	多音節			
母	-	はは	249	-	1	44	199	-	2	1	2
蠅	-	は [○]	2	-	1	-	-	-	1	-	-
早	-	はや	66	-	1	55	-	-	3	1	6
生	-	はゆ	138	-	1	133	-	-	-	3	1
張	-	はる	11	-	1	5	-	-	1	4	-
櫃	-	ひつ	4	-	3	1	-	-	-	-	-
一	-	ひと	85	-	1	76	-	-	-	-	8
紐	-	ひも	58	-	1	53	-	-	3	1	-
振	-	ふり・ぶる	72	-	4	47	-	-	3	12	6
蛇	-	へ [○] み	1	-	1	-	-	-	-	-	-
纏	-	まく	38	-	1	34	-	-	2	1	-
巻	-	まく	107	-	59	36	-	-	-	12	-
益	-	まさ・まし・ます・ませ	144	-	73	71	-	-	-	-	-
増	-	まし	12	-	1	2	9	-	-	-	-
申	-	まし	19	-	13	6	-	-	-	-	-
猿	-	まし	7	-	6	1	-	-	-	-	-
待	-	まつ	215	-	4	209	-	-	2	-	-
松	-	まつ	74	-	1	59	-	-	5	9	-
盛	-	もり	23	-	1	22	-	-	-	-	-
溢	-	もる	2	-	1	1	-	-	-	-	-
漏	-	もる	6	-	4	1	-	-	-	1	-
山	-	やま	745	-	1	524	-	-	11	209	-
病	-	やま	7	-	1	3	-	-	1	2	-
冊	-	ヨそ	1	-	1	-	-	-	-	-	-
縁	-	ヨる	61	-	1	59	-	-	1	-	-
依	-	ヨる	99	-	2	96	-	-	-	1	-
綿	-	わた	36	-	2	21	-	-	10	3	-
鷺	-	をし	3	-	1	1	-	-	-	-	1
鴛	-	をし	3	-	2	-	-	-	-	-	1
〈漢字〉	単音節	多音節	合計	単音節	多音節	訓字	単音節	多音節	枕詞	固有	その他
	訓			訓仮名			音仮名				

【表 1】に示した、単音節・多音節の訓仮名として使用される〈漢字〉は異なりで 286 字あり、単音節訓仮名として使用されるものが異なり 120 字、多音節訓仮名として使用されるものが異なり 179 字ある。これらのうち、訓字としても使用されるものは 241 字にのぼり、全体の約 8.5 割 (0.842=241 字/286 字) におよぶ。どの程度訓字として使用されるのかは、当然、一様ではないものの、ほとんどの訓仮名は訓字としても使用されていることを指摘できる。

このように、多くの訓仮名は訓字としても使用されるいっぽうで、単音節訓仮名と多音節訓仮名に両用されるものは次の 13 字にとどまる。

〈足〉〈鹿〉〈食〉〈十〉〈常〉〈宿〉〈干〉〈経〉〈鬼〉〈三〉〈水〉〈哭〉〈八〉

つまり、ひとつの〈漢字〉が単音節訓仮名と多音節訓仮名に両用されることは非常に少ない。さらに、これら 13 字について単音節訓仮名と多音節訓仮名の用例数の偏差をみると、(1) どちらの訓仮名の用例数も少ない、(2) いっぽうの訓仮名の用例数が突出して多く、他方は少ない、のいずれかのパターンであることがわかる。

(1) に該当するのは〈足〉〈食〉〈十〉〈宿〉〈干〉〈水〉〈哭〉である。たとえば、〈足〉は、単音節訓仮名として「譬乃足白(たと⊙のあじろ)(7・1137)、「足利思代(あどもひて)」(9・1718)の2例しかなく、多音節訓仮名としても「立儀足(たちヨソひたる)」(2・158)など助動詞「たり」の連体形の表記で使用されるものが4例あるのみである。(1)に分類される〈漢字〉はどれも訓仮名としての用例数は少ないが、訓字としてはある程度使用されており、たとえば〈足〉は訓字として39例使用されている。さらに、訓字として使用される際の用例としては、「足搔乎速(あがきをはやみ)」(2・136)、「猷雖不足(あきだらねども)」(10・2022)などであり、この訓(よみかた)が単音節訓仮名および多音節訓仮名として使用される際の訓(よみかた)でもある。

いっぽう、(2)に該当する〈鹿〉〈常〉〈経〉〈鬼〉〈三〉〈八〉は、たとえば、〈常〉が「國将榮常(くにさかエむト)」(7・1086)など、単音節訓仮名として96例使用されるいっぽうで、多音節訓仮名としては「君乎見常衣(きみをみむトコソ)」(11・2575)の1例しか使用されないように、単音節・多音節のいずれかいっぽうに用例数が偏る。そして、よく使用されるほうの訓仮名の音節と、訓字として使用されるときに訓(よみかた)とは必ずしも同じではない。たとえば、〈常〉は訓仮名のときは「ト」を表すが、訓字のときは「常尔有米(つねにあらメ)」(1・52)の「つね」、あるいは「常目頼次吉(トコメづらしき)」(11・2651)の「トコ」である。また、〈鬼〉は多音節訓仮名として「もノ」を表すが、訓字のときは「鬼之四忌手乎(しコノしコてを)」(13・3270)の「しこ」、あるいは「女餓鬼申久(めがきまをさく)」(16・3840)のような漢語である。このように、訓字主体表記歌巻内で訓字として使用されない訓(よみかた)が訓仮名として使用されること背景には、尾山慎(2014)が多音節音仮名(二合仮名)と訓字との関係について指摘したように、その〈漢字〉に対する知識を媒介として、訓仮名が生成・運用されることがあったと考えられる。

以上に述べたところを整理すると、ひとつの〈漢字〉は訓仮名と訓字に両用されることが多いいっぽうで、単音節訓仮名と多音節訓仮名に両用されることは少なく、両用されたばあいも、両者がともに頻用されることはない。このような傾向は、ひとつの〈漢字〉は

訓仮名と音仮名に両用されることが少なく、たとえ両用されたとしても用例数のうえで両者は拮抗しない傾向（稲岡耕二 1964a, 尾山慎 2019）と等しい。従来、単音節訓仮名と多音節訓仮名とは、訓仮名であるという共通点をもとに一括りに捉えられてきたが、【表 1】から知られる種々の傾向は、両者が仮名としてのほりあいの関係のもとに存立していることを示唆するものとして重要である^③。

また、用法の偏差に関連することとして、訓字主体表記歌巻で単音節訓仮名として表す音節と、その〈漢字〉がひらがな・カタカナに展開した後に表す音節とが異なる点が注目される。たとえば、〈八〉は訓字主体表記歌巻において、「情毛有八等（ココロもありやト）」（2・207）、「日谷八君（ひだにやきみが）」（6・953）など「や」の仮名として 163 例使用されるが、平安時代以降は「は」の字母である。同巻内でも、「八多也八多（はたやはた）」（4・762）のように〈八〉が「ハ」を表すことがあるが、その用例数は 5 例にとどまる。また、訓字主体表記歌巻で「き」を表す仮名として 123 例使用される〈寸〉は、平安時代以降は「す」の字母である。同巻において、〈寸〉が「す」を表す例は「小簾之寸鷄吉仁（をすノすけきに）」（11・2364）の 1 例しかない。訓字主体表記歌巻のすべての仮名にこのような現象が指摘できるわけではないが、ほかにも〈跡〉をはじめ、同時代の資料はもちろん、後世の資料でもほとんど使用されない仮名が、同巻内ではその音節を表す仮名としてもっともよく使用されることが少なくない（5 章・6 章で詳述）。この事実は、訓仮名の多用をはじめとした訓字主体表記歌巻における仮名のありようが、仮名の体系化やひらがな・カタカナへの展開の枠組みのなかだけで考察されるべきものではなく、まずは同巻内部の問題として検証されるべきことを物語るものとして位置づけられよう。

4.4 おわりに

本章では、〈漢字〉の側から訓仮名の使用実態を把握するための前段階として、訓仮名として使用される〈漢字〉の全容と、それらが訓字や単音節音仮名など、訓仮名以外の用法でどの程度使用されるのかをみた。全体的な傾向として、訓仮名として使用される〈漢字〉の多くは訓字としても使用されている。訓字主体表記歌巻では、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されることが少なくないという事実は、すでに橋本四郎（1959）が指摘しているところであるが、いっぽうで、『古事記』や『日本書紀』ではこうした〈漢字〉の両用を避ける配慮があるとの指摘がある（川端善明 1975）ことをふまえると、やはり、訓字主体表記歌巻における訓仮名と訓字の関係は注目に値するものであり、かつ、どのように

両用が可能になっているのかが解明されるべきものであろう。そこで次章では、両用されるという点を重くみて、訓字との関係という観点から訓仮名の使用実態について考察してゆく。

【注】

- ① 『時代別国語大辞典 上代編』の「主要万葉仮名一覧表」は、固有名詞や枕詞でしか使用されない訓仮名も計上している。たとえば、〈吾〉は「吾妻乃國之（あづまノくにノ）」（2・199）という固有名詞の用例があるため「あ」の訓仮名として挙げられおり、〈篋〉は「足日木篋（あしひキノ）」（8・1603）という枕詞の用例があるため「の」の訓仮名として挙げられている。一般的な語句の表記における訓仮名の使用と、枕詞や固有名詞の表記におけるそれとを区別して処理する本研究では、枕詞や固有名詞の表記でしか訓仮名的な用例がみられない〈吾〉〈篋〉のようなものを訓仮名として計上していない。
- ② 抽出に際して、多音節訓仮名の2音節目以降の清濁について論じた西宮一民（1960）、鶴久（1960）、訓仮名の概要を論じた橋本四郎（1966）も参照した。
- ③ 多音節音仮名についての総合的研究である尾山慎（2019）は、ひとつの〈漢字〉が略音仮名（単音節音仮名）と二合仮名（多音節音仮名）に両用される際の傾向として、「略音仮名と二合仮名が両用される字母は、いずれもが反復して使用されることがないという特徴がある」（p.246）と指摘し、また、ひとつの〈漢字〉が二合仮名と訓字に両用されるかどうかについては、「二合仮名の多くはそのように訓字で使うことを主とする字母で占められる」（p.367）と指摘する。つまり、ひとつの〈漢字〉は、単音節音仮名と多音節音仮名の両用は避ける傾向があるが、多音節音仮名と訓字の両用は辞さないということである。この傾向と、本章で指摘した単音節訓仮名と多音節訓仮名の関係および訓仮名と訓字の関係が非常によく似ていることとを考えあわせると、訓字主体表記歌巻では、音仮名であるか訓仮名であるかを問わず、ひとつの〈漢字〉は複数の仮名として使用されることを好まないっぽうで、訓字と両用されることはいとわないとみることができる。同巻におけるこのような仮名のありかたは、仮名と訓字が字体上の示差的特徴を持たない環境下における仮名の存立方法の本質にかかわると考える。この点についての詳しい考察は今後の課題である。

5 単音節訓仮名 ―訓字との関係に注目して―

5.1 はじめに

3章でどのような語がどの程度多音節訓仮名で書かれるのかを調査し、4章で訓仮名として使用される〈漢字〉のなかに訓字としても使用されるものがどの程度あるのかを明らかにした。その過程で、訓仮名のなかには同じ語の表記で繰り返し使用されるものや、異なる複数の語の表記を担うものがあることが明らかになり、これをふまえて、〈漢字〉によって訓仮名として使用されやすいものとそうでないものがあるのではないかと推測を述べた。これをうけて、本章では単音節訓仮名を例に、訓仮名として使用されやすい〈漢字〉の性格について考察する。

その際、本章では、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字の両用を辞さない傾向を重視する。両用を辞さないとは、たとえば、〈跡〉という〈漢字〉が、「跡無如(あとなきゴトシ)」(3・351)で訓字として用いられるいっぽうで、「人跡不有者(ひとトあらずは)」(3・343)では助詞「ト」を表す訓仮名として用いられる、というようなものである。このように、多くの訓仮名字母が訓字としても使用されるのであれば、訓字としての使用の有無やそのありようが訓仮名の実態ともなにかしらのかかわりを持つと推測されよう。そこで以下では、主に訓字とのかかわりという観点から、次のふたつの問題について整理・検証する。

- (1) 単音節訓仮名のうち、それとしてのみ用いられるものと、訓字としても用いられるものがどのような割合で存在しているか。
- (2) 単音節訓仮名に専用の〈漢字〉と、訓仮名と訓字に両用される〈漢字〉にはそれぞれどのようなものがあるか。また、両者には用例数や出現位置の傾向に違いがあるか。

なお、4章の【表1】で示した単音節訓仮名の異なり120字のなかには、単音節訓仮名としての用例数よりも、それ以外の仮名としての用例数のほうが多いものや、複数の仮名として使用されているがどの仮名としても用例数が多くないものがある。たとえば、〈毛〉は「ケ」の訓仮名としては1例しか使用されないのに対して、「も」の音仮名としては904例使用される。また、〈粉〉は「下粉枯耳(したこがれノミ)」(11・2649)のような単音節訓仮名の用例と、「岸乃黄土粉(キシノはにふに)」(6・932)のような多音節音仮名の用例

とがともに1例ずつしかない。このような訓仮名を例に、単音節訓仮名と訓字との関係について考察するのはふさわしくないと考え、本章では、この条件に該当する下記の17字を考察対象から外した。()内は単音節訓仮名のときに表す音節である。

「足(あ)」「得(う)」「毛(ケ)」「粉(こ)」「子(こ)」「羅(さ)」「十(そ・ト)」「
 「價(て)」「利(と)」「莫(な)」「干(ヒ)」「鬼(ま)」「水(み)」「夜(よ)」「世(ヨ)」「
 「四(ヨ)」「麻(を)」

5.2 用例数からみる関係性

5.2.1 専用と両用

単音節訓仮名として使用される〈漢字〉が、訓字としても使用されるか否かを整理すると【表1】のようになる。「専用」は訓仮名としてのみ用いられる〈漢字〉のことであり、「両用」は訓仮名としても訓字としても用いられる〈漢字〉のことである。

【表1】専用・両用の異なりと比率

	異なり	比率
合計	103	-
専用	11	0.106
両用	92	8.363

異なり103字のうち、訓仮名に専用のもは11字であるのに対して、訓仮名と訓字に両用されるものは92字におよぶ。両者の割合はおおよそ専用1:両用9であり、訓仮名と訓字に両用されるもののほうが圧倒的に多い^①。この結果は、ひとつの〈漢字〉は訓仮名としても訓字としても用いられる傾向があるという橋本(1959)の指摘を数量的な面から補強するとともに、訓仮名が訓字との関係において考察される必要性をより明白にするものであろう。これをふまえて、次項では訓仮名に専用の11字について詳細にみてゆくこととしたい。

5.2.2 専用

ここでは訓仮名としてのみ用いられる11字を対象に、それらの用例数や出現位置などについて、単音節の音仮名のありようも視野に入れながら考察する。

訓仮名専用の11字について、訓仮名の用例数を示すと次の【表2】のようになる^②。4章で、訓仮名のなかには多音節訓仮名や単音節音仮名としても用いられるものがあると述べたが、訓仮名に専用の11字は原則として単音節訓仮名としてしか使用されない(4章【表1】)。また、枕詞や固有地名・固有人名の表記を担う際にも、「名寸隅乃(なきすみノ)」(6・935)のように、当該の音節を表す訓仮名として用いられている。つまり、訓仮名に

専用の 11 字は訓字主体表記歌巻において特定の音節を表しており、その点でこれらの〈漢字〉は表音用法に特化しているといえる。

表音用法に特化するという特徴は、「い」を表す〈伊〉や「う」を表す〈宇〉など、単音節音仮名の特徴でもある。訓仮名に専用の 11 字の性格が音仮名のそれとよく似ているのであれば、両者は仮名としてのありかたにおいても類似した点があると推測されるであろう。ところが、次に示すように、両者は用例数において異なる傾向をみせる。

【表 3】は訓仮名に専用の 11 字と、それらと同じ音節を表す主要な単音節音仮名の用例数とをあわせて一覧するものである^③。これをみると、「さ」であれば音仮名〈左〉150 例、「㊦」であれば音仮名〈倍〉73 例など、各音節で頻用されるのは音仮名である。これらの音仮名は訓字としてほとんど使用されないものである。いっぽう、訓仮名に専用のものは、「さ」では〈狭〉20 例、「㊦」では〈甕〉1 例と用例数が少ない。訓仮名に専用のものと音仮名とは、表音用法に特化しているという類似点を持つにもかかわらず、基本的にある音節を表すにあたって頻用されるのは音仮名であり、訓仮名は用例数のうえではるかにおよばない。

このような音仮名と訓仮名の用例数の差には、ひとつには、自立語の表記が関係している。訓字主体表記歌巻の自立語の仮名表記では基本的に音仮名が使用され、訓仮名は用いられにくいため、その音節の仮名表記が自立語に偏るばあい、必然的に訓仮名の出現機会が減少するからである^④。実際、「う」の仮名としてよく用いられる音仮名〈宇〉はその全用例が「宇乃花能（うノはなノ）」（8・1472）や「宇倍毛釣者為（う㊦もつりはす）」（6・938）など自立語の表記であり、「さ」でも音仮名〈左〉150 例のうち 126 例は、「左射礼浪（さざれなみ）」（12・3012）をはじめとした自立語の表記である。訓仮名が用例数のうえで音仮名に劣る要因は、ひとまずはこのように理解できる。

【表2】単音節訓仮名専用の11字の用例数

訓仮名	音節	用例数
寸	き	123
狭	さ	20
杵	き	3
箕	ミ	3
菟	う	2
晝	ゑ	2
卯	う	1
脊	せ	1
砺	と	1
甕	㊦	1
綬	を	1

【表3】音節ごとの仮名の用例数

音節	仮名	用例数	音節	仮名	用例数
う	宇	47	と	刀	9
	菟	2		砺	1
	卯	1	㊦	倍	73
き	寸	123	㊦	甕	1
	伎	43		未	4
	吉	33	ミ	味	3
	杵	3		箕	3
さ	左	150	ゑ	恵	16
	佐	71		晝	2
	狭	20	を	乎	22
せ	世	52		呼	22
	勢	27		綬	1
	脊	1			

※下線は訓仮名専用のもの

ただし、【表3】にはこの傾向に必ずしも沿わないものもあり、「き」では音仮名〈伎〉〈吉〉よりも訓仮名〈寸〉の用例数が多い。次の【表4】は〈寸〉がその表記を担う語句を整理したものである。自立語の表記も担ってはいるものの、その用例数の多さは形容詞の活用語尾や助動詞に拠るところが大きいことがわかる⁵⁾。つまり、訓仮名は自立語の表記では有力な選択肢になりにくいっぽうで、付属語の表記においては音仮名よりも有力な選択肢になり得るばあいもあるということである。

ところで、大野透(1962)によれば、〈伎〉は「美濃国戸籍」や『日本書紀』、「出雲国風土記」の仮名表記部分などで「常用仮名」であり、〈吉〉は「養老戸籍」や『日本書紀』の歌謡・訓注部などで「常用仮名」であるという⁶⁾。このように、上代の仮名表記を指向する環境でひろく用いられている〈伎〉〈吉〉が、訓字主体表記歌巻ではあまり用いられず、それに代わって訓仮名〈寸〉がよく用いられていることは注目に値する。なぜならば、資料の違いは編纂された時代や内容の違いであるだけでなく、表記法の違いをも含むと考えられ、そのことが訓仮名の豊富さとかかわることを思わせるからである。

なお、訓字主体表記歌巻で訓仮名〈寸〉が頻用される要因として、澤崎文(2012a)は〈寸〉の「字義が特徴的すぎない」ことを指摘している。この指摘は〈寸〉の多さを説明するにあたっては有効であるかもしれないが、「字義が特徴的すぎない」というのは音仮名〈伎〉にも当てはまるとみることができる。そのような音仮名よりも訓仮名〈寸〉が頻用されることは、澤崎(2012a)が指摘する〈寸〉という文字の単独の事情に加えて、上代の資料でひろく用いられる音仮名〈伎〉〈吉〉が、訓字主体表記歌巻では多く用いられない事情とともに考察する必要があるであろう。表記論的観点から訓仮名がどのように使用されているのか、その仕組みの解明を目的とする本研究は、ある仮名が選択された個別的な事

【表4】 訓仮名〈寸〉がその表記を担う語句

品詞	用例数	語句
寸	123	
形容詞	56	～ <u>き</u> (連体形活用語尾)
助動詞	19	<u>き</u> (き・終)
	1	ゴト <u>き</u> (ゴトし・体)
動詞	5	～ <u>き</u> (用)
	3	<u>き</u> (く [来]・用)
	2	<u>き</u> コす
	1	おちた <u>ぎ</u> つ
	1	か <u>き</u> たる
	1	こ <u>き</u> る [扱入]
	1	し <u>き</u> る
名詞	10	な <u>ぎ</u>
	7	すす <u>き</u>
	2	すず <u>き</u>
	1	おほ <u>き</u> みかど
	1	<u>き</u> はみ
	1	<u>き</u> み [黍]
	1	くるへ <u>き</u>
	1	すめ口 <u>き</u>
	1	そ <u>き</u>
	1	そ <u>き</u> いた
	1	た <u>づ</u> き
	1	ひも口 <u>き</u>
副詞	1	いとノ <u>き</u> て
句	4	はし <u>き</u> やし

由や意図について追究しないため、「き」の仮名として訓仮名〈寸〉が多いことについても、たとえば歌ごとにその使用理由を考察したり、つきつめたりすることはせず、その事実を指摘するにとどめておく。ただし、筆者は、訓字主体表記歌巻に訓仮名が豊富であることの本質は、音仮名の様相ともかかわって説明されなければならないと考えており、同じ音節を表す音仮名と訓仮名の関係については、8章で訓字とのかかわりという観点から考察を行う。

以上、訓仮名としてのみ用いられる11字について述べてきたところをまとめると、次のようである。すなわち、訓仮名に専用のもは表音用法に特化している点で単音節の音仮名と性格的に類似するが、訓仮名に専用のもは大部分は用例数が少ないのに対して、音仮名は頻用されており、このような用例数の差は自立語の仮名表記では訓仮名が頻繁に使用されない点に起因する。なお、訓仮名〈寸〉は例外的に頻用されているが、それについては、仮名だけの表記を指向する環境で用いられる音仮名〈伎〉〈吉〉が、訓字と仮名とを交え用いる訓字主体表記歌巻では多用されない、ということとあわせて考察する必要がある。

5.2.3 両用

ここでは、訓仮名としても訓字としても用いられる92字を対象に、それらが訓仮名として用いられる際の用例数や出現位置について考察を加える。

訓字主体表記歌巻で訓仮名と訓字に両用される92字を、その合計用例数の多い順に配列すると次の【表5】のようになる。この表からまず押さえるべきは、訓字主体表記歌巻の訓仮名のなかに、仮名主体表記歌巻や歌木簡など、上代のほかの資料でも訓仮名として使用されているものがあることである。たとえば、【表5】のなかには〈見〉をはじめ、網掛けを施したものが14字あり、これらは橋本(1959)が仮名主体表記歌巻で訓仮名として用いられていると指摘するものである。下線を付した15字は八木京子(2005a, 2005b)が木簡資料で訓仮名の用例が確認されると指摘する。さらに、【表5】のなかには大宝戸籍帳で訓仮名として用いられているものがあり^⑦、それらのなかにひらがな・カタカナへと連続するものがあることは、春日政治(1933)が指摘するところである。

このように、上代の複数の資料で共通の訓仮名字母が確認されることや、そのなかにひらがな・カタカナへと連続するものがあることは、はやくから訓仮名として定着・浸透しつつあるものがあつたことを思わせる。ただ、従来の研究の目的がひらがな・カタカナの

【表5】 両用92字の合計用例数

合計 用例数	〈漢字〉	合計 用例数	〈漢字〉	合計 用例数	〈漢字〉
1076	見	112	根	24	蚊
648	来	105	藻	24	魚
571	為	103	千	24	叫
517	日	98	背	22	菜
441	跡	96	経	22	男
334	手	91	咲	22	歴
326	名	89	代	21	齒
306	野	85	戸	20	迹
274	八	79	緒	19	酢
240	木	78	部	18	似
227	三	74	女	18	乳
221	且	69	重	16	少
218	鳥	68	寐	15	視
198	丹	66	直	15	笑
193	津	64	穂	14	乾
180	常	63	消	13	氷
180	間	61	尾	11	眼
176	衣	59	羽	11	兄
176	邊	54	六	10	渚
172	裳	51	枝	9	飼
164	小	50	哭	9	矢
156	田	48	火	7	磯
155	真	47	食	7	苑
154	兒	44	城	7	猪
145	御	42	異	7	籠
142	座	41	射	6	喪
138	葉	30	荷	5	羹
137	宿	29	沼	4	簧
128	屋	29	湯	3	栖
123	鹿	27	雄	2	榎
119	瀬	25	七		

【表6】 仮名の内訳

〈漢字〉	音節	訓仮名		音仮名	
		単音節	多音節	単音節	多音節
跡	ト	406	-	-	-
名	な	173	-	-	-
八	や	163	1	5	-
丹	に	161	-	-	-
裳	も	146	-	-	-
且	メ	130	-	-	-
三	み	111	2	-	3
津	つ	110	-	-	-
見	み	108	-	-	-
常	ト	96	1	-	-
手	た・て	84	-	-	-
田	た	39	-	3	-
鹿	か	33	2	-	-
為	し・ず	27	-	3	-
藻	も	22	-	-	-
衣	ソ	21	-	1	-
根	ね	19	-	-	-
真	ま	16	-	-	-
日	ひ	15	-	1	-
屋	や	14	-	-	-
葉	は	9	-	-	-
間	ま	8	-	-	-
木	キ・コ	7	-	1	-
瀬	せ	5	-	-	-
宿	ぬ	4	1	-	-
来	き・く	4	-	-	-
千	ち	4	-	-	-
鳥	ト	4	-	-	-
兒	こ	4	-	-	-
邊	へ	3	-	-	-
御	み	1	-	-	-
座	ゐ	1	-	-	-
野	の	1	-	-	-
小	を	1	-	-	-

出自やその体系としての成立を捉えることにあったためか、どの訓仮名がどの資料で用いられているかということについての検証はあるものの、資料によって訓仮名の用例数にどれほどの違いがあるのかについては詳細に検証されていない。『萬葉集』仮名主体表記歌巻や歌木簡など、仮名だけでの表記を指向する環境に現れる訓仮名が、仮名と訓字とが共存する訓字主体表記歌巻でどのように用いられるのかについては、さらなる考究の余地があるであろう^⑧。

そこで、以下では訓仮名の用例数を中心にみてゆく。なお、【表 5】に示した 92 字の合計用例数には幅がある。合計用例数が低いものはそのうちに占める訓仮名の用例数も当然少なく、用例数の多寡を論じることが難しい。そのため、以下では【表 5】のなかで合計用例数 100 以上の文字を対象にして考察をすすめる。

合計用例数 100 以上の文字について、仮名の内訳を整理したものが【表 6】である。表中の項目の「音節」列に単音節訓仮名として用いられる際の音節を記し、「単音節訓仮名」列にその用例数を示している。【表 6】の単音節訓仮名列をみると、〈跡〉406 例、〈名〉173 例などのように用例数の多いものから、〈野〉1 例、〈小〉1 例などのように用例数の少ないものまで幅がある。訓仮名と訓字に両用されるものは訓仮名としての用例数が一様でなく、この傾向は前節でみた訓仮名に専用の 11 字が基本的に多用されなかったことと対照的である。また、前節でみた訓仮名に専用のものは、〈寸〉ならば「き」、〈狭〉ならば「さ」のように特定の音節と対応し、当該の音節を表す訓仮名としてのみ用いられていた。しかし、【表 6】の訓字と両用されるもののなかには、たとえば〈手〉が「た」と「て」を表す^⑨のように、異なる 2 種類以上の音節を表すものがある。また、〈八〉や〈三〉は、用例数は少ないものの、多音節訓仮名や二合仮名としても用いられている。つまり、訓仮名と訓字に両用されるもののなかには、単音節訓仮名以外の仮名としても使用され、ある特定の音節ひとつを表すことに特化しているわけではないにもかかわらず、訓仮名として頻用されるものがあるということである^⑩。

さらに、【表 6】で注目されることとして、同じ音節を表す複数の訓仮名に用例数の差があることが挙げられる。たとえば、「ト」では〈跡〉406 例、〈常〉96 例、〈鳥〉4 例であり、「み」では〈三〉111 例、〈見〉108 例、〈御〉1 例である。このような訓仮名の用例数の差を考える際に想定されることとして、訓仮名としての定着・浸透の違いがあるであろう。訓仮名としてはやくから定着・浸透していたものが訓字主体表記歌巻でも頻用されているのではないか、という仮説である。しかし、結論からいうと、訓仮名としての定着・浸透の度合いと、訓字主体表記歌巻で訓仮名として頻用される否かということとは相関関係にないと考えられる。

たとえば、【表 6】で「み」を表す訓仮名〈三〉〈見〉〈御〉は、いずれも春日（1933）が大宝戸籍帳で訓仮名として用いられていると指摘し、橋本（1959）が仮名主体表記歌巻で訓仮名として使用されると指摘する。大宝戸籍帳や仮名主体表記歌巻で訓仮名の用例が確認できるということは、〈三〉〈見〉〈御〉はいずれもはやくから訓仮名として定着・浸透し

つつあったと考えられよう。しかし、これら3字の訓字主体表記歌巻における訓仮名の用例数は、〈三〉111例、〈見〉108例、〈御〉1例であり、〈三〉〈見〉と〈御〉とのあいだにかなりの開きがある。さらに、〈三〉と〈見〉とは訓仮名としての用例数に大差がないものの、その出現位置が大きく異なる。それを示すのが次の【表7】である。

【表7】訓仮名〈三〉〈見〉が表記を担う語句

訓仮名	用例数	語句	訓仮名	用例数	語句
三	111		見	108	
動詞	2	みゆ	動詞	9	〜み(用)
	2	みる		1	みつる
	1	みつ		3	〜がみ[髪]
	1	〜み(用)		1	うつせみ
名詞	2	みさご	名詞	1	うつソみ
	1	きみ		1	さはたつみ
	1	しがらみ		1	しゲみ
	1	みなあわ		1	たるみ
	1	みみ		1	つくヨみ
	1	みわ		1	つつみ
副詞	2	しみみに	1	ふかみる	
その他	53	み〜(接頭)	1	みやをみな	
	43	〜み(接尾)	副詞	1	しみみに
			その他	85	〜み(接尾)

まず、自立語の表記についてみると、〈三〉は「三名沫如(みなわノゴトシ)」(7・1269)、「寸三粟嗣(きみにあはつぎ)」(16・3834)のように語頭にも語末にもくるのに対して、〈見〉は「宇都曾見乃(うつソみノ)」(2・165)、「童子蚊見庭(わらはがみには)」(16・3791)のように、その大半が語末である。さらに、付属語の表記をみると、〈三〉は「三雪遺(みゆきノコレリ)」(9・1695)、「君之三言等(きみがみコトト)」(16・3811)のような接頭辞と「浦若三(うらわかみ)」(7・1112)、「為便無三(すべをなみ)」(11・2551)のようなミ語法の接尾辞の表記を担い、その用例数も接頭辞53例、接尾辞43例とそれほど違いがない。これに対して、〈見〉は「浦若見(うらわかみ)」(4・788)、「相因乎無見(あふヨしをなみ)」(12・2976)など、すべて接尾辞の表記である。このような〈三〉〈見〉の訓仮名としての出現位置の相違は、出現位置に汎用性を持つ〈三〉と固定性を持つ〈見〉として捉えられる。

「み」を表す訓仮名〈三〉〈見〉〈御〉は、既述のように、はやくから訓仮名として定着・浸透しつつあったと考えられる。しかし、訓字主体表記歌巻では〈三〉〈見〉と〈御〉とのあいだには用例数の開きがあり、〈三〉と〈見〉とのあいだには出現位置の相違がある。同

巻における訓仮名としてのありようはいわば3字3様である。このような訓仮名としてのありようの違いが訓仮名の定着・浸透と直接にはかかわらないとすると、その違いは〈三〉〈見〉〈御〉のもうひとつの共通点とかかわるのではないかと推測される。すなわち、各々の〈漢字〉が訓字として使用される際のありかたとかかわるのではないか、ということである。

次の【表8】は同じ音節を表す訓仮名の用例数と、それらが訓字として用いられる際の用例数とをまとめた

【表8】訓仮名と訓字の用例数

音節	〈漢字〉	訓仮名	訓字
ト	跡	406	14
	常	96	78
	鳥	4	166
み	三	111	12
	見	108	921
	御	1	126
も	裳	146	20
	藻	22	64

ものである。まず「み」の訓仮名の用例数をみると、〈三〉111例に対して〈御〉1例であり、〈三〉のほうがはるかに多い。これを念頭に置きつつそれらの訓字の用例数をみると、〈三〉12例に対して〈御〉126例であり、訓仮名としてよく用いられる〈三〉は相対的に訓字の用例数が少なく、反対に、訓仮名としてあまり用いられない〈御〉は相対的に訓字の用例数が多い。同様の傾向は「ト」でも確認できる。「ト」の訓仮名は〈跡〉406例に対して〈鳥〉4例であり、〈跡〉のほうがはるかに多い。いっぽう、訓字としての用例数は〈跡〉14例に対して〈鳥〉166例であり、訓仮名として頻用される〈跡〉は訓字の用例数が少ない。また、「モ」を表す訓仮名は〈裳〉146例に対して〈藻〉22例であるが、これらの訓字としての用例数は〈裳〉20例に対して〈藻〉64例である。訓仮名として頻用される〈裳〉は訓字としての用例数が少ないといえる。さらに、「み」を表す訓仮名〈三〉〈見〉は出現位置に違いがあることを述べたが、出現位置に汎用性を持つ〈三〉の訓字の用例数が12例であるのに対して、出現位置に固定性を持つ〈見〉のそれは921例であり、汎用性を持つ〈三〉のほうが訓字としての用例数が少ないことを指摘できる。

このような訓仮名の用例数や出現位置と訓字の用例数との関係は、訓字としての用例数が、すなわち表語用法としてよく用いられるか否かということが、訓仮名としての用例数や出現位置と相関することを思わせる^①。ただ、たとえば「み」では訓仮名の用例数が〈見〉108例と〈御〉1例で〈見〉のほうがよく用いられているが、訓字としての用例数は〈見〉921例、〈御〉126例である。訓仮名の用例数が訓字のそれと相関関係にあるならば、訓字として頻用される〈見〉は訓仮名として相対的に用例数が少ないことが期待されるが、実際は、訓字としても訓仮名としてもよく用いられている。

この結果から考えられることは、ある〈漢字〉の訓仮名としての用例数や出現位置は、それが訓字として使用される際の用例数そのものではなく、訓字のときにどのような語の表記を担うのかということとかかわるのではないかと、ということである。すなわち、訓字〈見〉は「見者悲毛（みればかなしも）」(1・29)の「みる」や「繼而所見乍（つぎてみエつつ）」(7・1236)の「みゆ」のようにその多くが動詞の表記であるのに対して、訓字〈御〉は「御山者（みやまには）」(6・926)や「領為跡之御法（をすトノみノリ）」(16・3809)のように敬意の接頭辞の表記であり、こうした違いによって生じる文字列や出現位置の違いが、訓仮名の用例数の多寡や出現位置の汎用性と関連するのではないかと考える。

5.3 おわりに

ここまで、単音節訓仮名についてみてきたことは次のように整理できる。すなわち、単音節訓仮名としてのみ使用される専用〈漢字〉は全体の1割しかなく、残る9割は単音節訓仮名としても訓字としても使用される両用〈漢字〉である。この結果は、従来の指摘を数量的に裏づけたという点に加えて、訓仮名が訓字との関係のなかで検証されるべきことの必要性をいっそう強調する点で意義を持つ。さらに、表音用法に特化した専用〈漢字〉のなかには訓仮名として頻用されるものがほとんどないのに対して、訓字としても使用される兼用〈漢字〉に訓仮名として頻用されるものがあり、それらは同じ音節を表す音仮名の用例数を凌ぐこともある。つまり、記紀歌謡や仮名主体表記歌巻など、上代の仮名だけで書かれる資料ではほとんど使用されない訓仮名が、訓字と仮名とを交える訓字表体表記歌巻の付属語の表記では、ある音節を表すにあたってもっとも優勢な仮名になり得、その訓仮名は基本的に訓字と両用されているということである。また、同じ音節を表す訓仮名群には用例数や出現位置の違いがあり、このような違いは訓仮名としてはやくから定着・浸透していたかどうかということではなく、訓字として用いられる際にどのような語の表記を担うのかということの違いを反映していると考えられる。この事実は、〈漢字〉をどのように運用するかという表記法の違いと訓仮名の多用とがかかわるのではないかと、という本研究の仮説を支持するものとして位置づけられよう。

【注】

- ① 多音節訓仮名についてもおおよそ同様の傾向が指摘できる。多音節訓仮名の異なり 179 字のうち、それとしてのみ使用されるものが 31 字、訓字としても使用されるものが 148 字であり、おおよそ専用〈漢字〉2：両用〈漢字〉8である。
- ② 訓仮名は清濁の別が判然としないところがある。そのため本研究では、訓仮名の濁音を特立させず、清音に含めて換算しており、本章以降においても同様の方針を取る。
- ③ 各音節を表す音仮名には、「う」を表す〈有〉2例、「さ」を表す〈作〉1例のように用例数の少ないものがあるが、そのようなものは表に記載しなかった。また、「せ」を表す〈背〉、「を」を表す〈尾〉など訓字と両用される訓仮名は次節で検証するので、ここでは示していない。なお、訓字としても用いられる訓仮名のなかには音仮名よりも用例数の多いものがある。たとえば、「せ」では音仮名〈世〉52例よりも訓仮名と訓字に両用される〈背〉78例のほうが多い。ただ、訓仮名〈背〉78例のうち75例は「吾背子我（わがせこが）」(10・2119)のような名詞「せ[兄]」の表記であり、特定の語の表記として反復使用されているのに対して、音仮名〈世〉52例はさまざまな語の表記を担う。また、「を」でも音仮名〈乎〉22例より訓仮名と訓字に両用される〈尾〉36例のほうが多いが、〈尾〉はそのうちの31例が「絹帶尾（きぬノおびを）」(16・3791)のような助詞「を」の表記であるのに対して、音仮名〈乎〉は自立語も含め、種々の語の表記を担う。つまり、訓仮名と訓字に両用されるものはたしかに用例数が多いが、特定の語や助詞の表記を担った結果として用例数が多い傾向があり、仮名としての汎用性は低い。このことは、本研究3章で指摘した、訓仮名の用例数の多寡が特定の語句の使用頻度と密接に関連することと表裏の関係にある。
- ④ 訓仮名のなかには自立語の仮名表記で音仮名に交じって使用されるものもあるが、そのようなものは全体として少ない(稲岡耕二 1967)。やはり、訓仮名は自立語の仮名表記では使用されにくく、使用される際には、3.4節、3.5節で指摘したように訓仮名同士で連続しやすい傾向がある。
- ⑤ 音仮名〈伎〉〈吉〉がその表記を担う語を品詞ごとに整理すると次のようになる。
- 〈伎〉形容詞 10 例、助動詞 4 例、動詞 13 例、名詞 14 例、副詞 2 例
- 〈吉〉形容詞 15 例、助動詞 7 例、動詞 4 例、名詞 6 例、その他 1 例
- なお、訓仮名〈寸〉は自立語の表記を担う際に、「朝名寸二（あさなぎに）」(4・509)の「名寸（なぎ）」や「花野乃為酢寸（はなのノすすき）」(10・2285)の「為酢寸（すすき）」など、ある語の表記を決まった訓仮名の組合わせで担う傾向があるが、音仮名〈伎〉〈吉〉にはそのような傾向がない。
- ⑥ 大野(1962)では訓字主体表記歌巻の「き」の「常用仮名」としても〈伎〉〈吉〉を挙げている。これは音仮名のみを比較した結果に基づいているからである。〈伎〉〈吉〉以外に、同巻で「き」を表す音仮名(濁音専用も含む)とその用例数は次のようであり、音仮名だけでみれば、〈伎〉〈吉〉が「常用仮名」とあるといえる。
- 〈藝〉26例 〈枳〉3例 〈祇〉2例 〈岐〉2例 〈企〉1例

- ⑦ 春日 (1933) が大宝戸籍帳で訓仮名の用例が確認されるとするのは次の 19 字である。
- 「田 (た)」「千 (ち)」「津 (つ)」「手 (て)」「名 (な)」「野 (ぬ)」「根 (ね)」「日 (ひ)」「穂 (ほ)」「真 (ま)」「三 (み)」「見 (み)」「御 (み)」「女 (め)」「目 (メ)」「屋 (や)」「江 (エ)」「井 (ゐ)」「猪 (ゐ)」
- ⑧ 訓字主体表記歌巻の自立語表記で見られる訓仮名の性格については、稲岡 (1967) や八木 (2005a) による考察があるが、付属語表記における訓仮名については十分に考察されていない。
- ⑨ 訓仮名〈手〉は「手忘而 (たわすれて)」(3・392), 「電手走 (あられたばしる)」(10・2312) のように「た」を表すときと, 「物不思四手 (ものもはずして)」(4・722), 「人尔者言手 (ひとにはいひて)」(11・2684) のように「て」を表すときがある。
- ⑩ 訓仮名の用例数の多少は音仮名の様相も含めて考察すべきことを前節で述べたが、いま試みにいくつかの音節について訓仮名の用例数と音仮名のそれとを対照すると、たとえば、「ト」では訓仮名〈跡〉406 例に対して音仮名〈登〉173 例であり, 「な」では訓仮名〈名〉173 例に対して音仮名〈奈〉214 例であるなど、音仮名も訓仮名もともによく用いられている。この点については 8 章で詳しく考察する。
- ⑪ ある〈漢字〉が表語用法としてよく用いられると表音用法として用いられにくいという傾向は、橋本 (1959), 池上禎造 (1960), 川端善明 (1975) をはじめとして、すでに指摘されている。ただ、これらの研究は訓字と音仮名との関係が中心である。本研究が主張したいのは、従来、訓字との両用を辞さないとされてきた訓仮名も、訓字とのほりあいの関係のなかで運用されているのではないか、ということである。

6 訓仮名群における用例数の差と出現位置の違い

6.1 はじめに

前章では、「み」を表す単音節訓仮名〈三〉〈見〉〈御〉などを例に、同じ音節を表す訓仮名群に用例数や出現位置の違いがあることを指摘し、これらの〈漢字〉がいずれも訓字として使用されている点に注目して、訓仮名群の用例数や出現位置の違いと、字母となる〈漢字〉の訓字としてのありようが相関する可能性に言及した。これをうけて、次の段階としては、訓字としてのありようとは具体的にどのようなものかが検証されるべきであるが、そのように展開するためには、上述のような訓仮名群の用例数や出現位置の違いが、上代の資料に一般化すべき性質の問題ではなく、訓字主体表記歌巻内部の問題として理解されるべきものであることを明らかにする必要がある。この点を明確にするために、本章では次の3点について検証する。

- (1) 同じ音節を表す訓仮名群の用例数や出現位置の違いは、訓字主体表記歌巻以外の上代の資料でも確認されるのか。
- (2) 訓字主体表記歌巻における訓仮名群の用例数の差は、同巻を構成する各巻の仮名の使用実態とどのような関係にあるか。
- (3) 訓仮名群の用例数の差は対応する語の違いと相関するか。

6.2 訓字主体表記歌巻に特有であるか

ここでは、上代の資料として「美濃国戸籍」と『古事記』とを取りあげ、それらにおける訓仮名の用例数や出現位置を概観する。「美濃国戸籍」は、現存する資料のなかで訓仮名の使用がある程度まとまって確認できる最初期の資料であり、『古事記』は変体漢文を基盤とする点で、訓字主体表記歌巻の表記と連続的に捉え得る^①側面がある。これらの資料における訓仮名の使用実態について、「や」と「み」を例に^②検証を試みる。

まずは、「や」を表す訓仮名の用例数をみる。訓字主体表記歌巻における〈八〉〈屋〉〈矢〉の訓仮名の用例数は〈八〉163例、〈屋〉14例、〈矢〉2例であり、〈八〉が突出して多い。これら3字は、次に示すように、はやく「美濃国戸籍」でも訓仮名として使用されている。

八十麻呂 (やそまロ) (味蜂間郡春部里)

汗屋賣（うやめ）（加毛郡半布里）

矢田部（やたへ）（本簀郡栗栖太里）

「八十麻呂」は「八十（やそ）」であるから、「や」を表す訓仮名であろうと思われるが、いっぽうで、〈八〉は「は」を表す音仮名でもある。そのため、〈八〉にはたとえば「八知波」のように、「は」である可能性が払拭できないものもある。ただ、仮にこのような用例をすべて「や」と訓んだとしても、「美濃国戸籍」での訓仮名〈八〉〈屋〉〈矢〉の用例数は、〈八〉10例、〈屋〉53例、〈矢〉4例である。訓字主体表記歌巻で突出して用例数が多かった〈八〉は、「美濃国戸籍」では相対的に用例数が少なく、同巻であまり使用されていなかった〈屋〉は、その用例数が多い点が注目される^③。

では、『古事記』ではどうか。『古事記』の固有名詞表記では、しばしば〈八〉が使用される。ただ、その大半は「八島牟遲能神（やしまむぢのかみ）」（上巻・新編 p.92）、「八河江比売（やかはエひめ）」（上巻・新編 p.92）など、「数が多いこと」を意味している^④と思われる。確実に訓仮名として理解できるのは、割注の「訓八尺云八阿多（やあた）」（上巻・新編 p.64）の1例のみである。〈屋〉も固有名詞の表記や割注で使用されるが、「神屋楯比売」（かむやたてひめ）（上巻・新編 p.92）のように、訓字的かと思われるものが多く、確実な訓仮名の事例がみられない^⑤。〈矢〉については、「倭飛羽矢若屋比売（やまとトビはやわかやひめ）」（中巻・新編 p.170）と「矢河枝比売（やかはエひめ）」（中巻・新編 p.256）の〈矢〉が訓仮名かと思われるが、確例とはいい難い。

このように、「や」を表す訓仮名〈八〉〈屋〉〈矢〉は『古事記』には確実な用例が乏しいものの、「美濃国戸籍」におけるそれらの使用実態と訓字主体表記歌巻のそれとが異なることは指摘できる。この結果を念頭におきつつ、次に「み」を表す訓仮名についてみる。

訓字主体表記歌巻では、「み」を表す訓仮名〈三〉〈見〉に、さまざまな位置に現れる〈三〉と、語末あるいは接尾辞に限られる〈見〉という出現位置の違いがあった（5章）。「美濃国戸籍」における訓仮名〈三〉は、次に示すとおり、固有名詞の語頭の「み」の表記でみられる^⑥。

三野麻呂（みのまろ）（味蜂間郡春部里）

三田須（みたす）（本簀郡栗栖太里）

いっぽう、訓仮名〈見〉は固有名詞の語中・語末の「み」で使用されている。

目見代賣（メみヨメ）（味蜂間郡春部里）

伎波見（きはみ）（加毛郡半布里）

「美濃国戸籍」では、語頭用の〈三〉と語中・語末用の〈見〉とが相補分布的に存在していると考えられ、これと同様の傾向は『古事記』でも確認できる。『古事記』の訓仮名〈三〉は、次に示す「みの」、「みを」のように語頭の「み」の表記で使用される。

三野之稻置（みのノいなき） （中巻・新編 p.166）

三尾君（みをノきみ） （中巻・新編 p.196）

これに対して、訓仮名〈見〉は語中・語末の「み」の表記で使用される。

正鹿山津見（まさかやまつみ） （上巻・新編 p.42）

大閨見戸売（おほくらみとめ） （中巻・新編 p.176）

『古事記』も「美濃国戸籍」と同様に、語頭用の〈三〉と語中・語末用の〈見〉とが相補分布的である。訓仮名〈三〉〈見〉の出現位置は、訓字主体表記歌巻と「美濃国戸籍」、『古事記』とで相違があるといえるであろう。

以上にみてきたように、「や」を表す訓仮名〈八〉〈屋〉〈矢〉については、訓字主体表記歌巻においてよく使用されるものと「美濃国戸籍」におけるそれとに違いがあり、「み」を表す訓仮名〈三〉〈見〉については、訓字主体表記歌巻と「美濃国戸籍」、『古事記』とで出現位置が異なっている。こうした結果は、訓仮名の用例数の差や出現位置の違いが資料ごとの特色を持つものであり、かならずしも上代の資料に一般化できるものではないことを意味している。したがって、訓字主体表記歌巻でみられた訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いも、同巻のなかで理解されるべきことを示していると考えられる。

6.3 巻ごとの用例数

前節で、訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いは、訓字主体表記歌巻のなかで理解されるべきことを述べたが、同巻は13の巻々から構成される集合体である。それゆえに、訓字主体表記歌巻における、ある訓仮名の用例数は、同巻全体の問題としてではなく、それを構成する特定の巻の問題として扱われるべき可能性をはらんでいる。そこで以下では、訓仮名の用例数を巻ごとに整理し、同じ音節を表す訓仮名群の用例数の差が、同巻を構成する各巻の訓仮名の様相をどのように反映しているのかを検証する。

【表1】は、該当の各音節を表す訓仮名の用例数を巻ごとに整理したものである。「巻数」列には、訓字主体表記歌巻の計13の巻のうち、いくつの巻で使用されるのかを示す。「訓仮名用例数」列に訓仮名の用例数を示し、各巻の列には巻ごとの内訳を示す。

【表1】 巻ごとの訓仮名の用例数

音節	訓仮名	巻数	訓仮名 用例数	巻1	巻2	巻3	巻4	巻6	巻7	巻8	巻9	巻10	巻11	巻12	巻13	巻16
ト	跡	13	406	9	27	48	40	32	28	19	24	45	39	40	35	20
	常	13	96	2	4	3	29	3	8	11	6	8	4	11	6	1
	迹	4	16	-	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-	3	9
	鳥	3	4	-	-	-	-	-	1	-	-	2	1	-	-	-
な	名	13	173	4	9	9	18	17	11	3	8	21	29	22	14	8
	菜	10	14	1	-	1	-	2	1	1	1	3	2	-	1	1
	七	5	6	-	-	1	1	2	-	-	1	-	-	-	1	-
	魚	4	4	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-
に	丹	13	161	1	1	5	7	14	12	5	7	37	4	5	43	20
	荷	8	23	1	-	1	3	2	4	-	-	4	4	-	4	-
	似	3	5	-	-	-	1	-	1	-	-	-	3	-	-	-
	責	2	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
や	八	13	163	4	8	15	16	5	9	5	10	23	28	19	13	8
	屋	6	14	-	4	-	-	1	3	1	-	2	3	-	-	-
	矢	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
も	裳	13	146	2	7	10	21	14	12	8	6	21	17	7	17	4
	藻	5	22	1	1	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	16
	哭	4	5	-	-	1	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-
	喪	3	5	-	-	2	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-
メ	目	13	130	5	12	9	15	8	13	7	5	8	16	18	9	5
	眼	2	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
は	羽	10	34	-	3	6	10	-	-	1	2	1	6	3	1	1
	齒	9	18	1	1	1	1	-	7	-	2	1	2	2	-	-
	葉	7	9	-	-	-	1	2	-	1	1	1	1	-	-	2

全体に一貫した傾向として、各音節で頻用される訓仮名は巻を問わず使用されていることを指摘できる。たとえば、「ト」を表す訓仮名の用例数をみると、〈跡〉406例が突出して多く、そこから大きく隔たって〈常〉96例、〈迹〉16例、〈鳥〉4例が続いている。相対的に用例数の多い〈跡〉は巻数が13におよぶことから知られるように、訓字主体表記歌巻を構成するすべての巻で使用されている。「な」では〈名〉173例が、「に」では〈丹〉161例が、「や」では〈八〉163例が、それぞれの音節を表す訓仮名のなかで用例数が多く、これらは訓字主体表記歌巻を構成するすべての巻で使用されている。同様の傾向は、「も」や「メ」でも確認できる。「は」には13の巻すべてで使用される訓仮名がないものの、一番用例数の多い〈羽〉34例が巻数10であり、〈齒〉や〈葉〉の巻数よりも多いことがわかる。

いっぽう、用例数が少ない訓仮名をみると、「ト」を表す訓仮名〈迹〉が巻16に集中し、「も」を表す訓仮名〈藻〉が巻16に集中するなど、特定の巻で偏って使用されているもの

がある。もちろん、用例数の少ない訓仮名がすべて偏った出現傾向をみせるわけではなく、「な」を表す〈菜〉や「に」を表す〈荷〉など、複数の巻に分散しながらも、各巻における用例数が少ないために、全体としてもあまり用いられていないものもある。しかし、各音節の訓仮名群のなかで頻用されるものは訓字主体表記歌巻を構成する巻々でひろく使用され、あまり使用されないものは巻への拡がり弱いという大きな傾向は認めてよいであろう。

このような訓仮名の用例数と巻への拡がりとの相関は、訓字主体表記歌巻全体をとおして使用される訓仮名はその用例数が多くなり、特定の巻に偏って使用される訓仮名はその用例数が少なくなるということとして理解できる。つまり、同巻における訓仮名群の用例数の差は、訓字主体表記歌巻というひとつの集合体のなかでよく使用される訓仮名とそうでないものがあることを示しており、訓字主体表記歌巻というひとつのまとまりにおける現象として検証されるべき問題として位置づけられる。

6.4 どのような語の表記を担うか

同じ音節を表す訓仮名群に頻用されるものとそうでないものがあるばあい、それが単純に用例数の差として処理すべきものであるか、あるいは「み」を表す訓仮名〈三〉〈見〉でみられるような出現位置の相違をともなうものであるのかは、確認しておく必要がある。そこで本節では、相対的に用例数の多い「ト」や「も」を中心に、訓仮名群の用例数の差と対応する語との関係を整理する。

まずは「ト」についてみる。【表2】は「ト」を表す訓仮名について、それらがどのような語の表記の全体あるいは部分を担っているのかを整理したものである。

【表2】「ト」を表す訓仮名の分布

音節	訓仮名	用例数	助詞				名詞		動詞	副詞		
			ト	ド	上モ	下モ	上みなみ	を上め	あ上もふ	上ド	の下に	ほとほ上
ト	全体	522	459	46	9	1	2	1	1	1	1	1
	跡	406	354	36	9	1	2	-	1	1	1	1
	常	96	89	7	-	-	-	-	-	-	-	-
	迹	16	12	3	-	-	-	1	-	-	-	-
	鳥	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「ト」の訓仮名としてもっともよく使用されているのは〈跡〉である。〈跡〉は、「跡位浪立（トみなみたち）」（2・220）や「跡杼登毛為者（トドトもすれば）」（11・2653）など自立語の表記も担うが、そのようなものは訓仮名〈跡〉の約1%にすぎず、大部分は助詞「ト」およびそれに関連する助詞の表記である。残る〈常〉〈迹〉〈鳥〉についても、助詞「ト」を中心に、助詞の表記を担っている。つまり、頻用される訓仮名もそうでないものも助詞「ト」

の表記を担っており、用例数の差は助詞「ト」の表記をよく担うかどうかということと直結している。換言すると、訓仮名群における用例数の差と、どの程度種々の語の表記を担うことができるかということとは相関せず、訓仮名としての用例数の多寡は、「ト」や「ド」などの特定の助詞の表記を繰り返し担うかどうかということと連動している。

同様の傾向は「も」でも確認できる【表3】。

【表3】「も」を表す訓仮名の分布

音節	訓仮名	用例数	助詞						助動詞	
			も	かも	はも	トも	もが	ドも	しも	も(むの転)
も	全体	178	143	16	9	3	3	2	1	1
	裳	146	111	16	9	3	3	2	1	1
	藻	22	22	-	-	-	-	-	-	-
	哭	5	5	-	-	-	-	-	-	-
	喪	5	5	-	-	-	-	-	-	-

【表3】を一見すると、頻用される〈裳〉は「かも」「はも」など8つの語の表記を担っているのに対して、あまり使用されない〈藻〉〈哭〉〈喪〉は助詞「も」の表記しか担っておらず、用例数の差が種々の語の表記を担うことができるか否かと関連しているようにもみえる。しかし、「も」の訓仮名4字すべてが共通してその表記を担う助詞「も」に限定してみても、〈裳〉111例は、〈藻〉22例、〈哭〉5例、〈喪〉5例に比してはるかに多い。つまり、「も」のばあいも、訓仮名群の用例数の差は、助詞「も」の表記をどの程度担うかということと強く関連しており、用例数の差と、種々の語の表記を担うことができるかどうかということとは、直接には関係していないと考えられる。

「ト」や「も」を表す訓仮名は助詞の表記を中心的に担っているが、本節で考察の対象とした訓仮名のなかには助動詞や接辞の表記を担うものもある^⑦ことから、訓仮名は助詞・助動詞や接辞など、付属語の表記を中心的に担っているといえる。助動詞や接辞の表記を担うばあいも、訓仮名群の用例数の差と、どのような語の表記を担うのかということとはおおむね関係しない。したがって、同じ音節を表す訓仮名群の用例数の差は、どの訓仮名がどの程度、付属語の表記で使用されるのかを示すものとして捉えられよう。

ただし、「を」を表す訓仮名群には出現位置の相違がある。しかも、その相違はよく使用される訓仮名とそうでないものとのあいだではなく、用例数の多いふたつの訓仮名のあいだでみられる【表4】。

【表4】「を」を表す訓仮名の分布

音節	訓仮名	用例数	助詞	名詞			形容動詞
			を	を _{とめ}	を _{みな}	を _{しどり}	ト _を を
を	全体	79	73	1	1	1	3
	尾	36	31	1	1		3
	叫	20	20	-	-	-	-
	緒	10	10	-	-	-	-
	雄	8	8	-	-	-	-
	少	3	3	-	-	-	-
	男	2	1	-	-	1	-

「を」を表す訓仮名はどれも助詞「を」の表記を中心的に担っており、その点ではさきに見た「ト」や「も」と変わらない。しかし、「ト」や「も」ではその音節を表す訓仮名群のなかに突出して用例数の多いものがひとつであったのに対して、「を」では〈尾〉〈叫〉のふたつが相対的に用例数が多く、そこからやや離れて〈緒〉〈雄〉〈少〉〈男〉が続くという違いがある。

前者の〈尾〉と〈叫〉とはたしかに助詞「を」の表記を担っているが、〈尾〉は全36例のうち24例が「もノを」あるいは「ましを」の形で現れ、終助詞「を」の表記を担う。

白細乃 袖解更而 還来武 月日乎數而 往而来猿尾 (ゆきてコマしを) (4・510)

念西 餘西鹿齒 為便乎無美 吾者五十日手寸 應忌鬼尾 (いむ[㊦]きもノを) (12・2947)

残る12例の訓仮名〈尾〉は格助詞「を」の表記を担うものの、そのような例は巻13と巻16でしかみられない。しかも、そのうち10例は「竹取翁歌」で確認される。「竹取翁歌」で使用される仮名が特異なことは、橋本四郎(1963)、稲岡(1964b)などで指摘されている。これらの指摘を考慮すると、訓仮名〈尾〉は訓字主体表記歌巻において、終助詞「を」の表記を担うものといえる。

これに対して、〈叫〉は次に示すように、すべて格助詞「を」の表記で使用される。

風散 花橘叫 (はなたちばなを) 袖受而 為君御跡 思鶴鴨 (10・1966)

……竹珠叫 (たかたまを) 之自二貫垂 天地之 神叫曾吾乞 (かミをゾあがノむ) ……

(13・3286)

「を」の訓仮名のうち、とくに用例数の少ない〈少〉〈男〉については断言し難いものの、〈緒〉や〈雄〉は終助詞「を」の表記も格助詞「を」の表記も担っており、特定の助詞「を」の表記を担う傾向はみられない。それよりもむしろ、歌意との関連が強いと思われる^⑧。

つまり、「を」を表す訓仮名は、用例数の多い〈尾〉〈叫〉と用例数の少ない〈緒〉〈雄〉〈少〉〈男〉とに二分でき、前者のふたつは出現位置に相違がある。このような「を」を表す訓仮名群のありようは、実は、「み」を表す訓仮名群のそれとよく似ている。すなわち、「み」を表す訓仮名には〈三〉〈見〉〈御〉〈視〉の4字があり、これらの訓仮名の用例数は〈三〉111例、〈見〉108例のふたつが多く、ほかは〈御〉1例、〈視〉1例と少ない。そして、用例数の多い〈三〉〈見〉は、〈三〉が位置を問わず、どこにでも使用されているのに対して、〈見〉は語末・接尾辞に限定されるという出現位置の相違がある。頻用される訓仮名の数と出現位置の相違とがどのような関係にあるのかは、なお考察を要するが、「を」「み」における訓仮名のありようが類似していることは注目すべき点として指摘しておきたい。

以上に述べてきたように、同じ音節を表す訓仮名群の用例数の差は、基本的に種々の語の表記をどの程度担うことができるかということとは相関せず、特定ないしは少数の限られた語の表記をよく担うかどうかということと関係する。ただし、頻用される訓仮名がふたつある「み」「を」では、それらに出現位置の違いがある点が注意される。なお、訓字主体表記歌巻の訓仮名が付属語の表記を中心的に担う傾向は、同巻の表記のありかたから、当然予測されるものである。ただ、音仮名は付属語だけではなく自立語の表記でもよく使用される点を考慮すると⁹⁾、この当然予測される傾向は、訓仮名が訓字と共存し、その表記を補うことによって存立し得るものであることを示すものとして重要であると考えられる。

6.5 おわりに

同じ音節を表す訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いは、「美濃国戸籍」や『古事記』など上代のほかの資料でもみられるが、訓字主体表記歌巻のそれとは異なっている。各資料における訓仮名群のありようについては、まずは、それぞれの資料のなかで整理・検討が加えられるべきである。そして、訓字主体表記歌巻のばあい、各音節で頻用される訓仮名が同巻を構成する多くの巻で使用されている点をふまえると、訓字主体表記歌巻における訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いは、同巻を構成する各巻の問題としてではなく、訓字主体表記歌巻全体の問題として理解されるべきものとして位置づけられよう。

また、同じ音節を表す訓仮名群には、相対的に用例数の多いものから少ないものまで拡がりがある。その際の関係性には、頻用されるひとつの訓仮名とあまり用いられないそれ以外というものと、「み」「を」のように頻用される複数の訓仮名とそれ以外というものの2類がみられる。前者については、訓仮名の用例数の差と、種々の語の表記をどの程度担うことが

できるかということとが相関しない。したがって、用例数の差はそのまま、ある特定の語の表記をよく担っているかどうかを示す指標として理解できる。いっぽう、後者については、頻用される複数の仮名のあいだに出現位置の相違があり、用例数の差を単純に特定の語の表記をよく担うかどうかということの指標として理解できない側面がある。頻用される複数の訓仮名とそれらの出現位置の相違との関係についてはさらなる考察が必要であり、この点については次の7章で詳しく検証する。

以上、本章で述べてきたことと、5章で指摘したことを勘案し、再度整理すると、訓字主体表記歌巻で確認される、同じ音節を表す訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いは、訓仮名としてはやくから使用されていたかどうかという定着・浸透の度合いや、ほかの資料でどのように使用されているかということとは関連せず、同巻内部の問題として位置づけ得る。そして、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用される割合が9割におよぶことに鑑みると、やはり、両用を辞さないことと、訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いとがどのような関係にあるのかが検証されてしかるべきである。そこで次章では、訓字の側のありようの整理をとおして、訓字としても使用されることが訓仮名に対してどのような影響を与えているのかという問題について考察する。

【注】

- ① 井手至 (1999)『遊文録 国語史篇2』は、『萬葉集』について「巻一 - 巻四、巻六 - 巻十三、巻十六の諸巻が、変体漢文（一部に漢字仮名交り文を含む。以下同じ）で表記され」と述べている。
- ② 同じ音節を表す訓仮名が複数あるとき、それらのなかに資料上の出現時期に遅速のあるばあいがある。たとえば、「主要万葉仮名一覧表」を参照すると、「メ」を表す訓仮名〈目〉〈眼〉は、〈目〉が推古期遺文から確認できるのに対して、〈眼〉は『日本書紀』からしか確認できない。いっぽう、「み」「や」を表す訓仮名は、いずれもはやくから確認され、資料上の出現時期の遅速がないと考えられるため、本節では両音節を表す訓仮名を考察の対象とした。
- ③ 「美濃国戸籍」の訓仮名については、犬飼隆 (2005b) による詳細な検討がある。犬飼 (2005b) は各用例について考証を行い、人名の表記のなかに訓字を認めるが、本章ではすべて訓仮名として扱った。そのため、犬飼論文と本研究とでは訓仮名の認定に異なるところがある。たとえば、本章で訓仮名の例として挙げた「八十麻呂」の〈八〉や「矢田部」の〈矢〉は、犬飼論文では確実な訓仮名の例に挙げられていない。ただ、犬飼論文が確実な訓仮名と認める例のなかにも〈屋〉が非常に多く、「美濃国戸籍」において訓仮名〈屋〉が多いことは認めてよいと思われる。なお、本章では「八知波」の〈八〉が「や」を表す訓仮名ではなく、「は」を表す音

仮名である可能性に言及したが、犬飼論文は「八知波」の兄が「八嶋」であることを根拠に訓字と判断する。

- ④ 『新編全集』は、92頁の頭注8で「八島牟遲能神」について「『八島』は多くの島の意」と注釈し、92頁の頭注14で「八河江比売」について「多くの河の入り江をつかさどる女神」と注釈する。なお、『古事記』の訓仮名の役割を論じた山口佳紀(1993)は、〈八〉〈屋〉〈矢〉を訓仮名として扱わない。
- ⑤ 『新編全集』は、92頁の頭注6で「神屋楯比売」について、「『神屋楯』は神殿のような盾の意で、守護する力の強さをたとえたものか」と注釈する。
- ⑥ 犬飼(2005b)は〈三〉を確実な訓仮名とし、〈見〉を確実ではないが訓仮名である可能性があるとする。
- ⑦ たとえば、訓仮名〈丹〉は、助詞「に」のほかに助動詞「ぬ」の連用形「色付丹家里(いろづきにけり)」(10・2212)や助動詞「なり」の連用形「衣丹有南(ころもにあらなむ)」(10・2260)の表記を担う。また、訓仮名〈三〉は接頭辞「三雪落(みゆきふる)」(1・45)や接尾辞「名乎霜惜三(なをしもをしみ)」(11・2723)の表記を担う。
- ⑧ たとえば、訓仮名〈緒〉には、次に示すように訓字の「紐(ひも)」とともに現れるものがある。

獨宿而 絶西紐緒(たエにしひもを) 忌見跡 世武為便不知 哭耳之曾泣(4・515)

……白細乃 紐緒毛不解(ひもをもとかず) 一重結 帶矣三重結 苦伎尔……(9・1800)

また、訓仮名〈雄〉は全8例のうち6例が天皇御製歌や行幸歌など天皇とかかわりを持つ歌であり、歌の種類に偏りがある。

泊瀬朝倉宮御宇天皇代【大泊瀬稚武天皇】

……師吉名倍手 吾己曾座 我許背齒 告目 家呼毛名雄母(いへをもなをも)(1・1)

三年丙寅秋九月十五日幸於播磨國印南野時笠朝臣金村作歌一首【并短歌】

……念多和美手 俳徊 吾者衣戀流 船梶雄名三(ふねかぢをなみ)(6・935)

- ⑨ たとえば、訓字主体表記歌巻で「ト」を表す音仮名〈等〉〈登〉は、助詞「ト」の表記を担ういっぽうで、「取等騰己保里(とりトド^レコほり)」(4・492)、「聞之登聞思佐(きくがトもしさ)」(8・1561)のように、少なからず自立語の仮名表記でも使用される。「も」を表す音仮名〈毛〉も「榎實毛利喫(えノミもりはむ)」(16・3872)をはじめ、自立語の仮名表記で使用される。

7 訓仮名と訓字

7.1 はじめに

『萬葉集』訓字主体表記歌巻における訓字と音仮名・訓仮名との関係については、これまで幾度か挙げてきたように、橋本四郎（1959）が用法上の分布という観点から訓字と音仮名・訓仮名の関係を検証し、訓字主体表記歌巻ではひとつの〈漢字〉が訓字と音仮名の両用および訓仮名と音仮名の両用を避ける傾向があるのに対して、訓字と訓仮名の両用は辞さない傾向にあることを指摘した。これをうけて、稲岡耕二（1964）は『萬葉集』で音仮名と訓仮名に両用される〈漢字〉の用法の偏差を整理し、『萬葉集』で多くみられる用法が上代のほかの資料でも一般的な用法であることを明らかにした。さらに、尾山慎（2014）はひとつの〈漢字〉が二合仮名と訓字・訓仮名に両用されることが多い点を指摘したうえで、二合仮名が訓字を媒介として生成・運用された可能性に言及している。

また、音節や語の表記という観点からは、大野透（1962）が訓字主体表記歌巻で頻用される仮名を一覧し、稲岡耕二（1967）が『萬葉集』の音仮名と訓仮名とを交え用いる仮名表記では、音仮名あるいは訓仮名のいずれかいっぽうに専用の仮名が多いことを指摘した。さらに、尾山慎（2010）は同じ音節を表す二合仮名と多音節訓仮名に使用上の棲みわけがあることを明らかにし、澤崎文（2012a）は表記の可読性および〈漢字〉の表意性に配慮したうえで、訓字主体表記歌巻でよく用いられる単音節の訓仮名について、「字義を意識させない」ものであると説いている。

以上のような、訓字と音仮名・訓仮名との関係に対する種々の論考と、本研究の5章・6章での指摘をふまえたうえで、本章では、訓仮名として使用される〈漢字〉がどの程度訓字としても使用されるかという用法上の分布と、ある音節や語の表記においてどの訓仮名がよく用いられるか、という訓仮名同士のほりあいを関連づけた立体的な検討を試みる。訓仮名の用例数や分布の傾向については前章までで言及してきたので、その結果を適宜引用しつつ、本章では、まず訓字主体表記歌巻で訓仮名として使用される〈漢字〉が訓字としてどの程度用いられるのかを確認し、そのうえで、訓字のときにどのような語の表記を担い、前後にどのような〈漢字〉を取るのかについて整理する。そして、その結果が訓仮名としての用例数や出現位置とどうかかわるのかについて、テキストの可読性も視野に入れつつ検

証する。考察の中心は単音節訓仮名と訓字の関係に置き、そこでの指摘が多音節訓仮名と訓字の関係にも援用できることを述べる。

7.2 単音節訓仮名と訓字

7.2.1 考察の対象

訓字主体表記歌巻の単音節訓仮名のうち、訓字との関係を考察する際に対象とし得るものが異なりで103字であることは、5章で確認したとおりである。それらのうち、訓字と両用される92字^①について音節ごとにまとめ、訓仮名の用例数によって整理すると、次の3類に分けられる。

(1) 訓仮名がひとつしかないもの

例：「つ」〈津〉110例

「ゆ」〈湯〉21例

(2) 訓仮名群に用例数の差がほとんどないもの

例：「こ」〈兒〉4例 〈籠〉1例

「ヒ」〈火〉4例 〈乾〉1例

(3) 訓仮名群に用例数の差があるもの

例：「ト」〈跡〉406例 〈常〉96例 〈迹〉16例 〈鳥〉4例

「み」〈三〉111例 〈見〉108例 〈御〉1例 〈視〉1例

(1)に該当するものは、「つ」や「ゆ」のように訓仮名がひとつしかないため、訓仮名だけでは議論ができず、同じ音節を表す音仮名との対照が必要である。(2)に該当するものには複数の訓仮名があるが、それらに用例数の差がほとんどなく、しかも「こ」や「ヒ」にみるように、どの訓仮名も用例数が少ない。つまり、(1)(2)に該当するものは、訓仮名だけで用法上の分布と表記上のほりあいの関係を問うことが難しく、音仮名をも含めた検討が必要である。橋本(1959)の指摘をふまえると、ひとつの〈漢字〉が音仮名と訓字に両用されることは少ないと推測されるが、〈我〉や〈思〉のように訓字と両用のものもある^②。したがって、(1)(2)については、音仮名と訓字の用法上の分布を数量的に整理したうえで検討が加えられるべきであろう。

いっぽう、(3)の「ト」や「み」では、それぞれの音節を表す訓仮名群のなかに用例数が多いものとそうでないものがある。これらについても音仮名のありようを考慮する必要は当然あるものの、まずは、訓仮名群にみられる顕著な用例数の差がどのような事情から生

じているのかを明らかにする必要がある。よって、本章では(3)に該当する「ソ」「た」「ト」「な」「に」「ぬ」「は」「ひ」「へ」「ま」「み」「メ」「も」「や」「を」の15音節を表す訓仮名を対象に、訓字との関係を考察してゆく。

7.2.2 3種類の型

(3)に該当するものについて、訓仮名の用例数とそれらが訓字として用いられる用例数とを整理すると【表1】のようになる^③。

【表1】訓仮名・訓字の用例数

A				B				C			
音節	〈漢字〉	訓仮名	訓字	音節	〈漢字〉	訓仮名	訓字	音節	〈漢字〉	訓仮名	訓字
ト	迹	16	4	な	名	173	86	み	三	111	12
	跡	406	14		菜	14	8		見	108	921
	常	96	78		七	6	19		御	1	126
	鳥	4	166		魚	4	5		視	1	14
ぬ	沼	14	4	や	八	163	63	を	尾	36	21
	宿	4	129		屋	14	109		叫	20	3
	寐	2	66		矢	2	5		緒	10	52
も	裳	146	20	た	田	39	67		雄	8	12
	藻	22	64		手	7	200		少	3	9
	哭	5	41	メ	目	130	80		男	2	16
	喪	5	1		眼	2	9				
に	丹	161	13	ソ	衣	21	138				
	荷	23	4		背	1	11				
	似	5	13		苑	1	6				
	賁	2	3	ひ	日	15	355				
は	羽	34	12		氷	7	2				
	齒	18	2	へ	部	46	21				
	葉	9	114		重	3	63				
邊					3	162					
ま				真	16	87					
				間	8	155					

訓仮名の用例数の差のありようによつてふたつの型があることは6章で確認した。ひとつは「ト」や「な」のように頻用される訓仮名がひとつある型であり、もうひとつは「み」「を」のように頻用される訓仮名がふたつある型である。これらふたつの型と訓字の用例数とを考えあわせると、該当の15音節は3類にわけることができ、その3類をA・B・Cと称する。

Aに分類されるのは、その音節を表す訓仮名群のなかに頻用されるものがひとつあり、かつ、それが訓字としてあまり用いられない傾向を持つものである。たとえば、「ト」の訓仮名のなかで突出して用例数が多い〈跡〉は、相対的に訓字の用例数が少ない。

〈跡〉 訓仮名 406例 「物念跡 (もノもふト)」(10・2226)

訓 字 14例 「跡無如 (あとなきゴトシ)」(3・351)

「ぬ」や「は」ほどの訓仮名もそれほど用例数が多いわけではないが、それでも、「ぬ」でよく用いられる〈沼〉、「は」で頻用される〈羽〉は訓字としての用例数が少ないといえる。

Bに分類されるのは、その音節を表す訓仮名群のなかに頻用されるものがひとつあり、かつ、それが訓字としてもよく用いられる傾向を持つものである。たとえば、「た」の訓仮名としてよく用いられる〈田〉は訓字としてもよく使用される。

〈田〉 訓仮名 39例 「多田名附 (たたなづく)」(2・194)

訓 字 67例 「殖之田乎 (うゑしたを)」(8・1634)

「ソ」「ひ」「ま」は訓仮名の絶対数が少ないが、同様の傾向をみてよいであろう。

Cに分類されるのは、その音節を表す訓仮名群のなかに頻用されるものがふたつあり、それらのうちいっぽうは訓字としてあまり用いられないのに対して、他方は訓字としてよく用いられる傾向を持つものである。これに該当するのは「み」「を」である。「み」でいうと、〈三〉と〈見〉が訓仮名としてよく用いられるが、〈三〉は訓字としての用例数が少ないのに対して、〈見〉はそれが多い。

〈三〉 訓仮名 111例 「三空去 (みそらゆく)」(4・710)

訓 字 12例 「三重可結 (みへむすぶ三く)」(13・3272)

〈見〉 訓仮名 108例 「浦若見 (うらわかみ)」(11・2627)

訓 字 921例 「山見者 (やまみれば)」(6・1047)

このようにみてくると、訓仮名ひとつひとつはたしかに訓字としても用いられており、橋本(1959)が指摘するように、ひとつの〈漢字〉は訓仮名と訓字の両用を辞さない傾向があるといえる。ただ、そうした一字ごとの用法上の分布を音節ごとに眺めると、Aのように訓字としての用例数が少ないものが訓仮名として頻用されているものや、Bのように訓字としてよく用いられるものが訓仮名としても頻用されるもの、Cのように訓字としてあまり用いられないものとよく用いられるものとがともに訓仮名として頻用されるものがあり、訓字と訓仮名の関係性は一様でない。つまり、橋本(1959)が訓仮名と訓字の関係について指摘した両用を辞さないという傾向は、音節や語の表記におけるはりあいという観点から、

さらに精密な検討が加えられるべきものと考えられる。そこで以下では、A・B・C それぞれについて、訓字と訓仮名の関係を見てゆく。

7.3 用例数と表記

7.3.1 A のばあい

ここでは A についてみる。A の各音節では、訓字としてあまり使用されない〈漢字〉が訓仮名として頻用される傾向がある。この傾向は、橋本（1959）が指摘した音仮名と訓字の關係に類似しており、訓字としてどの程度用いられるかということに訓仮名の用例数が左右されるばあいがあることを思わせる。ただ、用例数は表層的な現象であり、押さえるべきは、それがどのような語の表記の累積であるかということである。そこで、本節では訓字・訓仮名それぞれについて、語との対応関係やその際の表記を整理し、訓字と訓仮名の用例数の相関を支える原理について考察を加えたい。

まずは訓字についてみる。訓字の用例数は、そのまま特定ないしは限られた語の使用頻度として理解できるばあいと、さまざまな語の使用頻度を集積した結果として理解すべきばあいとがある。結論からいえば、A における訓字の用例数は、特定ないしは限られた語の使用頻度と密接に連関する。そのことを示すいくつかの例を挙げると、たとえば、〈鳥〉が訓字として用いられる 166 例のうち、88 例は「鳴鳥之（なくトリノ）」（4・663）、「山鳥尾乃（やまドリノをノ）」（11・2694）のように「トリ」およびその複合語の表記であり、72 例は「霍公鳥（ほととぎす）」（3・423）のように「ほととぎす」の表記である。両者の合計は 160 例にのぼり、訓字〈鳥〉のほぼ全体を覆う。また、〈宿〉が訓字として用いられる 129 例のうち、その 8 割弱にあたる 99 例は「佐宿夜者（さねしよは）」（2・135）、「宿不難尔（いねかてなくに）」（7・1124）、など動詞「ぬ（いぬ）」の表記である。

このように、特定ないしは限られた語の表記が訓字の用例数の大半を占めるのは、訓字主体表記歌巻における語の表記がある程度決まっているからである。ただ、語の表記は「鳥（トリ）」のように常に一字が担うわけではなく、「霍公鳥（ほととぎす）」のように〈漢字〉の連鎖が担うこともある。つまり、ある〈漢字〉が表語用法で用いられる際にはある程度決まった表記がある、と考えられる。そのことを確認するために、訓字のときに前接する〈漢字〉を整理し、多いほうから 3 種類を掲げると【表 2】のようになる。

たとえば、〈藻〉が訓字として用いられる64例のうち40例が「玉藻」であり、〈葉〉が訓字として用いられる114例のうち61例が「黄葉」であるように、それぞれの〈漢字〉に頻出する文字列^④があり、それがおおよそ語の表記に相当することを指摘できる。とくに、〈鳥〉や〈葉〉など、訓字としてよく用いられるものは同じ表記で現れる傾向が強いといえる。

では、訓仮名はどうか。仮名にも固定的な表記がみられることはすでに井手至(1969)による指摘があり、一定の仮名の連鎖による語の表記によって、「視覚的な意味喚起性」につながる二次的表語性が獲得されるという。この指摘をふまえたうえで本章で注目したいのは、二次的表語性の獲得と仮名としての汎用性とかかわりを持つようにみえることである。

たとえば、「ぬ」を表す訓仮名が前接する〈漢字〉を整理し、多いほうから3種類を掲げると次のようになる^⑤。

〈沼〉 14:「来沼」3例 「鳴沼」2例 「有沼」2例

〈宿〉 4:「成宿」3例 「与宿」1例

訓仮名としての用例数が多い〈沼〉は〈来〉〈鳴〉〈有〉をよく前接する。これらの〈漢字〉は、「く」「なく」「あり」のような基本的な語の表記を担うために頻出するものである。いっぽう、訓仮名としての用例数が少ない〈宿〉は、〈来〉〈鳴〉〈有〉をまったく前接せず、「京師跡成宿(みやことなりぬ)」(6・929)、「京師跡成宿(みやことなりぬ)」(6・1056)、「久成宿(ひさしくなりぬ)」(12・3082)のように、「成宿」への偏りをみせる^⑥。このよ

【表2】 訓字のときに前接する〈漢字〉

音節	〈漢字〉	訓字 用例数	上位1		上位2		上位3	
ト	鳥	166	公鳥	72	千鳥	16	鳴鳥	8
	常	78	者常	10	之常	8	Φ常	7
	跡	14	之跡	3	椅跡	1	御跡	1
	迹	4	石迹	2	景迹	1	足迹	1
ぬ	宿	129	不宿	11	将宿	10	獨宿	8
	寐	66	不寐	10	将寐	6	而寐	4
	沼	4	隱沼	1	垣沼	1	小沼	1
も	藻	64	玉藻	40	珠藻	5	奥藻	4
	哭	41	而哭	4	之哭	4	所哭	3
	裳	20	赤裳	7	玉裳	2	尔裳	2
	喪	1	新喪	1				
に	似	13	尔似	4	毛似	2	云似	1
	丹	13	左丹	3	旗丹	1	狭丹	1
	荷	4	葦荷	1	乃荷	1	之荷	1
	羹	3	而羹	1	乃羹	1	菁羹	1
は	葉	114	黄葉	61	木葉	18	下葉	6
	羽	12	朝羽	3	之羽	2	岐羽	1
	齒	2	之齒	1	竹齒	1		

・「Φ」はなにも前接しないことを意味する(以下同)

うな前接〈漢字〉の異なりからまず想定されるのは、訓仮名〈沼〉〈宿〉が異なる語の表記を担っているのではないかということであろう。ところが、訓仮名〈沼〉〈宿〉はどちらも助動詞「ぬ」の表記が中心である。つまり、訓仮名〈沼〉〈宿〉は同じ語の表記を担っているにもかかわらず、前接する〈漢字〉の傾向が異なるということである。

また、「ト」を表す訓仮名では後接する〈漢字〉に次のような特徴がみられる^⑦。

〈跡〉 406：「跡吾」24例 「跡念」23例 「跡不」17例

〈常〉 96：「常念」13例 「常云」11例 「常不」 7例

〈鳥〉 4：「鳥屋」 3例 「鳥羽」 1例

訓仮名〈跡〉〈常〉〈鳥〉は、どれも助詞「ト」の表記が中心である。訓字主体表記歌巻の助詞「ト」には、「将摺跡念而（すらむトおもひて）」(7・1255)、「神曾著常云（かみゾつくトいふ）」(2・101)の「～トいふ」「～トおもふ」に代表される引用の助詞「ト」が多い。そのため、訓仮名〈跡〉〈常〉は「おもふ」の表記を担う〈念〉や「いふ」の表記を担う〈云〉をよく後接する^⑧。いっぽう、訓仮名としてほとんど出現しない〈鳥〉は、〈念〉や〈云〉を後接せず、「海人鳥屋見濫（あまとやみらむ）」(7・1234)、「見尔波不来鳥屋（みにはコジトや）」(10・1990)、「秋登将云鳥屋（あきトいはむトや）」(10・2162)のように、訓仮名〈屋〉を後接することが多い。「ト」を表す訓仮名はどれも助詞「ト」の表記を担っているが、〈鳥〉にだけ「鳥屋」^⑨に固定化する傾向が認められるということである。

こうした訓仮名の傾向を訓字の実態とあわせると、訓字としての用例数が少ない（低頻度語の表記を担う）ものは訓仮名として頻用され、前後にさまざまな漢字を取ることがあるのに対して、訓字としての用例数が多い（高頻度語の表記を担う）ものは訓仮名としてほとんど使用されず、しかも固定的な表記を取る傾向があるといえ、訓字の用例数は訓仮名としての用例数だけではなく、その際の表記の固定性ともかかわっているように見える^⑩。このことは、次のように考えられるのではないか。すなわち、訓字としてどの程度使用されるか（どのような語の表記を担うのか）ということによってもたらされる〈漢字〉の表語性は、その〈漢字〉の訓仮名としての汎用性に制限をかけており、結果として、訓仮名群に用例数の差が生じている。

たとえば、「ぬ」を表す訓仮名〈沼〉や「ト」を表す訓仮名〈跡〉は、訓字のときに低頻度語の表記を担う。訓字主体表記歌巻において訓字としてあまり使用されないことは、訓仮名である可能性の高さを保証し、訓仮名としての多様な用いられかたを許容するであろう。その結果、訓仮名としての用例数も多くなると考えられる。いっぽう、「ぬ」を表す〈宿〉

や「ト」を表す〈鳥〉など訓字のときに高頻度語の表記を担うものは、それ一字では訓仮名であることが十分に保証されないものと思われる。ただ、〈鳥〉〈宿〉は訓字として使用されるときに表記がある程度固定しているため、訓字として用いられない表記は訓仮名であることを示すマーカーになり得ると考えられる。つまり、〈鳥〉や〈宿〉は、「鳥屋」や「成宿」という固定的な表記を取ることで、訓仮名として存立しているということである。このような固定的な訓仮名の表記は、一見、訓字の表記に制限されているようであるが、みかたを変えれば、固定的な表記を取ることで訓仮名としての地位を得ているともいえるであろう。

7.3.2 Bのばあい

つづいて、Bについてみる。Bの各音節では、訓字としてよく使用されるものが訓仮名としても頻用される傾向があり、この傾向は橋本(1959)以来、訓仮名と訓字の典型として知られている。本節では、「や」「な」を例として、訓仮名・訓字それぞれの用例数がどのような語の表記の累積であるかを整理し、そのうえで、訓字としてよく用いられるものが訓仮名としても頻用されることを支える仕組みについて考察したい。

考察をすすめるにあたってまず押さえておきたいことは、Bにおいても訓字の表記にはある程度決まったものがある、ということである。【表3】は訓字のときに後接する〈漢字〉を整理し、多いほうから3種類を掲げたものである。たとえば、〈八〉には「八十」が多いことを指摘できる。これは多数を意味する「やそ」の表記が、「八十之湊尔(やそノみなとに)」(3・273)のように「八十」で固定しているからである。〈名〉は、あるひとつの表記に顕著に偏るわけではないが、助詞の表記を担う〈者〉〈乎〉をよく後接するという特徴がある。これは訓字〈名〉の86例のうち76例が名詞「な」の表記であり、名詞「な」には「名者立米(なはたたメ)」(11・2524)、「妹名乎(いもがなを)」(3・285)など、助詞が続くものが多いからである。

【表3】訓字のときに前接する漢字

このように、語の表記が固定していることによって、それぞれの〈漢字〉が表語用法として使用される際の表記はある程度決まっている。このことを念頭に置きつつ、次に、訓仮名としてのありようをみる。たとえば、「や」を表す訓仮名〈八〉〈屋〉に

音節	〈漢字〉	訓字 用例数	上位1	上位2	上位3
な	名	86	名者 14	名乎 7	名告 6
	七	19	七日 7	七夕 2	七許 1
	菜	8	菜採 5	菜将 2	菜之 1
	魚	5	魚小 1	魚走 1	魚釣 1
や	屋	109	屋戸 44	屋前 34	屋之 6
	八	63	八十 32	八重 9	八歳 3
	矢	5	矢手 3	矢乎 1	矢用 1

ついて、後接する〈漢字〉を整理し、多いほうから3種類を掲げると次のようになる^⑩。

〈八〉 163 : 「八方」 76 例 「八師」 15 例 「八Φ」 10 例

〈屋〉 14 : 「屋Φ」 5 例 「屋師」 3 例 「屋戀」 2 例

上に示した〈漢字〉の連続でもっとも目を引くのは、〈八〉の半数近くが「八方」という形を取ることである。前項でみた A では、よく用いられる訓仮名において特定の文字列への偏りはそれほど顕著ではなかったが、「や」で頻用される〈八〉は「八方」への偏りをみせる。この原因は、〈八〉が助詞「や+も」(以下「やも」とする)の表記を担うことにある。すなわち、〈八〉〈屋〉はどちらも訓仮名として助詞「や」の表記を担うが、それに加えて、〈八〉は「潜為八方(かづきせメやも)」(7・1254)、「不相在目八方(あはずあらメやも)」(13・3287)のように「やも」の表記を担う。「やも」の表記として「八方」が繰り返し用いられた結果、訓仮名〈八〉の出現のしかたは「八方」に偏り、〈八〉〈屋〉の訓仮名の用例数にも顕著な差が生じているということである。

用例数の多い訓仮名に表記の固定化がみられるという傾向は、「な」でも確認できる。

〈名〉 173 : 「名Φ」 26 例 「名草」 14 例 「名寸」 11 例

〈菜〉 14 : 「菜引」 6 例 「菜寸」 3 例 「菜Φ」 2 例

〈七〉 6 : 「七國」 4 例 「七六」 1 例 「七目」 1 例

〈魚〉 4 : 「魚津」 2 例 「魚夕」 1 例 「魚積」 1 例

「な」を表す訓仮名は、「吾忘渚菜(あをわすらすな)」(11・2763)、「消名羽鴨(ケなばかも)」(10・2337)、「濱有七國(はまならなくに)」(6・1066)のように助詞・助動詞の表記を担うが、上に示した訓仮名〈名〉の後接漢字の偏りはそうした助詞・助動詞の表記ではなく、自立語の表記と関連する。すなわち、訓仮名〈名〉に「名草」「名寸」が多いのは、「なぐさむ」の表記が「名草目而(なぐさめて)」(9・1728)の「名草」にほぼ決まっていることや、「なぎ」の表記に「朝名寸二(あさなぎに)」(13・3302)の「名寸」が多用されることによるものである。「なぎ」には「菜寸」のように訓仮名〈菜〉による表記もあるが、その使用例は3例と少ない。「なぐさむ」の表記に「名草」が、「なぎ」の表記に「名寸」がよく用いられた結果、訓仮名〈名〉の文字列は固定化の傾向をみせ、〈名〉と〈菜〉〈七〉〈魚〉とのあいだに用例数の差が生じているということである^⑪。

以上にみてきたように、「や」「な」の訓仮名として頻用される〈八〉〈名〉は、特定の語の表記として繰り返し用いられる傾向があり、このことが同じ音節を表す訓仮名の用例数の差につながっている。このような訓仮名としての汎用性と用例数との関係は、Aで訓仮

名としてあまり用いられていなかった〈宿〉〈鳥〉に類似する。さらに、両者は訓字としてもよく用いられ、その際の文字列がある程度決まっているという共通点も持っている。

前節で述べたように、訓字としてよく用いられる〈鳥〉〈宿〉は、単独では訓仮名であることが十分に保証されないために、訓字としてはみられない「鳥屋」「成宿」に固定することで訓仮名として存立していたと思われるが、実は、〈八〉〈名〉が訓仮名のとき取る「八方」や「名草」も、訓字としてはみられない文字列である^⑩。そうすると、訓仮名〈八〉〈名〉における固定的な文字列も、訓字として同じ語の表記を繰り返し担うことによってもたらされた表語性が、訓仮名としての汎用性を制限した結果として理解できるのではないかと類推される。用例数の多さは、表記によって写し取られる語の使用頻度の高さや語の表記としての定着度の高さによるものであろう。

ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用され、どちらとしてもよく用いられることは、一見非合理的であり、なおかつ、テキストの可読性という点においても問題があるように思われる。しかし、訓仮名と訓字とは文字列が異なり、こうした文字列レベルでの相違があることによって両用が可能になっていると考えられる。訓仮名の文字列の固定化は、本来、訓仮名であることのマーカーとして機能したものと思われるが、「八方」や「名草」のように特定の語の表記として繰り返し用いられたものは、単なるマーカーではなく、訓字との差異化に寄与する役割を担っていたであろう。つまり、訓字と訓仮名の文字列レベルでの差異化は、井手(1969)が指摘した仮名の文字列の固定化と、本章で繰り返し言及してきた訓字の文字列がある程度決まっていることとの相互作用によって実現していると考えられる。

7.3.3 Cのばあい

最後にCをみる。Cに該当するのは「み」と「を」である。「み」「を」にはそれぞれよく用いられる訓仮名がふたつあり、これらのうちいっぽうは訓字としての用例数が多く、他方はそれが少ない。ここでは頻用されるふたつの訓仮名を前節までに述べてきたA・Bと関連づけて整理したうえで、訓仮名の出現位置と訓字の用例数との関係に言及したい。

まずは、「み」「を」で頻用されるふたつの訓仮名が前節までに述べてきたA・Bとどのような関係にあるのかをみてゆく。「み」を表す訓仮名としてよく用いられるのは〈三〉〈見〉であり、これらの訓字としての用例数は〈三〉12例、〈見〉921例である。訓字としての用例数が少ない〈三〉は、Aの〈沼〉や〈跡〉と同様に、それ一字でも訓仮名として理解される可能性が高いために頻用された、とみることができよう。いっぽう、訓字としての用例数が多い〈見〉は、Bの〈八〉や〈名〉のように、前後の漢字を含めた文字列レベルに

において訓字と訓仮名の弁別が可能であり、それゆえに訓仮名としても頻用されているのではないかと考えられる。

〈見〉について上のような推測が成り立つためには、訓字〈見〉と訓仮名〈見〉の文字列が異なっていなければならない。そこで、訓字・訓仮名それぞれについて前接する〈漢字〉を整理し、多いほうから5種類を掲げると次のようになる。

〈見〉訓 字 921 例：「所見」129 例 「将見」69 例 「相見」54 例

「乎見」 52 例 「不見」51 例

〈見〉訓仮名 108 例：「無見」 10 例 「多見」 6 例 「遠見」 6 例

「近見」 5 例 「早見」 4 例

訓字〈見〉921例のうち、880例が「みる」「みゆ」などの動詞の表記を担う。そのため、助動詞の表記を担う〈将〉〈不〉や、助詞「を」の表記を担う〈乎〉をよく前接する。また、「みゆ」の表記は「日本能不所見（やまとノみエぬ）」(1・44)、のように「所見」でほぼ固定しており、うゑに示した文字列においても「所見」が多くなっている。これに対して、訓仮名〈見〉はその大半がミ語法を形成する接尾辞「み」の表記を担うため、〈無〉〈多〉などの形容詞の表記を担う〈漢字〉をよく前接する。このように前接する〈漢字〉の上位5種類を比較しただけでも、訓字〈見〉と訓仮名〈見〉の傾向は明らかに異なっており、〈見〉は文字列レベルで両者の弁別が可能なBタイプとみることができるであろう。

つづいて、「を」をみる。「を」の訓仮名としてよく用いられるのは〈叫〉〈尾〉のふたつであり、これらの訓字としての用例数は〈叫〉3例、〈尾〉21例である。訓字としての用例数が少ない〈叫〉は、それ単独でも訓仮名であることが約束されるために頻用されたAタイプとみることができる。いっぽう、訓字としてある程度用いられる〈尾〉は、文字列レベルで訓字と訓仮名の弁別が可能なBタイプに準ずると思われる。実際、訓字〈尾〉21例のうち8例が「尾花（をばな）」、7例が「水尾（みを）」と、その文字列はかなり固定している。さらに、訓仮名〈尾〉の表記にも次に示すような偏りがあり、これらは訓字〈尾〉の文字列としてはみられない。

〈尾〉訓仮名 36：申尾 11 鬼尾 4 猿尾 3

以上にみてきたことを整理すると、「み」を表す訓仮名〈三〉や「を」を表す訓仮名〈叫〉は、訓字として用いられることが少なく、それ単独で訓仮名である可能性の高さをうかがわせるものであり、Aで頻用されていた〈跡〉や〈沼〉と同じタイプとみることができる。いっぽう、「み」を表す訓仮名〈見〉や「を」を表す訓仮名〈尾〉のように訓字としてよく用

いられるものは、訓字と訓仮名とが異なる文字列で使用され、文字列レベルにおいて両者の弁別が可能であると考えられる。これらはBで頻用されていた〈八〉や〈名〉と同じタイプといえるであろう。つまり、「み」「を」で頻用されるふたつの訓仮名は、Aで頻用されたタイプとBで頻用されたタイプの混合として理解できる。

ところで、本章の冒頭や5章・6章で言及したように、「み」「を」でよく用いられるふたつの訓仮名には出現位置の違いがある。たとえば、「み」ではAタイプの〈三〉が「三雪落（みゆきふる）」（2・199）のような接頭辞、「山河乎吉三（やまかはをヨみ）」（6・1006）のようなミ語法の接尾辞を中心に、自立語の語頭・語末などさまざまな位置に出現するのに対して、Bタイプの〈見〉はその大半が「風乎疾見（かぜをいたみ）」（7・1401）のようなミ語法の接尾辞の表記であり、自立語の表記でも語末に偏って出現する。「を」のばあいは違いというよりも棲みわけに近く、Aタイプの〈叫〉が「絲叫曾吾搓（いとをゾあがヨる）」（10・1987）のように格助詞「を」の表記を担うのに対して、Bタイプの〈尾〉は「屋戸借申尾（やどかさましを）」（9・1743）のように終助詞「を」の表記が中心である。

〈見〉〈尾〉が訓仮名としての汎用性に乏しいのは、Bタイプの訓仮名が特定の語の表記として繰り返し用いられる傾向があることと関係すると思われる。そして、その結果として〈見〉〈尾〉の出現が句末や文末に偏っていることは、訓字としてよく用いられるものが訓仮名としての出現位置に制限を受けやすいことを示しているようにもみえる。こうした出現位置の違いが分節上のどのような構造に支えられているのかは今のところ定かでないが、尾山慎（2012）が、〈漢字〉の用法の弁別には一首中の出現位置も重要であると説いていることをふまえると、訓仮名〈見〉〈尾〉の出現位置の偏りも、テキストの可読性とかかわりを持つものであるかと推察される。

7.4 共存の原理

それぞれの〈漢字〉には、たしかに単音節訓仮名と訓字の両用を辞さない傾向が認められる。ただ、そうした一字ごとの両用のありようを音節という枠組みのなかで眺めると、Aのように訓字としてほとんど使用されないものが訓仮名として頻用される傾向を持つものや、Bのように訓字として頻繁に使用されるものが訓仮名としても頻用される傾向を持つもの、Cの「み」「を」のようにAとBの混合と思われるものまであり、両用を辞さないということの内実は多様である。また、文字列の固定性をともなう訓仮名も、訓字としての用例数が

少ないものから多いものまであり、訓仮名の汎用性と訓字としての用例数との関係も一様でない。

このように、訓仮名と訓字の関係は用例数や出現位置において多様であるが、こうした多様性はいずれも、訓字主体表記歌巻における語の表記がある程度決まっていることと関係すると考える。語の表記の固定性は、それぞれの〈漢字〉が訓字として出現するときの文字列に決まった形をもたらすと同時に、訓字として出現しない文字列や訓字としての出現が想定されない文字列を生じさせたと推測される。そのようないわば訓字でないことを示す文字列は、訓仮名であることを示すマーカーとして機能しており、そうした文字列に固定することで、訓字としての用例数が多く、単独では訓仮名であることが十分に保証されない〈漢字〉も訓仮名として存立していたと考えられる。このことは、訓字としてよく用いられる〈漢字〉(Aの〈鳥〉やBの〈八〉など)が、訓仮名としての用例数の多寡にかかわらず、表記の固定化をとまなうことから了解されるであろう。つまり、訓仮名のありようと訓字の用例数との多様な関係の根底には、訓字(表語用法)として同じ語の表記を繰り返し担うことによってもたらされた表語性が、訓仮名(表音用法)としての汎用性を制限する、というひとつの原理がはたらいていると考えられる。

7.5 多音節訓仮名と訓字

前節の最後に指摘した、「訓字(表語用法)として同じ語の表記を繰り返し担うことによってもたらされた表語性が、訓仮名(表音用法)としての汎用性を制限する」という原理は、多音節訓仮名と訓字の関係においても指摘できるものと思われる。この点について、ここでは主に付属語の表記で使用される多音節訓仮名を例にみてゆく。

【表4】は、同じ音節を表す多音節訓仮名の用例数と、それらが訓字として使用される際の用例数とを整理したものである^④。「つつ」「かも」「とも」の各音節では、訓字として相対的にあまり使用されない〈漢字〉が訓仮名として頻用されており、Aの型に分類できる。一例を述べると、「つつ」を表す訓仮名〈管〉は76例あり、それらは

【表4】多音節訓仮名と訓字の用例数

(A)				(B)			
音節	〈漢字〉	訓仮名	訓字	音節	〈漢字〉	訓仮名	訓字
つつ	管	76	-	まく	巻	59	36
	筒	5	-		纏	1	34
かも	鴨	313	21	まし	益	69	71
	轟	12	-		猿	6	1
	氈	1	-		申	13	6
	鳧	5	-		増	1	2
とも	友	77	14				
	鞆	17	1				
	侶	2	-				
	伴	1	7				

すべて、「嘆管 (なげきつつ)」(2・118)のように助詞「つつ」の表記である。いっぽう、「まく」「まし」は、訓字としてよく使用されるものが訓仮名としても頻用される傾向があるBの型である。たとえば、「まし」の訓仮名として69例使用される〈益〉は、訓字としても71例使用されている。なお、多音節訓仮名は単音節訓仮名ほど同じ音節を表す訓仮名が複数ないことも関係して、確実にCと分類し得るものがみられなかった。

Aに分類される各音節については、なぜその訓仮名だけが多用されているのかという問題はあるものの、頻用されることそれ自体に対する理由は訓字との関係という観点から了解されるであろう。すなわち、訓字主体表記歌巻において訓字として使用されにくい文字であるため、訓仮名として多用されていると解釈できる。いっぽう、Bの「まく」「まし」については、そこで頻用される訓仮名が訓字としてもよく使用されているため、両用法がどのように共存しているのかが問題になる。この問題に対して、前節までに述べた単音節訓仮名と訓字との関係を参考にするならば、Bの各音節で頻用される訓仮名のその文字列は、訓字として使用される際の文字列と異なると類推される。そこで以下では、Bの「まく」「まし」で頻用される訓仮名について、文字列という観点から訓字との関係をみてゆく。

7.6 文字列の違い

「まく」の訓仮名として頻用されるのは、〈巻〉59例である。これらは、「懸巻欲寸(かケまくほしき)」(3・285)、「零巻惜美(ちらまくをしみ)」(8・1502)など、すべて「助動詞む(未)+接辞く」の表記を担う。すでに橋本四郎(1978)が指摘しているように、ク語法が形容詞を述語に取るとき、その形容詞は「ほし」「をし」など特定の語に限られる。そのことと関係して、多音節訓仮名〈巻〉の後接〈漢字〉は、〈惜〉23例、〈欲〉12例、〈毛〉7例の3字で、約7割($0.711 = (23例 + 12例 + 7例) / 59例$)を占める。つまり、多音節訓仮名〈巻〉は「助動詞む(未)+接辞く」という特定の付属語の連続を担い、その際、「巻惜」や「巻欲」をはじめ、特定の文字列で現れる傾向がある。

いっぽう、訓字〈巻〉36例は、すべて、動詞「まく」とそれに関連する語の表記を担う。「まく」の対象は、「手二巻難寸(てにまきがたき)」(3・409)、「手二巻持在(てにまきもてる)」(7・1183)などの「手(て)」と、「手枕不巻(たまくらまかず)」(6・1032)、「枕而(まくらをまきて)」(11・2615)などの「枕(まくら)」とで24例($0.648 = 24例 / 37例$)を占めるため、共起する〈漢字〉にも偏りが生じる。つまり、〈巻〉は多音節訓仮名と

して使用されるときと、訓字として使用されるときとで、どのような文字列を取るのかが異なっている。

文字列における違いは〈益〉でも確認できる。「まし」の多音節訓仮名として頻用される〈益〉は、助動詞「まし」「ましじ」、それから補助動詞「ます」の表記を担う(3章)。これらのうち、「ましじ」の表記は「有勝益士(ありかつましじ)」(4・723)、「依勝益士(ヨリかつましじ)」(7・1352)の2例しかないため、多音節訓仮名〈益〉の大部分は、助動詞「まし」、補助動詞「ます」の表記を担うといつてよい。

『時代別国語大辞典 上代編』で指摘されているように、『萬葉集』において、助動詞「まし」の大半は単独ではなく、「ましを」「ましもノを」の形で使用される。したがって、助動詞「まし」の表記を担う多音節訓仮名〈益〉には、「来毛問益乎(きもとはましを)」(2・220)、「粟種益乎(あはまかましを)」(3・404)、「行益物乎(ゆかましもノを)」(7・1144)、「有益物乎(あらましもノを)」(12・2867)のように、〈物〉〈乎〉が続くことが多い。また、補助動詞「ます」の前接動詞は異なりで26語あるが、その表記に多音節訓仮名〈益〉が使用されるのは、「く[来]」を前接する「きます」に限定されることを指摘した(3章)。したがって、当然、補助動詞「ます」の表記を担う多音節訓仮名〈益〉の前は、「来益我背子(きませわがせこ)」(4・491)、「不来益有良牟(きまさずあるらむ)」(10・2039)など〈来〉である。このように、多音節訓仮名〈益〉は、助動詞「まし」の表記を担うときも、補助動詞「ます」の表記を担うときも、ある程度決まった文字列をとっている。

いっぽう、訓字〈益〉71例は、動詞「ます」およびそれに関連する語か、もしくは副詞「いや」の表記である。

人毛奈吉 空家者 草枕 旅尔益而(たびにまさりて) 辛苦有家里(3・451)

…… 毎見 益而所思(ましてしぬはゆ) 奈何為而 忘物曾 戀云物乎(8・1629)

去年見而之 秋月夜者 雖度 相見之妹者 益年離(いやトしさかる)(2・214)

住吉之 里行之鹿齒 春花乃 益希見(いやメづらしき) 君相有香聞(10・1886)

上記の用例からもうかがい知れるように、訓字〈益〉はいろいろな〈漢字〉を前後にとり、特定の固定的な文字列で現れる傾向はみられない。ただ、訓字〈益〉が前後に接する文字を整理すると、多音節訓仮名〈益〉に連続する〈来〉や〈物〉〈乎〉を前後にとらないことを指摘できる。つまり、〈益〉のばあいも、訓仮名と訓字とは用例数のうえで拮抗していても文字列において異なっており、そうした文字列の違いが、訓仮名と訓字に字体上の示差的特徴がない環境下において、両用法の共存を可能にしていると考えられる。

以上にみてきたように、ひとつの〈漢字〉が多音節訓仮名と訓字に両用される際にも、訓字として使用されない〈漢字〉が訓仮名として頻用される A の型と、訓字としても頻用される〈漢字〉が訓仮名としても頻用される B の型とがあり、B の「まく」「まし」で頻用される〈巻〉〈益〉は訓仮名のとくと訓字のとくとで、異なる文字列で現れる。つまり、両用法は文字列において示差的特徴を持つ。そして、このような文字列における違いは、単純に多音節訓仮名の使用に制限があることのみによって成立するのではなく、訓字の側にも使用上の偏りがあることで成立している。

本章では、用例数や文字列を手がかりとして、訓仮名と訓字の関係について検討してきたが、川端善明（1975）は読み手が訓仮名をどのように認識するかという観点から、次のような指摘をしている。

（筆者注：訓仮名は）正訓字の環境に用いられるから、具象性の高い訓仮名であればあるほど、正訓字の文脈からは遊離し、かえって、語本来の意義ならぬ何らかの意味の場所であることを、強く指示することになる。

うへの指摘は、読み手における訓仮名の認識が「正訓字の文脈からは遊離」すること、すなわち、訓字である可能性を否定することによってなされることを説くものと思われる。このような訓仮名に対する認識を支える事情として、川端は訓仮名の「具象性」という特徴を指摘しているが、本章で言及してきた訓字として用いられる際の表記にある程度固定したものがあつた、ということも訓仮名の認識、さらにはテキストの可読性に寄与する側面があるのではないかと考える。

7.7 おわりに

訓字主体表記歌巻では、単音節・多音節を問わず、ひとつの〈漢字〉は訓仮名と訓字に両用されることが一般的である。このこと自体は4章以降で指摘してきたところであるが、本章ではそこからさらに踏み込み、どのように両用されているのかという用法上の分布と、ある音節や語の表記においてどの仮名がよく用いられるか、という仮名同士のほりあいとを関連づけることで、訓字と両用されることが仮名のありように対してどのようにかわるのか、その具体相について検証してきた。

ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されるとき、どの用法でどの程度使用されるのかは一様でなく、いずれかいっぽうに特化して使用されるものから、用例数のうえで両用法が拮抗する形で両用を辞さないものまで拡がりがある。ただ、訓仮名と訓字とが用例数のうえ

で拮抗しているばあいでも、両用法は文字列やあるいは一首中における出現位置の違いがある。こうした文字列上の違いについては、従来、訓仮名側の使用制限が注目されてきたが、本章で繰り返し言及してきたように、訓仮名と訓字の文字列上の示差的特徴は、訓仮名に一方的に課せられた使用制限によって成立するのではなく、訓字の側にもある程度の使用上の偏りがあることに支えられ、実現するものとして捉えられるべきである。つまり、単音節であっても多音節であっても、訓仮名は訓字のありように強く依存しており、その関係性のなかにあって存立し得ている。そして、訓字と音仮名・訓仮名とが混在し、かつ、ひとつの〈漢字〉が訓字としても訓仮名としても使用される訓字主体表記歌巻では、用例数の偏差だけではなく、文字列や出現位置の違いも訓仮名であることを担保する要件としてあったと考えられる。

【注】

- ① 本章の目的は、訓仮名のありようと訓字としての用例数との関係を考えることにあるため、訓字として用いられない訓仮名 11 字は考察の対象から除く。
- ② 澤崎文 (2017) 「『万葉集』における漢字の複用法と文字選択の背景」『萬葉語文研究』12 和泉書院, pp.139-158。
- ③ 4 章【表 1】に示した訓仮名のうち、本章の議論にかかわらない用例数の少ない訓仮名については、一部、表から割愛したものがある。
- ④ 本研究でいう「文字列」とは、ある語の表記に相当する「綴り」と、「跡念 (トおもふ)」や「無三 (なみ)」のように、語を超えての〈漢字〉の連続に相当するものと、その双方を含む。
- ⑤ 「ぬ」を表す訓仮名〈寐〉は 2 例と少なく、どちらも助動詞「ず」の未然形の表記を担う。
- ⑥ 〈宿〉には多音節訓仮名かと思われるものが 1 例あり、それも「成宿者 (なりぬれば)」(4・622) のように「成宿」である。
- ⑦ 訓仮名〈迹〉が後接する〈漢字〉を多いほうから 3 種類挙げると、「迹我」2 例、「迹思」2 例、「迹哉」2 例である。本研究では、一応、〈跡〉と〈迹〉とを別に計上したが、『天治本新撰字鏡』に「跡【質昔反。入、迹同字】」とあることを考慮すると、〈跡〉〈迹〉はまとめて扱っても差し支えないものと思われる。
- ⑧ 訓仮名〈跡〉の上位 4 は「跡云」13 例。
- ⑨ 『肥前国風土記』には「造_レ鳥屋於此郷_一」(養父郡・鳥櫟郷・新編 p.318) という一節がある。この「鳥屋」は「鳥小屋」を意味する表語用法であり、「鳥屋」は資料によっては表語用法で用いられることがある。

- ⑩ 「も」を表す訓仮名としてあまり用いられない〈喪〉〈哭〉は、「數悲哭（あまたかなしも）」（7・1184）、「解者悲哭（トケばかなしも）」（8・1612）の「悲喪／悲哭」や「苦喪」「惜哭」への偏りがある。これらは〈喪〉〈哭〉の表語性を活かしたものと考えられ、「鳥屋」や「成宿」のように訓字の表記に制限された文字列の固定性とは趣を異にする。ただ、訓字主体表記歌巻において表語用法の「悲喪／悲哭」「苦喪」「惜哭」はみられず、訓字として用いられない文字列であるという点は共通する。
- ⑪ 「や」を表す訓仮名には〈八〉〈屋〉のほかに〈矢〉がある。訓仮名〈矢〉は2例と少なく、そのうち「射矢遠放（いやトほごかる）」（10・2128）については、表語性を活かした用法であることを奥田俊博（1998）が指摘する。
- ⑫ 訓仮名〈名〉の用例数の多さには、本論で言及した「名草」や「名寸」に加えて、副詞「本名（もとな）」、動詞「名積（なづむ）」の表記の固定化も関係している。
- ⑬ 訓字主体表記歌巻で助詞「やも」の表記としてひろく用いられる「八方」は、『日本書紀』では「示_レ朕心於八方」（継体紀・新編 p.304）のように表語用法で使用されている。
- ⑭ 付属語の表記を担わない「乍（つつ）」などは表に載せていない。また、表に示した多音節訓仮名の用例数は付属語の表記を担う際のものであり、自立語の表記を担う際の用例数は除いている。この表と4章【表1】の多音節訓仮名の用例数が異なるのはそのためである。

8 音仮名と訓仮名 —訓字との両用とその影響をめぐって—

8.1 はじめに

ここまでにも繰り返し取りあげたように、橋本四郎（1959）が、訓字主体表記歌巻では、ひとつの〈漢字〉が音仮名と訓字に両用されない傾向があるのに対して、訓仮名と訓字には両用される傾向があることを指摘し、これによって、表音用法として訓字と対置されつつ用いられる音仮名と、環境に依存することで存立する訓仮名という対立が示唆された。以後の研究では、『萬葉集』にみられる音仮名・訓仮名の識別意識が上代の資料一般に拡大できることを説いた稲岡耕二（1964）や、特定の仮名の連鎖を用いる「特定表記」が本来は訓仮名の運用方法であることを指摘した井手至（1969）に代表されるように、音仮名・訓仮名の、分布や機能面における相違の明確化が試みられてきた。

さらに、研究上、音仮名と訓仮名の差異化がすすむと、そもそも両者を比較することがなくなり、それに代わって、同じ音節を表す音仮名群あるいは訓仮名群のなかの関係が検証されるようになる。ここで注目されるのは、そうした研究が訓字（表語用法）との関係に配慮していることである^①。たとえば、沖森卓也（1989b）は、訓字主体表記歌巻の「も」の音仮名には〈母〉よりも〈毛〉が多いことを指摘し、その原因について、「『母』が表意性の強い用字で、その使用を避けたからではなかろうか」と述べる。澤崎文（2012b）は、サ・シ・ム・ヤの各音節を表す音仮名群には訓字が前後にある環境下で出現しにくいものがあることを指摘し、「字形が複雑で実質的な意味の強い（中略）字母は排除される」と説いた。また、本研究の5章・6章では同じ音節を表す訓仮名群に用例数の差があることを指摘し、7章ではそうした訓仮名の用例数の差とそれらが訓字として用いられる用例数との関係に注目して、「訓字（表語用法）として同じ語の表記を繰り返し担うことによってもたらされた表語性が訓仮名（表音用法）としての汎用性を制限する」と指摘した。以上の研究には種々の観点が混在しているものの、いずれも訓字とのかかわりから仮名の分布を意義づけようとしている点で共通する。

仮名が訓字をとおして捉えられることは、内田賢徳（2005）や乾善彦（2007）が指摘するところであり、この指摘は訓字主体表記歌巻における仮名のありようを捉えるうえで重要である。なぜならば、ある文字列のなかに表語用法である訓字と表音用法である音仮名・

訓仮名とが混在し、さらに、ひとつの文字が訓字としても音仮名・訓仮名としても使用される^②訓字主体表記歌巻では、「訓字ではない」ことが、すなわち仮名であることを約束する側面があると考えられるからである。したがって、訓字主体表記歌巻における仮名の実相は、訓字とのかかわりという観点から、さらに検証がなされるべきであろう。しかし、前述のとおり、従来の研究では音仮名・訓仮名という属性による二分類が前提とされてきたために、二合仮名と多音節訓仮名の関係については尾山慎(2010)による検証があるものの、同じ音節を表す単音節の音仮名と訓仮名の関係については十分に検証されてきていない。また、〈漢字〉の両用の実態についても、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されることについては本研究の4章以降で総括的に分類・検証してきたが、音仮名と訓字の両用については部分的な検証にとどまっており、さらなる考究を要する。

以上のような研究史と研究の現状とをふまえ、本章ではまず、同じ音節を表す単音節の音仮名と訓仮名の関係把握を目的として、両者の用例数や語の表記における分布、同一語句の表記を担う際の文字列を分類・検証する。そして、その結果が個々の仮名の両用の実態とどのようにかかわるのかについて考察する。

8.2 音仮名と訓仮名の関係

8.2.1 用例数

音節ごとに仮名の用例数を整理すると、多くのばあい、同じ音節を表す音仮名・訓仮名のなかに相対的によく用いられるものとそうでないものがある。以下では、相対的な用例数の差が比較的明瞭なもののうち、「い」「け」「ト」「み」を例として、同じ音節を表す音仮名と訓仮名の関係を見てゆく^③。

該当の4音節について、各音節を表す音仮名と訓仮名の用例数を整理すると、次の【表1】のようになる^④。各音節で相対的に用例数が多いものには網掛けを施している。

当該音節を表す仮名の関係には、(A) あるひとつの仮名が頻用されるばあい、(B) 複数種の仮名が頻用されるばあい、がある。【表1】で(A)に分類されるのは「い」「け」である。たとえば、「い」の仮名には、音仮名〈伊〉〈以〉〈已〉と訓仮名〈射〉があるが、網掛けをした〈伊〉が突出して多く、それ以外の3字はあまり用いられていない。また、「け」には音仮名が7字と訓仮名が1字の計8字があるが、網掛けをした音仮名〈家〉が突出して多く、それ以外の仮名はどれも相対的に用例数が少ない。

このような「い」や「け」の仮名の分布は、音仮名と訓仮名という二分類を重視するならば、音仮名〈伊〉あるいは音仮名〈家〉がよく用いられるので、両音節では訓仮名がほとんど用いられないのだ、ということもできるであろう。しかし、音仮名群のなかにかんがりの用例数の開きがあることを考慮するならば、「い」のばあいは、頻用される音仮名〈伊〉とあまり用いられない音仮名〈以〉〈已〉および訓仮名〈射〉として、「け」のばあいは、頻用される音仮名〈家〉とあまり用いられないそれ以外として理解できる。そうすると、頻用・稀用という用例数による二分類は、音仮名・訓仮名という属性による二分類とは対応しないことになる。

【表1】 仮名の用例数

(A)			(B)				
音節	仮名	用例数	音節	仮名	用例数		
い	音	伊	105	ト	登	173	
		以	2		等	122	
		已	1		騰	19	
	訓	射	18		得	7	
け	音	家	166	訓	跡	406	
		計	22		常	96	
		鶏	16		鳥	4	
		祈	14	み	音	美	82
		奚	4		弥	24	
		谿	2		訓	三	111
		結	1		見	108	
	訓	異	17	御	1		
			視	1			

「い」や「け」など、(A)に分類されるものは頻用される仮名がひとつしかないので、用例数の分布と音仮名・訓仮名という分類とが対応しないことは偶然であるようにもみえる。しかし、(B)複数種の仮名が頻用されるばあいでも、「ト」では、よく用いられるものに音仮名〈登〉〈等〉と訓仮名〈跡〉〈常〉があるいっぽうで、あまり用いられないものに音仮名〈騰〉〈得〉と訓仮名〈鳥〉がある。また、「み」では、音仮名〈美〉〈弥〉と訓仮名〈三〉〈見〉が頻用されるのに対して、訓仮名〈御〉〈視〉はあまり用いられておらず、頻用・稀用という二分類が音仮名・訓仮名という二分類と対応していない。

以上にみてきたように、ある音節を表す仮名群のなかにはよく用いられるものとそうでないものがあり、その二分類は必ずしも属性による二分類と対応しない。この結果をふまえたうえで、次節では語の表記における分布という観点から、同じ音節を表す音仮名と訓仮名の関係を検証してゆく。

8.2.2 用例数と語の表記——(B)

前節でみた仮名の頻用・稀用は用例数を整理した結果であるが、用例数の多寡はそこからさらに検証されるべき問題を内包している。とくに、各音節で相対的に用例数の多い仮名は、それらが必ずしも種々の語の表記でよく用いられるわけではない、という問題がある(佐野

宏 2015, 尾山慎 2017)。これをふまえると、(B) の「み」「ト」では音仮名と訓仮名とがともに頻用されているが、両者は異なる語の表記を担った結果として、それぞれに用例数が多くなっている可能性がある。そこで、以下では「み」「ト」について、頻用される仮名と語の表記との関係をもてみたい。

たとえば、「み」では音仮名〈美〉〈弥〉と訓仮名〈三〉〈見〉がよく用いられる。訓字主体表記歌巻における仮名の使用は、必然的に接辞や付属語に偏ることをふまえ、これら4字がその表記を担う付属語を整理すると、次の【表2】のようになる。

【表2】 「み」の仮名の分布

仮名		み〜 (接頭)	〜み (ミ語法接尾)
音	美	4	43
	弥	-	14
訓	三	53	43
	見	-	85

6章・7章で訓仮名について考察した際に、訓仮名〈三〉は、「三雪落 (みゆきふる)」(2・199) のような接頭辞の表記も、「山河乎吉三 (やまかはをヨみ)」(6・1006) のようなミ語法の接尾辞の表記も担うのに対して、訓仮名〈見〉は、「風乎疾見 (かぜをいたみ)」(7・1401) のような接尾辞の表記しか担わず、訓仮名間に分布の違いがあることを指摘した。これをふまえて、さらに右の【表2】に示した音仮名〈美〉〈弥〉の分布をも考慮すると、接頭辞の表記を担うのは音仮名〈美〉^⑤と訓仮名〈三〉であるのに対して、接尾辞の表記はどの仮名もよく担うといえる。接頭辞・接尾辞は厳密には語ではないものの、それらの表記では音仮名・訓仮名という属性の別に基づいた分布の違いがみられない。

では「ト」はどうか。【表3】は「ト」で頻用される音仮名〈登〉〈等〉と訓仮名〈跡〉〈常〉とが、その表記を担う付属語を整理したものである。網掛けをしているように、音仮名も訓仮名も助詞「ト」の表記をよく担っており、ここでも仮名の分布はその属性の別と対応しない。

【表3】 「ト」の仮名の分布

仮名		ト	ド	トも	ドも	ゴトし
音	登	145	-	10	1	1
	等	104	1	5	1	-
訓	跡	354	36	9	1	-
	常	89	7	-	-	-

このように、「み」「ト」で頻用される仮名はどれも同じ語の表記を担っており、その際、音仮名・訓仮名という属性の別は問われていないとみられる。しかし、いっぽうで訓字主体表記歌巻の自立語の仮名表記は音仮名が中心で、訓仮名の使用が非常に少なく、そこには属性に基づいた顕著な分布の差がある(橋本 1959)。このことをふまえると、属性の別が関与

しない仮名の分布は、訓字と共存し、かつ、それを補う付属語表記におけるものとして位置づけられよう。

8.2.3 用例数と語の表記——(A)

(B)の「み」「ト」では、頻用される複数種の仮名が特定の語の表記をわけあう関係にあった。では、あるひとつの仮名がよく使用される(A)の「い」「け」において、頻用される仮名と語の表記とはどのような関係なのであろうか。

たとえば、「い」では音仮名〈伊〉が頻用される。〈伊〉は自立語の仮名表記にもよく使用されるが、いま、接辞や付属語に絞ってみると、その多くは接頭辞「い」の表記を担うことがわかる^⑥【表4】。したがって、〈伊〉の多さは接頭辞「い」の多さと連動しているといえる。

また、「け」で頻用される〈家〉がどのような付属語の表記を担うのかを整理すると、【表5】のようになる^⑦。

音仮名〈家〉の突出した多さも、助動詞「けり」の使用頻度の多さと連動しているといえるであろう。つまり、あるひとつの仮名がよく使用される「い」「け」においても、頻用される仮名は特定の語の表記を繰り返し担った結果として用例数が多くなっている。

このような仮名と語の表記との関係を押さえたうえで、本章で注目したいのは、頻用される仮名の、その文字列である。さきに、音仮名〈家〉は助動詞「けり」の表記をよく担うと述べた。その際の文字列を整理したものが次の【表6】である。複数の文字列のなかで、網掛けをした「家里」「家留」などに用例数が偏ることを指摘できる。字母ごとに用例数の差があることを考慮すると、たとえば「ける」の表記の偏りは音仮名〈留〉〈類〉の用例数が相対的に多く、いっぽうの音仮名〈流〉のそれが少ないからだとも考えられよう。しかし、「る」の音仮名の用例数は〈流〉245例、〈留〉55例、〈類〉42例であり、〈流〉はむしろ用例数が多い。それにもかかわらず、【表6】の「ける」の表記において〈流〉がもっとも少ないことは、「けり」の表記における文字列の偏りが、個々の字母の多さによるものではないことを

【表4】「い」の仮名の分布

仮名		い～(接頭)
音	伊	57
	已	1
訓	射	9

【表5】「け」の仮名の分布

仮名		けり	けらし	けむ
音	家	121	15	15
	計	6	2	9
	鶏	8	-	3
	禰	8	2	3
訓	異	2	2	10

【表6】「けり」の表記

活用形	文字列	用例数
けら	家良	1
けり	家里	49
	家利	9
	家有	1
	家理	1
ける	家留	26
	家類	18
	家流	7
けれ	家礼	9

示しているといえよう。つまり、音仮名〈家〉は特定の文字列で「けり」の表記に使用され、その結果、用例数が多くなっていると理解できる。

ところで、ある音節の表記は、理論的には一種類の仮名で担うことができるはずであるが、前項で言及した「み」や「ト」では、複数種の仮名が、しかも、音仮名・訓仮名という属性の別を問わず、頻用されていた。複数の仮名が頻用される背景については、従来、変字法や装飾的・意図的な仮名の選択が指摘されてきたが、「け」を表す音仮名〈家〉が「けり」の表記を特定の表記で担った結果として用例数が多くなっていることをふまえると、「み」「ト」における仮名の分布にも、仮名がある特定の文字列で使用される傾向にあることが関係を持つのではないかと考えられる。そこで次項では、「み」「ト」の仮名を例に、それらの前後に接する〈漢字〉をみてみたい。

8.2.4 前後に接する〈漢字〉

まずは「ト」についてみる。「ト」で頻用される音仮名〈登〉〈等〉、訓仮名〈跡〉〈常〉はどれも助詞「ト」の表記をよく担うことを述べた。助詞「ト」の多くは引用の助詞であるため、その直前の内容はさまざまである。これに対して、後に続くものには「いふ」や「おもふ」などの動詞をはじめ、ある程度の偏りをみせると推測されることから、後接する〈漢字〉を検証するほうが傾向を見出しやすいであろう。そこで、音仮名〈登〉〈等〉、訓仮名〈跡〉〈常〉が、助詞「ト」の表記を担うときに、その後続く〈漢字〉を整理すると、次の【表7】のようになる。紙幅の関係上、多いほうから5番目までを挙げた^⑧。

【表7】 仮名として使用されるとき文字列

仮名	上位1		上位2		上位3		上位4		上位5		
音	登	登吾(トわれ)	10	登見(トみる)	7	登念(トおもふ)	6	登言(トいふ)	5	/	
								登人(トひと)	5		
								登曾(トゾ(ソ))	5		
訓	跡	跡吾(トわれ)	22	/	/	跡云(トいふ)	13	跡不(トV否定)	10	跡知(トしる)	9
		跡念(トおもふ)	22								
訓	常	常念(トおもふ)	13	常云(トいふ)	11	常不(トV否定)	7	常言(トいふ)	5	/	
								常思(トおもふ)	5		

たとえば、訓仮名〈跡〉の上位1は、「遊士跡吾者聞流乎(みやびをトわれはきけるを)(2・126)や「在吉跡吾者雖念(ありヨシトわれはおも(ト))」(6・1059)など、名詞「われ」およびそれに関連する語^⑨の表記を担う〈吾〉22例と、同じく22例で、「今夜卷跡念之

吉沙（こヨひまかむトおもへるがヨさ）」（10・2073）のように、動詞「おもふ」の表記を担う〈念〉である。この〈念〉は、訓仮名〈常〉でも上位1であり、音仮名〈等〉でも上位1である。さらに、音仮名〈登〉でも上位3であり、どの仮名でも共通してよく後接する。いっぽう、「われ」などの表記を担う〈吾〉は、音仮名〈登〉で上位1であるが、音仮名〈等〉や訓仮名〈常〉では、後接する〈漢字〉の上位5に入らない^⑩。つまり、「ト」の仮名4字が助詞「ト」の表記を担う際の後接〈漢字〉には、4字が共通してよく後接するものと、いくつかの仮名だけがよく後接するものがある。そして、ここで重要なのは、そうした後接〈漢字〉の違いが、必ずしも音仮名・訓仮名という二分類と対応しないことである。

では、「み」はどうか。「み」の仮名として頻用される音仮名〈美〉〈弥〉および訓仮名〈三〉〈見〉はどれもミ語法の接尾辞「み」の表記を担う。その際、前にくる〈漢字〉を整理すると、次の【表8】のようになる^⑪。

【表8】 仮名として使用されるとき文字列

仮名		上位1		上位2		上位3		上位4		上位5			
音	美	無美(なみ)	5	清美(きよみ)	4	吉美(ヨみ)	3	/					
						恐美(かしこみ)	3						
						惜美(をしみ)	3						
						奈美(なみ)	3						
訓	三	無三(なみ)	11	高三(たかみ)	6	繁三(しげみ)	4	寒三(さむみ)	3	/			
								惜三(をしみ)	3				
	見	無見(なみ)	10	遠見(とほみ)	6	/		近見(ちかみ)	5			早見(はやみ)	4
				多見(おほみ)	6							速見(はやみ)	4

どの仮名も形容詞「なし」の表記を担う〈無〉がもっとも多いが、2番目以降は、たとえば音仮名〈美〉では「月夜乎清美(つくよをきよみ)」(8・1661)のように「きよし」の表記を担う〈清〉や、「浦乎吉美(うらをヨみ)」(6・938)のように「ヨし」の表記を担う〈吉〉などが多いといったように、仮名ごとに前接する〈漢字〉が異なる。つまり、接尾辞「み」の表記を担う際に前接する〈漢字〉の傾向も、音仮名・訓仮名という仮名の属性からだけでは説明がつかない。

以上のように、同じ付属語の表記を担う複数種の仮名には、前後に接する〈漢字〉に違いがあっても、その違いは音仮名・訓仮名という二分類と対応しない。【表7】や【表8】でみたのは、厳密には語の表記ではないけれども、仮名ごとに特定の文字列で現れる傾向があることがわかる。このことは、字母の運用が、ある音節の表記に際して、その都度、複数種の

字母の範列系からひとつを選択するといった個別的なものだけではなく、語やそれに準ずるものを単位として、一塊のものとしてなされていた可能性を示すものとして注目されよう^⑩。

8.3 訓字とのかかわり

ここまでに見てきたことを整理すると、用例数の多寡、付属語の表記における分布、文字列など、種々の観点において、音仮名・訓仮名という属性の別は指標になり得ないといえる。この結果は、訓字主体表記歌卷の付属語表記では、属性に基づいた仮名の区分が重視されていないことを示すものとして理解できるであろう。では、一見、混沌ともとれるこのような仮名の実態は、どのように理解すべきなのであろうか。この問題について、本節では、ひとつの〈漢字〉が音仮名あるいは訓仮名と訓字に両用され得る点に注目し、訓字との動態上のかかわりに注目しながら考察を加えたい。

7章で、訓字主体表記歌卷の訓仮名と訓字の関係を論じた際に、ある〈漢字〉が訓字として使用される際には、ある程度決まった文字列で現れることを述べた。この傾向は本章で扱う〈漢字〉でも確認できる。たとえば、「み」の仮名として頻用される訓仮名〈見〉が、訓字として使用される際に前接する〈漢字〉を整理すると次のようになる。

「所見」129例 暖所見（あたたけくみゆ）（3・336）

「将見」69例 又還将見（またかへりみむ）（6・911）

「相見」54例 相見久（あひみらく）（10・2022）

「乎見」52例 其門乎見尔（ソノかどをみに）（11・2551）

「不見」51例 不見人故（みぬひとゆゑに）（11・2744）

訓字〈見〉は合計921例あり、もっとも多い「所見（みゆ）」から5番目の「不見（みず）」までの用例数の合計で、その4割弱を占める。訓字〈見〉の大半は動詞「みる」およびそれに関連する語の表記を担っており、それがうえのような前接〈漢字〉の偏りと関係する。

また、「み」の仮名として頻用される〈三〉は、訓字として使用される際に前接する〈漢字〉には固定的なものがないが、後接する〈漢字〉に注目すると、「袖續三更之（そでつぐヨひノ）」（8・1545）のような「三更（よなか／ヨひ）」4例と「帶矣三重結（おびをみへひ）」（9・1800）のような「三重（みへ）」が3例あり、これら2種類で訓字〈三〉12例のうちの約6割を占める。

さらに、「ト」の仮名として頻用される〈等〉は、訓字としても85例使用されており、その際の前接〈漢字〉に注目して、多いほうから4種類^⑧を掲げると次のようになる。

- 「子等」27例 乏子等者（トもしきこらは）（10・2004）
妻毛子等毛（つまもこドも）（13・3337）
- 「女等」18例 處女等賀（をトめらが）（9・1801）
海未通女等（あまをトめドも）（6・936）
- 「兒等」18例 兒等尔者雖有（こらにはあれド）（2・210）
率兒等（いぎこドも）（3・388）
- 「孀等」6例 憾孀等之（をトめらが）（1・40）

「子等」や「兒等」の多さは「こら」「こども」の使用頻度の多さによるもので、「女等」や「孀等」は「をトめら」「をトめドも」の多さによるものである。右の4種類の文字列の合計は69例にのぼり、訓字〈等〉85例の約8割を占める。このように、それぞれの文字が訓字として使用される際には、語の表記を基本として、ある程度決まった文字列で使用されている。

もちろん、すべての訓字で固定的な文字列がみられるわけではない。たとえば、「ト」の仮名として頻用される〈登〉は、訓字としての用例数が6例と少ないこともあり、前後に接する〈漢字〉に特筆すべき偏りはみられない。

- 鳴之登時（なきしすなはち）（8・1505）
嘯鳴登峯上乎（うそぶきノぼりみねノう⊕を）（9・1753）
登而見者（ノぼりてみれば）（9・1757）
雲立登斯具礼零（くもたちノぼりしぐれふり）（9・1760）
引登赤曾朋舟（ひきノぼるあケノソほぶね）（13・3300）
登之而（ノぼらして）（13・3324）

ただし、訓字〈登〉に連続する〈漢字〉は、前節の【表7】に示した、音仮名〈登〉に連続するそれとは異なっている。こうした表音用法と表語用法との文字列上の違いは、さきに見た〈見〉〈三〉〈等〉についても指摘できることから、あるひとつの文字が表語用法としても表音用法としても用いられるとき、両用法は文字列において示差的特徴を持つと考えられる^⑨。

表語用法と表音用法とで前後に接する〈漢字〉が異なることは、7章で訓仮名と訓字の関係を論じた際にも言及したが、そこでは訓仮名に限定したうえで、「訓字でないことを示す

表記は、訓仮名であることを示すマーカーとして機能すると指摘した。ここに、本章で知られたことをさらに付言するならば次のとおりである。すなわち、〈等〉や〈登〉をはじめ、ひとつの〈漢字〉が音仮名と訓字に両用されることは少なくなく^⑥、なおかつ、両用法は文字列において異なることをふまえると、訓字主体表記歌巻の仮名は、音仮名・訓仮名を問わず、訓字との動態上のかかわりのなかで存立しているので、仮名の分布は音仮名・訓仮名という属性の別と対応せず、仮名ごとにそのありようを異にする。そして、ひとつの文字が表語用法である訓字と表音用法である仮名に両用され得る訓字主体表記歌巻では、仮名が特定の文字列で使用されることによって、それが仮名であることが担保されている。

8.4 おわりに

本章では、訓字主体表記歌巻で、同じ音節を表す音仮名と訓仮名の関係の把握を目的として、用例数の多寡、語の表記における分布、同一の付属語の表記を担う際の文字列といった観点から、両者の関係を考察してきた。その結果、いずれの観点においても仮名の属性（音・訓）の別は指標になり得ず、文字ごとに仮名としてのありようが異なることが確認された。これは、訓字と仮名とがその表記を互いに補いあう環境において、仮名の属性の別が重視されなかったことを示唆するものとして重要である。さらに、訓字主体表記歌巻では、仮名ごとに異なる、特定の文字列で用いられる傾向がある。同巻では、ひとつの〈漢字〉が表語用法である訓字と表音用法である仮名に両用されることが少なくないことに鑑みると、この傾向は仮名が訓字との動態上のかかわりのなかで存立している可能性を示すものであり、文字列の固定や偏りが、仮名であることを担保するひとつの方法として機能していると考えられる。

なお、本章では相対的に用例数の少ない仮名について詳しく言及していない。はやく武智雅一（1933）が指摘し、近年では、二合仮名と多音節訓仮名の関係を論じた尾山（2010）も指摘しているように、用例数の少ない仮名については歌意との関連を検討する必要がある。歌を書くにあたっての一回ごとの臨時的な仮名の選択と、本論のなかで言及した文字列としての仮名の運用との関係を解明することも、今後の課題である。

【注】

- ① 音仮名群・訓仮名群の用例数を比較する研究としては、はやく大野透（1962）があるが、大野は動態としての訓字（表語用法）との関係について詳しく検証していない。
- ② 橋本（1959）はひとつの〈漢字〉は音仮名と訓字の両用を避ける傾向があるとするが、本章で考察する〈等〉や〈家〉をはじめとして、ひとつの文字が音仮名と訓字に両用されることは少なくないと思われる。
- ③ 本章は、訓字主体表記歌巻では、訓仮名だけではなく、音仮名も動態としての訓字とのかかわりのもとに存立している可能性を提示する足がかりの章である。訓字主体表記歌巻における仮名と訓字のかかわりかたは多様であるが、その多様なありかたの全体像を把握するための第一歩として、本章では「い」「け」「ト」「み」を典型例として取りあげた。ほかの音節を表す仮名についても、今後、言及する予定である。
- ④ 本研究は用例数の多い仮名に着目して行論するものであり、【表 1】で押さえたことは、同じ音節を表す複数の仮名のなかに相対的な用例数の差があることである。したがって、「い」を表す〈異〉1例、「け」を表す〈價〉1例をはじめ、一部の用例数が少ない音仮名の字母は本編の議論にはかかわってこないため、表から省くことにする。
- ⑤ 接頭辞「み」の表記を担う音仮名〈美〉4例は、次のようである。「美籠母乳（みこもち）」（1・1）、「美夫君志持（みぶくしもち）」（1・1）、「美草苺茸（みくさかりふき）」（1・7）、「國都美神乃（くにつみかミノ）」（1・33）。
- ⑥ 「い」の仮名には音仮名〈以〉2例もあるが、これら2例は接頭辞「い」の表記を担わず、どちらも「過西戀以（すぎにしこひい）」（12・2927）、「公以必（きみいかならず）」（13・3287）のように助詞「い」の表記である。
- ⑦ 「け」の仮名のうち、用例数が10以下のものは表から割愛した。なお、【表 5】には示していないが、付属語に準ずるものとして「箭之繁計久（やノしゲけく）」（2・199）、「戀家口（こひしけく）」（10・2039）のような形容詞のク語法がある。これを含めても、音仮名〈家〉の突出した多さが助動詞「けり」の表記からきていることに変わりはない。
- ⑧ 【表 7】で示すのは、「ト」の訓仮名が助詞「ト」の表記を担う際に後接する〈漢字〉である。いっぽう、7章の7.3.1項で訓仮名〈跡〉〈常〉の後接〈漢字〉を示した際には、特定の語の表記に限定していない。【表 7】の数字と7.3.1項に示した数字とが違うのはそのためである。
- ⑨ 名詞「われ」に関連するものとして、「物尔波在跡吾妹子之（もノにはあれドわぎもこが）」（3・481）、「去来者行跡吾戀流（かよひはゆケドあがこふる）」（4・485）などがある。
- ⑩ 音仮名〈登〉のばあいも訓仮名〈跡〉のばあいも、〈吾〉を後接する用例は句をまたいでいる。また、音仮名〈等〉に多い「打蟬等念之時尔（うつせみトおもひしトきに）」（2・210）の「等念」や、「将成哉等人曾耳言焉（ならメヤトひトゾささやく）」（7・1356）の「等人」、訓仮名〈常〉でもっとも多い「公之随意常念乍（きみがまにまトおもひつつ）」（9・1785）の「常念」

なども句をまたぐことがある。歌において句の切れ目は重要なマーカーであったと思われるが、いっぽうで、このような傾向は句の切れ目に必ずしも対応しない形で仮名が運用されていた可能性をうかがわせ、注意されるところである。この傾向は、3.5節で言及した自立語の全体が仮名で書かれる際に、語幹・活用語尾の切れ目と多音節訓仮名とが必ずしも対応しないことや、3.3.3項の注⑤で言及した多音節訓仮名と語との対応関係の多様性・柔軟性とも関係すると思われる。言語の分節と、それを文字を用いて書く表記の分節との関係性に関する考察は、今後の課題である。

① 「み」で頻用されるものとしては音仮名〈弥〉もあるが、〈弥〉は特定の文字列で使用される傾向がみられない。

② たとえば「み」の音仮名〈美〉のように、頻用される仮名のなかには上代の資料で横断的に使用されるものがある。乾善彦（2018ほか）は、このような仮名を「基層の仮名」とよび、ひらがなやカタカナのような文字体系としての「かな」へと連続する基盤とみる。ただ、訓字主体表記歌巻では、そうした表音用法に特化してゆく仮名であってもある特定の文字列で現れる傾向があり、このことは、訓字主体表記歌巻では仮名が単独ではなく、特定のまとまりで運用されていることを示唆するものとして注目される。

③ 訓字〈等〉の上位5は、同じ用例数（2例）で次の3種類の文字列が該当する。

「弟等」 諸弟等之（もロトラが）（4・773）

諸弟等（もロトラが）（4・774）

「部等」 祝部等之（はふりらが）（10・2309）

祝部等之（はふりらが）（12・2981）

「妹等」 妹等所（いもらがり）（7・1121）

妹等者立志（いもらはたし）（13・3299）

④ 訓仮名〈跡〉〈常〉の文字列が訓字〈跡〉〈常〉のそれと異なることは、7章でふれている。

⑤ 「け」の仮名として頻用される音仮名〈家〉も訓字として131例使用されており、その際、大半が名詞「いへ」およびその複合語の表記を担う。音仮名〈家〉が助動詞「けり」の表記を担う際の表記が「家里」をはじめ少数の固定的な文字列に偏る（8.2.3項【表6】）のも、仮名であることを担保する一方法として機能しているものと思われる。

9 まとめと課題

9.1 本研究のまとめ

本研究は、上代文献のうち、『萬葉集』訓字主体表記歌巻でだけ訓仮名が多用される点に注目し、同巻でどのように訓仮名が使用されているのか、その仕組みの解明を目的として、訓仮名の使用実態や訓字との関係を調査・記述し、その結果に基づいて考察を行ってきた。

1章では、研究の背景として、これまで訓字主体表記歌巻の仮名のありようについて詳細な検証が行われていないこと、同巻に特徴的な訓仮名の多用についても、どのような仕組みがそれを許容するのかという、表記の規則との関連においてほとんど議論されていないことを確認した。さらに、ここ50年で文字・表記にまつわる用語や観点が多様化してきたことをふまえ、先学の議論を振り返りつつ、文字・表記・書記という用語の定義を行った。そして、テキスト内で文字がどのように運用され、語がどのように書かれているか、その仕組みの解明を目的とする表記論的観点から、訓字主体表記歌巻における訓仮名の使用実態を分析するという本研究の立場および方針を明らかにした。

2章では、訓仮名の多用が表記論的観点から考究されることの必要性をより明確にするために、近世の用字法研究における訓仮名の分類方針や位置づけを取りあげた。従来、近世の用字法研究は、契沖『萬葉代匠記』、春登『萬葉用字格』、鹿持雅澄『萬葉集古義』という系譜で捉えられてきたが、「訓仮名をどのように位置づけるか」という観点に立つと、『用字格』や『古義』は『代匠記』よりも、『古事記伝』の影響が強いことを明らかにした。さらに、『古事記伝』における『古事記』を基盤に据えた用字分類を『萬葉集』に援用した『用字格』『古義』では、訓仮名の位置づけに一部無理や混乱が生じている点に着目して、上代には日本語を書くための文字として〈漢字〉しかないものの、その運用においてはすでに複数の方法があった可能性を指摘した。

3章では、語の表記の側から訓仮名の実態を押さえることを目的として、どの多音節訓仮名が、どのような語の表記で、何回使用されるのかについて調査・記述した。その結果、従来の定説として、多音節訓仮名は文節末の助詞に多く、活用がある助動詞には使用されにくいとされてきたが、実際は文節末でも多音節訓仮名での表記が多いものとそうでないものがあること、多音節訓仮名表記は類型的な表現でよく使用されること、また、助動詞と多

音節訓仮名との対応関係が必ずしも 1 対 1 ではないことなどが明らかになり、従来説の見直しが必要であることを指摘した。そのうえで、形容詞活用語尾や自立語の多音節訓仮名表記ではその前後に多く訓仮名が使用されていることを指摘し、多音節訓仮名は語的なまとまりや文節の明示を狙って選択されたというよりも、類型的な表現の表記として多音節訓仮名が繰り返し使用されたことで、結果的にそのような効果が読み取れるとみたほうがよく、こうした効果は多音節訓仮名それ単独ではなく、前後の文字も含めた文字列レベルで検証する必要があることを述べた。

4 章では、〈漢字〉の側から単音節・多音節の訓仮名の使用実態を明らかにするための前段階として、訓仮名として使用される〈漢字〉にはどのようなものがあるのかを整理し、それらがどの程度、訓字や音仮名など、訓仮名以外の用法で使用されることがあるのかを一覧表に示した。結果として、どの程度訓字として使用されるのかという点は一様でないものの、多くの訓仮名字母が訓字としても使用されていることを指摘した。さらに、『古事記』や『日本書紀』ではこうした〈漢字〉の両用を避ける配慮がある（川端善明 1975）ことをふまえて、訓字主体表記歌巻における訓仮名と訓字の関係が注目に値することを再度確認し、両用がどのように可能になっているのか、その解明が必要であることを述べた。

5 章では、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されるという 4 章の結果をうけて、どのような〈漢字〉が訓仮名としてよく使用されるのかについて、訓字との関係という観点から検証した。その結果、訓仮名としてしか使用されない専用〈漢字〉の大半は訓仮名として稀用であり、頻用される訓仮名の大部分は訓字としても使用されることを指摘し、一見合理的な訓仮名専用のもので頻用されるわけではないことを明らかにした。さらに、同じ音節を表す訓仮名群に用例数や出現位置の違いがあることを指摘し、そうした違いが各字母の訓字としてのありようの違いと相関することに言及した。

6 章では、5 章で明らかになった訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いを、訓字主体表記歌巻内部の問題として位置づけるために、(1) 同じ音節を表す訓仮名群の用例数や出現位置の違いは、訓字主体表記歌巻以外の上代の資料でも確認されるのか、(2) 訓字主体表記歌巻における訓仮名群の用例数の差は、同巻を構成する各巻の仮名の使用実態とどのような関係にあるか、(3) 訓仮名群の用例数の差は対応する語の違いと相関するか、について考察した。『古事記』や戸籍でも同じ音節を表す訓仮名群に用例数の差や出現位置の違いはあるものの、その実態は訓字主体表記歌巻のそれとは異なっていた。また、頻用される訓仮名は同巻を構成する種々の巻で使用されるために用例数が多いこと、訓仮名の用例数の多寡と

語の表記における仮名としての汎用性が相関関係にないことを指摘した。これらの結果から、5章で確認された訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いは、上代の種々の資料に一般化できるものではなく、訓字主体表記歌巻の内部で、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字の両用を辞さないこととの関係において検討されるべきことが明らかになった。

7章では、訓字主体表記歌巻で訓仮名として使用される〈漢字〉が、訓字としてどの程度用いられるのかということとの関係で、訓字として使用されない字母が訓仮名として頻用されるA、訓字としてもよく使用される字母が訓仮名としても頻用されるB、頻用される訓仮名2字のうち、いっぽうは訓字としてあまり用いられないのに対して、他方は訓字としてよく用いられるC、の3つの型があることを確認した。そのうえで、各字母が訓字のときにどのような語の表記を担うのか、その際どのような〈漢字〉を前後に取るのかに重点を置いて整理し、その結果と訓仮名としての用例数や出現位置との関係を考察した。ひとつの〈漢字〉が単音節訓仮名と訓字に両用されるとき、両用法は用例数のうえで多様であるが、その根底には、訓字（表語用法）として同じ語の表記を繰り返し担うことでもたらされた表語性が訓仮名（表音用法）としての汎用性を制限する、というひとつの原理がはたらいていることを指摘するとともに、訓字として用いられる際にある程度固定した表記があることが、訓仮名の認識、さらにはテキストの可読性に寄与する側面があることも指摘した。

8章では、7章をうけて、訓字との関係という観点から、同じ音節を表す単音節の音仮名と訓仮名の関係について考察した。従来の上代の資料を対象とした研究では、音仮名・訓仮名という属性による仮名の二分類が絶対視されており、両者を横断的に扱うことが非常に少なかったが、本章で、用例数・語の表記における分布・同一語句の表記を担う際の綴りについて、両者の関係を分類・検証した結果、いずれの点においても音仮名・訓仮名という属性による二分類が指標になり得ないことが明らかになった。さらに、従来、訓字主体表記歌巻では、ひとつの〈漢字〉が音仮名と訓字に両用されることが少ないと考えられてきた（橋本四郎 1959）が、実際にはそれほど少なくないことも指摘し、訓字主体表記歌巻における仮名の分布には、その属性よりも、訓字として使用される際のありようが深くかわる可能性を述べた。

9.2 本研究の意義と今後の課題

以上の考察をとおして本研究の結論をまとめると、『萬葉集』訓字主体表記歌巻では、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されるため、ある〈漢字〉が訓仮名としてどのような

語の表記でどの程度使用されるかということは、その〈漢字〉が訓字としてどのような語の表記を担うか、ということとの相関関係のもとに決まると考えられる。つまり、訓仮名は訓字のありように強く依存し、訓字で語をどのように書くかという表記法のほりあいのなかで存立し得る。

訓仮名が訓字と深く関係するであろうという見通しは、これまでの研究でもさまざまな角度から言及されてきた。ただ、従来の研究の多くは、深く関係するということの内実に具体的に踏み込んでおらず、そうした問題を検証する際の前提となる訓仮名のありようについても十分な調査を行っていなかった。今回、本研究が訓字主体表記歌巻における訓仮名の使用実態を調査・記述し、同巻における訓仮名の分布や、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されることの実相を数量的に明らかにしたことで、今後の訓仮名の研究、さらには上代の文字・表記の研究を行う際の基盤が整えられたと考える。ここに本研究のひとつめの意義がある。

もうひとつの意義は、上述の調査・記述の過程で明らかになった、ひとつの〈漢字〉が仮名（音仮名・訓仮名）と訓字の両用を辞さないという傾向や、付属語の表記では音仮名・訓仮名という属性による二分類が仮名の分布の指標となり得ないといった結果が、日本語表記史における訓字主体表記歌巻の位置づけの再検討を促すものだ、という点である。

従来、訓字主体表記歌巻の表記は、変体漢文を基盤としてそこに付属語にあたるものが書き加えられたものとみなされてきた。たとえば、稲岡耕二（1976）は、同巻の表記を、人麻呂歌集の略体歌のような付属語をほとんど書かない始原的な表記から、仮名主体表記歌巻や記紀歌謡のような仮名表記へと至る過程の、その一段階とみている。また、沖森卓也（1989a）は、変体漢文があり、そこにまず訓仮名による助辞表記がなされ、その次の段階として音仮名による助辞表記がなされ、その後仮名だけの表記が成立したという発達の展開を想定し、訓仮名・音仮名がともに使用される訓字主体表記歌巻の表記を「漢字万葉仮名交じり文」と位置づけている。

こうした先行研究は、資料上でみられる種々の表記を、漢文に始まり、変体漢文を経て最終的に仮名表記へ至るという時系列に沿った単線的展開として記述するとともに、この過程で仮名が体系化され、ひらがなへと展開するとみている。そのため、常に、訓字と仮名とは対立的かつ対極的な関係として捉えられており、訓字主体表記歌巻の表記も用法上の「漢字かな交じり文」だとみなしている。しかし、本研究でみてきたとおり、訓字主体表記歌巻では、訓仮名に限らず、ひとつの〈漢字〉が仮名と訓字に両用されることが一般的である。

同様の傾向が多音節音仮名と訓字とのあいだでも確認できること（尾山慎 2019）をふまえると、訓字主体表記歌巻における仮名と訓字とは、共通の文字集合を母体としていると見通されるであろう。ある共通の文字集合を母体として、そこに属する〈漢字〉がときに訓字として選択され、ときに仮名として選択されている仕組みは、「漢字」と「かな」という異なるふたつの文字体系を交える「漢字かな交じり文」の仕組みとは異なっている。このことは、訓字主体表記歌巻の表記を用法上の「漢字仮名交じり文」とみて、仮名表記への単線的展開のうえに位置づけようとする上述の先行研究に対して、再考の必要性を迫るものである。

また、上述のような訓字主体表記歌巻に対する認識と関連して、訓仮名の多用をはじめとする同巻の多様な仮名の使用は、「戯書や義訓、あるいは意図的な文字選択など、漢字の知識を駆使して、どのようにでも書けるということが示されている」（乾善彦 2014）、「訓字主体表記においては、ある文脈・字脈上のある語をどのように書くか選択する場合、考え得るさまざまな文字とその用法や音訓を念頭に置いた上で適した文字が選ばれているとすると、この作業が具体的にいつ行われているかと言えば、何もないところから表記を生み出す、文章を書いてゆく瞬間においてと、さらに推敲の段階とを考えていいように思う」（澤崎文 2019）など、ある語や音節を書く際にあらゆる選択肢が用意されており、それらに基づいて文芸的な工夫や推敲を加えた結果と考えられてきた。

しかし、訓仮名はほぼ付属語およびそれに準ずるものに限定されている点で、けっして無秩序に使用されているわけではないことがわかる。さらに、本研究の6章・7章・8章でみてきたように、訓仮名は逐字的に選択され、使用されているというよりも、ある語の表記として固定的な組み合わせで使用されることが多く、その蓄積が訓仮名の用例数の多寡に影響している。このことは、3章で多音節訓仮名表記の実態を調べた際に、類型的な表現で同じ多音節訓仮名が繰り返し使用されている点からも首肯されよう。訓仮名のなかには稀用のものもあり、そういった用例が歌の意味や技法と密接に関連することは事実であろう。しかし、訓仮名が使用される場所に制限があることや、使用する際に文字列に固定性があることに鑑みると、訓字主体表記歌巻でだけ訓仮名が多用されることそれ自体を、工夫や推敲の結果とみなすことには無理があるように思われる。

本研究の1章で述べたように、従来の研究はひらがなの成立およびひらがな文の成立をひとつの到達点とみてきた。そのため、上代の仮名は、その体系化（字体・字形の変化、字母の収斂）および仮名文からひらがな文へという、単線的展開のなかで捉えられ、その枠組みから外れる訓字主体表記歌巻における訓仮名の多用は、書記者の文芸的な工夫や推敲の

産物といった、個別的・臨時的な文字選択の問題に還元されてきた。しかし、本研究で示したとおり、同巻における訓仮名のありかたは、訓字で語をどのように書くかということのほりあいのなかで捉えられるべきものであり、このことは同巻における音仮名の分布にも敷衍できると見通される。つまり、訓字主体表記歌巻における訓仮名の多用は、仮名の体系化や仮名文への展開など「仮名」の枠組みではなく、仮名と訓字とが字体上の示差的特徴を持たない上代では両用法をどのように共存させているのか、という表記法の問題として捉えられ、議論されるべきと考える。

上代にすでに、ひとつの〈漢字〉を基本的に音仮名としてのみ使用する仮名主体表記歌巻のような表記法と、ひとつの〈漢字〉をときに訓字として、ときに仮名（訓仮名・音仮名）として使用し、訓字で語をどのように書くかということとの相関関係において仮名が存立し得る表記法とが併存しているとみることが、平安時代以降の日本表記史において、複数の文字を併用し、複数の表記体を併存させてゆくこととも連続性を持つであろう。

本研究には、上述のような新たに指摘し得た点があるいっぽうで、課題も残されている。ひとつめの課題は、訓字主体表記歌巻における音仮名のありようについて、十分な考察を行うことができなかつた点である。同巻の音仮名字母については、単音節・多音節ともに明らかにされているものの、それらがどのような語の表記で何回使用されるのかといった使用実態は整理されていない。今後は、音仮名の使用実態についても調査・記述をすすめていく予定である。また、この課題と関連して、本研究では仮名主体表記歌巻における仮名の使用実態についても考察することができなかつた。訓字主体表記歌巻は仮名主体表記歌巻とあわせて、『萬葉集』というひとつの作品を成していることに鑑みると、今後、仮名主体表記歌巻における仮名（同巻の仮名はほぼ音仮名である）の研究は必須である。同巻における音仮名の使用実態について調査・記述を行った後、その結果と訓字主体表記歌巻におけるそれと対照することで、本研究で指摘した仮名のありようが立体的・客観的に捉えられ、上代の仮名のありようの全体像がより鮮明になると考える。

また、発展的な課題として、訓字との相関関係のもとに仮名が使用されるという訓字主体表記歌巻の表記法が、後世の資料にどのように継承されたのかについて、中古・中世の真名本を対象に考察したいと考えている。平安時代以降に〈漢字〉だけで書かれた文学作品群である真名本では、ひらがな・カタカナの代わりに仮名が使用され、音仮名だけではなく訓仮名も多用される点で、訓字主体表記歌巻の表記体と類似する。真名本はその表記体の特殊性がはやくから指摘されながら、ほかの資料との関係は解明されていない。真名本における仮

名と訓字の関係を分析し、その表記法と訓字主体表記歌卷のそれとを対照することで、従来特殊とされてきた訓字主体表記歌卷・真名本それぞれの表記を日本語表記史上で相対化できるとともに、表記法の継承と表記体の歴史的展開とがどのように関係するのか、その解明にも貢献できると考えている。

参考文献

【調査資料】

木下正俊（校訂）（2001）『萬葉集 CD-ROM 版』塙書房

【辞典・索引】

京都大学文学部国語学国文学研究室（編）（1999）『天治本 新撰字鏡（増訂版）』再版 臨川書店

古典索引刊行会（編）（2003）『萬葉集索引』塙書房

上代語辞典編修委員会（編）（1967）『時代別国語大辞典 上代編』三省堂

宮島達夫（編）（2015）『万葉集巻別対照分類語彙表』笠間書院

【注釈書・テキスト】

植垣節也（校注・訳）（1997）『風土記』新編日本古典文学全集 5 小学館

大野晋・大久保正（編集校訂）（1968-1993）『本居宣長全集』筑摩書房

北村宇之松（発行）（1932）『萬葉集古義』精文館

小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守（校注・訳）（1996）『日本書紀②』新編日本古典文学全集 3 小学館

子安宣邦（校注）（2003）『排蘆小船・石上私淑言——宣長「物のあはれ歌論」——』岩波書店

佐佐木信綱（編）（1972）『仙覺全集』萬葉集叢書 8 複製版 臨川書店

佐竹昭広・木下正俊・小島憲之（編）（1998）『萬葉集 本文篇』補訂版 塙書房

鈴置浩一（編）（1984）『万葉用字格』和泉書院

久松潜一（監修）（1973-1976）『契沖全集』岩波書店

山口佳紀・神野志隆光（校注・訳）（1997）『古事記』新編日本古典文学全集 1 小学館

「奈良時代古文書フルテキストデータベース」東京大学史料編纂所

(<http://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>)

【参考文献】

池上 禎造（1946）「文字論の位置」『國語・國文』15（3・4），pp.35-43

- (1955) 「文字論のために」『国語學』23, pp.1-13
- (1960) 「正訓字の整理について」『萬葉』34, pp.47-53
- 石井 久雄 (2002) 「〔書評〕小松英雄著『日本語書記史原論』」『国語学』53 (1), pp.130-123
- 井手 至 (1969) 「万葉集変体漢文表記諸巻における仮名書き語彙の表記法について」『國語國文』38 (10), pp.27-39 : 井手至 (1999) 『遊文録 国語史篇 2』和泉書院
- (1970) 「掛け詞の源流」『人文研究』21 (6), pp.1-21 : 井手至 (1999) 『遊文録 国語史篇 2』和泉書院
- 稲岡 耕二 (1964a) 「音訓两用の假名について」『萬葉』51, pp.13-23 : 稲岡耕二 (1976) 『萬葉表記論』塙書房
- (1964b) 「竹取翁歌の用字の年代——借訓仮名を中心に——」『美夫君志』7, pp.99-117
- (1967) 「万葉集における単語の交用表記について」『國語學』70, pp.19-45 : 稲岡耕二 (1976) 『萬葉表記論』塙書房
- (1976) 『萬葉表記論』塙書房
- 乾 善彦 (1990) 「仙覚『万葉集註釈』の文字意識」『帝塚山学院大学日本文学研究』21, pp.55-67 : 乾善彦 (2003) 『漢字による日本語書記の史的研究』塙書房
- (1998) 「万葉用字法体系研究史の残したのもの——『仮名』の定位と国語文字史研究の方向——」『文学史研究』39, pp.1-10 : 乾善彦 (2003) 『漢字による日本語書記の史的研究』塙書房
- (2003) 『漢字による日本語書記の史的研究』塙書房
- (2007) 「仮名の位相と万葉集仮名書歌巻」『萬葉集研究』29 塙書房, pp.185-203 : 乾善彦 (2017) 『日本語書記用文体の成立基盤——表記体から文体へ——』塙書房
- (2017) 『日本語書記用文体の成立基盤——表記体から文体へ——』塙書房
- (2018) 「『万葉仮名』と『秋萩帖』」今野真二 (編) 『秋萩帖の総合的研究』勉誠出版, pp.63-80
- 犬飼 隆 (2005a) 『木簡による日本語書記史』笠間書院
- (2005b) 『上代文字言語の研究』増補版 笠間書院
- (2011) 『木簡による日本語書記史』増訂版 笠間書院

- 内田 賢徳 (2005) 「漢字から仮名へ」『漢字と日本語』朝倉漢字講座 1 朝倉書店, pp.60-79 : 内田賢徳 (2005) 『上代日本語表現と訓詁』塙書房
- 大野 透 (1962) 『萬葉假名の研究』明治書院
- 沖森 卓也 (1989a) 「万葉仮名交じり文の成立」『立教大学日本文学』62, pp.2-15 : 沖森卓也 (2000) 『日本古代の表記と文体』吉川弘文館
- (1989b) 「万葉仮名と文章文体」『萬葉集研究』17 塙書房, pp.17-26 : 沖森卓也 (2000) 『日本古代の表記と文体』吉川弘文館
- 奥田 俊博 (1998) 「『万葉集』の仮名表記——表意性を有する例を中心に——」『日本語と日本文学』27, pp.1-13 : 奥田俊博 (2016) 『古代日本における文字表現の展開』塙書房
- 澤瀉 久孝 (1931) 「萬葉集選釋 (第3回)」『國語・國文』1 (3), pp.79-86
- 尾山 慎 (2010) 「萬葉集における二合仮名と多音節訓仮名について」『萬葉』207, pp.32-51 : 尾山慎 (2019) 『二合仮名の研究』和泉書院
- (2012) 「訓字主体表記と略音仮名」神野志隆光・芳賀紀雄 (編) 『萬葉集研究』33, 塙書房, pp.129-153 : 尾山慎 (2019) 『二合仮名の研究』和泉書院
- (2014) 「萬葉集における用法としての文字選択とその表記——二合仮名と訓字・訓仮名の両用を巡って——」神野志隆光・芳賀紀雄 (編) 『萬葉集研究』35 塙書房, pp.211-245 : 尾山慎 (2019) 『二合仮名の研究』和泉書院
- (2017) 「字と音訓の間」犬飼隆 (編) 『古代の文字文化』古代文学と隣接諸学 4 竹林舎, pp.64-98 : 尾山慎 (2019) 『二合仮名の研究』和泉書院
- (2019) 『二合仮名の研究』和泉書院
- 春日 和男 (1960) 「『ます』及びその類語の発生と展開」『國文學 解釈と教材の研究』5 (2), pp.150-155
- 春日 政治 (1933) 『假名發達史序説』岩波書店 : 春日和男 (編) (1982) 『春日政治著作集』1 勉誠社
- 樺島 忠夫 (1960) 「表記の研究——その一——」『計量国語学』15, pp.17-36
- (1961a) 「表記の研究——その一——」『計量国語学』16, pp.9-22
- (1961b) 「表記の研究——その三——」『計量国語学』18, pp.1-11
- (1974) 「集合としての文字」『語文』32, pp.122-128
- (1975) 「文字体系の構造」『計量国語学』75, pp.13-22

- (1977) 「表記規則にどのようなものがあるか」『國語國文』46 (5), pp.531-542
- (1980) 「表記体系の分析」川本茂雄・日下部文夫・柴田武・服部四郎 (編) 『言語の本質と機能』日本の言語学 1 大修館書店, pp.561-601
- 川端 善明 (1975) 「万葉仮名の成立と展相」上田正昭 (編) 『日本古代文化の探究・文字』社会思想社, pp.123-184
- 日下部文夫 (1971) 「文字の位置はどこか——記述と記録——」岩倉具実教授退職記念論文集 出版後援会 (編) 『言語学と日本語問題』くろしお出版, pp.290-300
- 工藤 力男 (1999) 『日本語史の諸相 工藤力男論考選』汲古書院
- 小路 一光 (1988) 『萬葉集助詞の研究』笠間書院
- 河野 六郎 (1980) 『河野六郎著作集 3 文字論・雑纂』平凡社
- 神野志隆光 (2010) 『本居宣長『古事記伝』を読む』 I 講談社
- 小松 英雄 (1998) 『日本語書記史原論』笠間書院
- (2000) 『日本語書記史原論』補訂版 笠間書院
- (2006) 『日本語書記史原論』補訂版・新装版 笠間書院
- 近藤みゆき (2000) 「n グラム統計処理を用いた文字列分析による日本古典文学の研究——『古今和歌集』の「ことば」の型と性差——」『千葉大学人文研究』29, pp.187-238
- 佐野 宏 (2006) 「書記論と表記論との発想の違いは何か」『國文學 解釈と教材の研究』51 (4), pp.94-97
- (2015) 「萬葉集における表記体と用字法について」『國語國文』84 (4), pp.161-181
- 澤崎 文 (2012a) 「万葉仮名の字義を意識させない字母選択——『万葉集』における訓仮名を中心に——」『日本語の研究』8 (1), pp.75-61
- (2012b) 「『万葉集』の訓字主体表記に見える二種の仮名——表記環境による字母の違い——」『国文学研究』168, pp.34-46
- (2017) 「『万葉集』における漢字の複用法と文字選択の背景」『萬葉語文研究』12 和泉書院, pp.139-158
- (2019) 「漢字の表意性から見た『かな』の成立」乾善彦・内田賢徳 (編) 『万葉仮名と平仮名 その連続・不連続』三省堂, pp.154-174
- 柴田 武 (1971) 「音訓の構造」岩倉具実教授退職記念論文集 出版後援会 (編) 『言語学と日本語問題』くろしお出版, pp.175-183

- 武田 祐吉 (1921) 『上代國文學の研究』 博文館
- 武智 雅一 (1933) 「萬葉集に見える聯想的用字」 『文學』 1 (8), pp.56-71
- 築島 裕 (1973) 「契沖述作の語学書について」 久松潜一 (監修) 『契沖全集』 10 岩波書店, pp.791-827
- (1981) 『日本語の世界 5 仮名』 中央公論社
- 鶴 久 (1960) 「萬葉集における借訓假名の清濁表記——特に二音節訓假名をめぐって——」 『萬葉』 36, pp.20-32 : 鶴久 (1995) 『萬葉集訓法の研究』 おうふう
- 西宮 一民 (1960) 「上代語の清濁——借訓文字を中心として——」 『萬葉』 36, pp.1-19 : 西宮一民 (1970) 『日本上代の文章と表記』 風間書房
- 野村 雅昭 (1972) 「漢字かなまじり文の文字連続」 国立国語研究所 『電子計算機による国語研究』 IV 国立国語研究所報告 46 秀英出版, pp.1-34
- (2006) 「漢字の位置」 前田富祺・野村雅昭 (編) 『漢字のはたらき』 朝倉漢字講座 2 朝倉書店, pp.187-214
- 橋本 四郎 (1959) 「訓假名をめぐって」 『萬葉』 33, pp.1-16 : 橋本四郎 (1986) 『橋本四郎論文集 国語学編』 角川書店
- (1963) 「『竹取翁歌』の構成とその性格——二三の訓詁にふれて——」 『女子大文學』 15, pp.11-28 : 橋本四郎 (1986) 『橋本四郎論文集 万葉集編』 角川書店
- (1966) 「多音節假名」 澤瀉博士喜壽記念論文集刊行會 (編) 『澤瀉博士喜壽記念萬葉學論叢』, pp.641-671 : 橋本四郎 (1986) 『橋本四郎論文集 国語学編』 角川書店
- (1978) 「ク語法とその周辺」 『論集 日本文学・日本語 上代』 角川書店, pp.351-367 : 橋本四郎 (1986) 『橋本四郎論文集 国語学編』 角川書店
- 橋本 進吉 (1932) 『國語學概論』 上・下 岩波講座日本文學 岩波書店 : 橋本進吉 (1946) 『國語學概論』 橋本進吉博士著作集 1 岩波書店
- (1947) 「日本の文字について——文字の表意性と表音性——」 『國語と國文學』 24 (1), pp.43-48
- 蜂矢 宣朗 (1960) 「萬葉集における活用語尾の表記——動詞の部——」 『山邊道』 6, pp.56-73
- (1961) 「萬葉集における活用語尾の表記——形容詞の部——」 『山邊道』 7, pp.46-61
- 蜂矢 真郷 (2014) 『古代語形容詞の研究』 精文堂出版

- 古屋 彰 (1998)『万葉集の表記と文字』和泉書院
- 宮島 達夫 (1981)「『文字形態素論』批判」『教育国語』66, pp.21-35
- (2019)『言語史の計量的研究』笠間書院
- 毛利 正守 (2010)「萬葉集における訓仮名と二合仮名の運用」『叙説』37, pp.155-165
- 森岡 健二 (1968)「文字形態素論」『國語と國文學』45 (2), pp.8-27 : 森岡健二 (2004)『日本語と漢字』明治書院
- 森岡健二・柴田武 (編) (1975)『日本語の文字』シンポジウム日本語④ 学生社
- 森本 治吉 (1931)『萬葉集の研究—用字法を中心として—』岩波講座日本文學 岩波書店
- 八木 京子 (2005a)「柿本人麻呂の音訓仮名交用表記—『うた』の文字としての『仮名』—」『日本女子大学紀要 文学部』55, pp.1-22
- (2005b)「上代文字資料における音訓仮名の交用表記—難波津の歌などの木簡資料を中心に—」『高岡市万葉歴史館紀要』15, pp.19-30
- 矢田 勉 (1996)「本居宣長著『古事記伝』」西野嘉章 (編)『歴史の文字 記載・活字・活版』東京大学コレクション (Ⅲ) 東京大学出版会, pp.121-134
- (2005)「文字研究の歴史」林史典 (編)『文字・書記』朝倉日本語講座 2 朝倉書店, pp.230-246 : 矢田勉 (2012)『国語文字・表記史の研究』汲古書院
- (2012)『国語文字・表記史の研究』汲古書院
- 山口 佳紀 (1985)『古代日本語文法の成立の研究』有精堂出版
- (1993)「古事記における訓仮名の役割」『萬葉』147, pp.1-14 : 山口佳紀 (1995)『古事記の表記と訓読』有精堂出版
- 山田 俊雄 (1950)「言語過程説における文字論について」『國語と國文學』27 (6), pp.47-54
- (1955a)「国語学における文字の研究について」『國語學』20, pp.9-17
- (1955b)「萬葉集文字論序説」『萬葉集大成 6 言語篇』平凡社, pp.3-24
- (1960)「文字史の可能性」『國語と國文學』37 (10), pp.66-75
- (1980)「文字論に課せられた問題」『國語學』120, pp.1-6
- 山田 孝雄 (1954)『奈良朝文法史』宝文館
- 吉澤 義則 (1933)「萬葉集に於ける文字の文學的用法に就て」『國語・國文』3 (1), pp.1-13
- 吉田 金彦 (1973)「記紀・万葉集の敬語」『上代・中古の敬語』敬語講座 2 明治書院, pp.31-72
- フェルディナン・ド・ソシュール (著), 影浦峯・田中久美子 (訳) (2007)『ソシュール一般言語学講義 コンスタンタンのノート』東京大学出版会

C.E.シャノン・W.ヴィーヴァー（著），長谷川淳・井上光洋（訳）（1969）『コミュニケーションの数学的理論—情報理論の基礎—』明治図書出版

フロリアン・クルマス（著），斎藤伸治（訳）（2014）『文字の言語学 現代文字論入門』大修館書店

初出一覧

本研究はすでに発表した論文および口頭発表に基づくものであるが、一書とすべく、適宜、加筆・修正を加えたほか、内容を大幅に書きかえたり、本来ひとつであった論文を分割したりしたところもある。以下に、本研究とそのもととなった論文・口頭発表との関係を示す。

1 序論

- ・書き下ろし

2 近世の用字法研究における訓仮名の位置づけ

- ・「近世の用字法研究における訓仮名の位置づけ——『古事記伝』の影響に注目して——」
令和元年度美夫君志会全国大会（2019年7月7日 於：中京大学）

3 多音節訓仮名

下記の3本の論文を中心に大幅に加筆・修正を加えた。

- ・「『萬葉集』における多音節助詞の表記」『同志社国文学』82, pp.212-201（2015年3月）
- ・「多音節訓仮名表記されることがある語句——『萬葉集』における実態と傾向——」『同志社日本語研究』19, pp.12-24（2015年9月）
- ・「『萬葉集』における多音節訓仮名表記の実態と傾向——補助動詞・活用語尾・付属語を中心に——」『同志社国文学』84, pp.296-283（2016年3月）

4 訓仮名として使用される〈漢字〉

下記論文の2節と下記口頭発表の一部をもとに加筆・修正した。

- ・「『萬葉集』で単音節訓仮名として機能する〈漢字〉」『同志社国文学』86, pp.78-63（2017年3月）
- ・「多音節訓仮名と訓字」2019年度春季同志社大学国文学会研究発表会（2019年6月30日 於：同志社大学）

5 単音節訓仮名 ——訓字との関係に注目して——

- ・「『萬葉集』で単音節訓仮名として機能する〈漢字〉」『同志社国文学』86, pp.78-63（2017年3月）

6 訓仮名群における用例数の差と出現位置の違い

- ・『『万葉集』における訓仮名の頻度差と出現位置の相違』『同志社日本語研究』21, pp.43-55 (2017年12月)

7 訓仮名と訓字

下記論文をもとに下記口頭発表の一部を7.5節・7.6節として加筆した。

- ・『『万葉集』における訓仮名と訓字』『萬葉』226, pp.35-51 (2018年10月)
- ・「多音節訓仮名と訓字」2019年度春季同志社大学国文学会研究発表会 (2019年6月30日 於：同志社大学)

8 音仮名と訓仮名 —訓字との両用とその影響をめぐって—

- ・『『万葉集』における音仮名と訓仮名—訓字との両用とその影響をめぐって—』『萬葉』228, pp.42-56 (2019年10月)

9 まとめと課題

- ・書き下ろし